

自分たちのまちは、自分たちでよくする

自治会活動の 手引き

—平成 28 年度 改訂版—

(R6.5.17 一部改訂)



長崎市市民生活部自治振興課

はじめに

自治会は、地域コミュニティの根幹として、住民同士の親睦を深める活動やごみの分別・防犯等の生活環境を向上させる活動、災害時における相互協力など、だれもが安全安心に暮らせる住みよいまちづくりの実現に向けて、非常に大きな役割を果たしています。

しかしながら、近年、少子・高齢化や核家族化の進行、生活スタイルや価値観の多様化といった社会情勢の変化に伴って、地域を基盤とした人と人とのつながりが希薄化しているといわれており、未加入者への対応や担い手の不足、役員の高齢化など、自治会を取り巻く環境は非常に厳しい状況にあるのも事実です。

この「自治会活動の手引き」は、自治会運営の一助になればと考え、加入促進や活動の紹介、自治会と関連する市の担当窓口や事業などについてまとめたものです。

自治会長さんをはじめ、自治会でご尽力いただいているみなさんが、組織の運営や活動について知りたいときに、少しでもお役に立つことができましたら幸いです。

平成 28 年 8 月

長崎市 自治振興課

目 次

1 章 自治会について

- (1) 自治会とは・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- (2) ますます重要性を増す自治会・・・・・・・・・・・・ 1
- (3) 自治会の主な活動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

2 章 自治会の運営

- (1) 役員を決める（役員を分担する）・・・・・・・・ 3
- (2) 会則（規約）をつくる・・・・・・・・・・・・・・ 5
- (3) 会議を開く・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- (4) 事業計画を立てる・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
- (5) 会計を管理する・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
- (6) 広報活動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
- (7) 個人情報の保護と活用・・・・・・・・・・・・・・ 12
- (8) 認可地縁団体について（自治会の法人化）・・・・ 14

3 章 加入促進

- (1) 加入促進の働きかけ・・・・・・・・・・・・・・・・ 16
- (2) 加入促進の手順・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
- (3) 未加入者・新規加入者に関する Q&A・・・・・・・・ 21
- (4) これまでの講座において出された意見や事例・・・・ 22
- (5) 長崎市の加入促進の取り組み・・・・・・・・・・・・ 25



あじさいコール

市役所代表

はい、つうじます!

8時~8時

☎095-822-8888

4 章 取 り 組 み 紹 介 27

5 章 市 の 担 当 窓 口

- ・ 長崎市の組織一覧 36
- ・ 総合事務所・地域センター 一覧表 38
- ・ 自治会活動関係の担当課・窓口一覧表 39
- ・ 自治振興課地域ふれあい係 (☎ 095-829-1134) 40
- ・ 自治振興課安全安心係 (☎ 095-829-1211) 42
- ・ 各総合事務所地域整備課 43
- ・ 土 木 建 設 課 (☎ 095-829-1166) 44
- ・ 環 境 政 策 課 (☎ 095-829-1156) 44
- ・ 廃 棄 物 対 策 課 (☎ 095-829-1159) 45
- ・ 環 境 セ ン タ ー 46
- ・ 防災危機管理室 (☎ 095-822-0480) 46
- ・ 広 報 広 聴 課 (☎ 095-829-1114) 47
- ・ 国 際 課 (☎ 095-829-1113) 48
- ・ 都 市 経 営 室 (☎ 095-829-1111) 48
- ・ 地域コミュニティ推進室 (☎ 095-829-1283) 48
- ・ 総 務 課 (☎ 095-829-1117) 54
- ・ 市民活動センター「うさか」 (☎ 095-807-6518) 54
- ・ 消費者センター (☎ 095-829-1500) 54
- ・ スポーツ振興課 (☎ 095-824-3728) 55

・ 人権男女共同参画室（☎ 095-826-0026）	55
・ 被爆継承課（☎ 095-844-3913）	56
・ 障害福祉課（☎ 095-829-1141）	56
・ 介護保険課（☎ 095-829-1163）	56
・ 高齢者すこやか支援課（☎ 095-829-1146）	57
・ 健康づくり課（☎ 095-829-1154）	57
・ 子育てサポート課（こども家庭センター）（☎ 095-829-1255）	58
・ こどもみらい課（☎ 095-825-1949）	58
・ 各総合事務所生活保護担当	59
・ 生涯学習企画課（☎ 095-829-2044）	60
・ 消防局予防課（☎ 095-822-0425）	60
・ 消防局指令課（☎ 095-822-0461）	61
・ 議会事務局総務課（☎ 095-829-1198）	61
・ 建築指導課（☎ 095-829-1174）	62
・	

6 章 補助・助成制度

・ 住民活動に関する保険	63
・ 広報ながさき等配布謝礼金	65
・ 自治会広報掲示板設置補助金	66
・ 自治会集会所建設奨励費補助金	66
・ 防犯カメラ設置事業費補助金	68
・ リサイクル推進活動謝礼金	68
・ 都市公園の清掃に対する補助	69

・ 公園便所などの清掃委託	69
・ コミュニティ助成事業	69

7 章 いきいき地域サポーター 71

8 章 資 料

(1) 様式集一覧	81
・ 自治会変更届	82
・ 住民活動に関する事故報告書	84
・ 地縁による団体の認可を受けた自治会の代表者変更にかかる書類	
告示事項変更届出書	86
代表者の変更に係る総会議事録	88
承諾書	90
・ 消費生活出前講座申込書	92
・ 市政と暮らしの出前講座利用申込書	94
(2) 参考例一覧	102
・ 自治会の会則（規約）参考例	103
・ 総会の開催案内文、出席票・委任状等の参考例	108
・ 総会議事録の参考例	110
・ 事業計画書、事業報告書の参考例	111
・ 予算書、決算書の参考例	113
・ 個人情報取り扱いルール参考例	115
・ 名簿作成の調査票の参考例	116

索引（ケース早引きガイド）

《自治会あれこれ》

- ・ 自治会長が交代したとき
 - 自治会変更届をご提出ください（自治振興課）・・・・・・・・・・ 82
 - 戸別受信機の無償貸与ができます（防災危機管理室）・・・・・・・・ 46
- ・ 世帯数や班（組）数に変更があったときは（自治振興課）・・・・・・・・ 40
- ・ 市から送ってくる文書やポスターについて（自治振興課）・・・・・・・・ 40
- ・ 自治会名義で不動産の登記をするには（自治振興課）・・・・・・・・ 14
- ・ 自治会活動や行事中にケガをしたら（自治振興課）・・・・・・・・ 63

《広報・広聴、情報公開》

- ・ 広報ながさきの配布数や配送先に変更があったときは（広報広聴課）・・・・ 47
- ・ 市に意見や要望があるときは（広報広聴課）・・・・・・・・・・ 47
- ・ 市の事業や制度について詳しく知りたいときは（広報広聴課）・・・47、94～101
- ・ 市政に関する文書の閲覧や交付を請求したいときは（総務課）・・・・ 54

《補助・助成制度、謝礼金等》

- ・ 広報ながさき等配布謝礼金（自治振興課）・・・・・・・・・・ 65
- ・ 自治会広報掲示板の設置補助金（自治振興課）・・・・・・・・・・ 66
- ・ 自治会集会所の新築や増・改築、補修等の補助金（自治振興課）・・・・ 66
- ・ リサイクル推進活動に対する謝礼金（廃棄物対策課）・・・・・・・・ 68
- ・ 集団回収に対する補助（廃棄物対策課）・・・・・・・・・・ 45
- ・ 都市公園の清掃に対する補助（各総合事務所地域整備課）・・・・ 69
- ・ 公園便所などの清掃委託（各総合事務所地域整備課）・・・・ 69

《いざというとき》

- ・ 火事発生情報の問い合わせ（消防局指令課）・・・・・・・・・・ 61
- ・ 休日や夜間の医療機関の案内（消防局指令課）・・・・・・・・・・ 61

《相談》

- ・ 自治会に関する相談（自治振興課）・・・・・・・・・・ 40
- ・ 交通事故に関する相談（自治振興課）・・・・・・・・・・ 42
- ・ 法律や国税、不動産などについての相談（自治振興課）・・・・・・・・ 42
- ・ ごみステーションやごみ出しマナーに関する相談（環境センター）・・・・ 46
- ・ 騒音や悪臭等の公害についての相談（環境政策課）・・・・・・・・・・ 44
- ・ スズメバチ等の害虫駆除についての相談（環境政策課）・・・・・・・・ 44
- ・ 消費生活に関する相談（消費者センター）・・・・・・・・・・ 54
- ・ 障害者が虐待を受けているなどについての相談（障害福祉課）・・・・ 56
- ・ 高齢者が虐待を受けているなどについての相談（高齢者すこやか支援課）・・・・ 57
- ・ 子ども全般の相談（子育てサポート課（こども家庭センター））・・・・ 58
- ・ 児童が虐待を受けているなどの相談（子育てサポート課（こども家庭センター）） 58
- ・ セクシュアル・ハラスメント、DVなどの相談（人権男女共同参画室）・・・・ 55

《道路》

- ・ 生活道路の整備について要望したいときは（各総合事務所地域整備課）・・・・ 43
- ・ 街路灯が点灯していない、破損しているときは（土木建設課）・・・・ 44
- ・ 街路灯の新設が必要な場合は（土木建設課）・・・・・・・・・・ 44
- ・ 市道のガードレールやカーブミラー等が破損しているときは（各総合事務所地域整備課）・・ 44

1 章 自治会について

この章では、自治会の基本的なことからについてまとめました。

(1) 自治会とは

自治会は、地域において人と人とのつながりをつくり、「今よりもっと住みよいまちにしたい」「誰もが安全安心に暮らせる環境をつくりたい」「自分たちのまちをきれいにしたい」など、地域共通のさまざまな課題を解決することを目的として、地域のみなさんが自主的に組織している任意の団体です。

長崎市には、およそ 1,000 の自治会があり、よりよいまちづくりに向けてさまざまな活動をおこなっており、普段の生活において大変重要な役割を果たしています。

(2) ますます重要性を増す自治会

近年、人と人とのつながりが希薄化しているといわれている反面、東日本大震災や熊本地震などの災害をきっかけとして、地域の絆づくりの重要性は高まっています。

この「地域の絆」をつくるきっかけとなっているのが自治会です。家庭や学校、仕事などと比べるとつながりが見えにくいかもしれませんが、誰もが地域の中で、お互いに関わりを持ち、支え合って生活をしています。



— 自治会の主な役割 —

■ 住民同士の親睦を深める

自治会活動を通じて、住民同士の顔が見える関係を築き、互いの信頼を深めることによって、住民の結束を強めます。

■ 地域の課題を解決する

家族だけでは解決が難しい地域の課題について、住民同士で協力することで解決につながります。行政に対する要望等も、自治会が地域の代表となっておこないます。

■ いざというときに備える

自治会の 防犯・防災活動を通じて、お互いに支え合える体制をつくります。「身近に助け合える人がいる」ことが、日々の暮らしの安心につながります。

(3) 自治会の主な活動

親 睦 活 動

夏祭りや運動会、もちつき大会などの年中行事を通じて、住民同士が楽しくコミュニケーションを図り、親睦を深める活動をしています。

また、近隣の自治会と合同で行事を企画することで、地域全体における人と人とのつながりの輪が広がります。



広 報 活 動

広報ながさきの配布や回覧の依頼など、市や県からのお知らせは、自治会を通じて住民のみなさんへ周知をお願いしています。

また、地域の情報を住民のみなさんに提供するために、自治会独自の広報紙の作成などにも取り組んでいます。



防 犯 ・ 防 災 活 動

防犯パトロールや夜警、防災マップづくり、防災訓練など、いざというときに助け合えるつながりをつくり、誰もが安全・安心に生活できるよう活動をしています。

また、行政に対して、防犯灯や道路整備の要望などもおこなっています。

環 境 ・ 美 化 活 動

公園や道路の清掃、ごみステーションの管理、資源物回収、地域の緑化や花植えなど、地域のみなさんが快適に暮らせるようまちを美しくする活動をしています。



福 祉 活 動

隣近所での見守りや声かけ、敬老会や高齢者ふれあいサロンの開催、ささえあいマップづくりなど、高齢化が進む今日、住民同士で助け合い、支え合える関係づくりのための活動をしています。

地 域 独 自 の 活 動

くunchやパーロン、浮立などの伝統芸能や伝統行事の活動をしています。

また、階段の多い地域では、暗がりでも階段がよく見えるように階段への白ペンキ塗装もおこなわれています。



2章 自治会の運営

「自治会の運営って、どんなことをすればいいの？」

この章では、自治会を円滑に運営するための基本的な事項についてまとめました。

(1) 役員を決める（役割を分担する）

① 自治会の役員

自治会を円滑に運営する上で、大きな役割を担っているのが、会長をはじめとする役員の存在です。それぞれ役割を分担しながら、協力して運営することが重要です。

— 会長 —

自治会運営を統轄する責任者です。全体を見渡して、円滑な会の運営ができるよう、地域住民や役員をまとめる役割があります。また、対外的に自治会の意思を伝える代表者でもあります。

— 副会長 —

会長を補佐します。会長が不在の場合、その職務を代行します。会長と連携し、自治会を運営します。

— 書記 —

会議議事録の作成や事業の記録など、事務全般を担当します。書記を設けず、他の役員で役割分担しているところや、事務全般をおこなうことから、事務局長を設けている場合もあります。

— 会計 —

預金通帳・帳簿・領収書等の整理、備品の管理など、出納責任者として会計事務を担当します。適正に処理することが、住民への信頼につながります。

— その他の役員 —

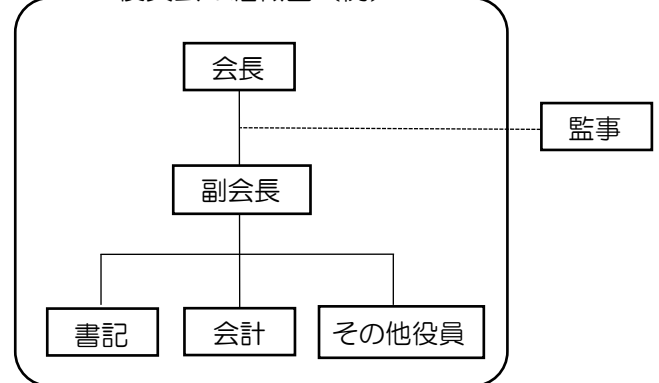
◆ 専門部長

重要な課題に取り組むため、種類ごとに専門部を設け、その部の責任者を担っています。

（専門部の例）

- ・ 防犯防災部 : 防犯活動、自主防災組織等の活動
- ・ 環境部 : 清掃活動やごみステーションの管理
- ・ 交通安全部 : 交通指導や危険箇所の点検
- ・ 広報部 : 自治会広報紙などの作成、情報周知

役員会の組織図（例）



— 監事 —

会計処理や支出が適正になされているかなどの監査をおこないます。

不適切な支出や会計処理があった場合は、総会で報告し、今後の運営に活かすようにします。自治会等の目的にそって、適正に運営されているかどうかを確認するため、活動に対して中立的な立場で公正に判断することが必要です。

※ 中立的な立場であることから、監事は役員会のメンバーにはなりません。

◆ 班長（組長）

自治会員を、複数の班に分けて、その班のまとめ役です。近隣住民の意見等を役員会に伝えたり、回覧などを通じて役員会や班長会において決定された内容を班員に周知する役割もあります。

また、班内における会費の徴収などの事務をおこなうこともあります。

② 役員の任期

- ◆ 自治会によって役員の任期はさまざまですが、平均的に 1 ～ 2 年のところが多いようです。
- ◆ 任期満了における再任についても、「2 期まで」「3 期まで」などの規定を設けている場合もありますが、特に制限を設けていない場合がほとんどのようです。
- ◆ 役員の交代については、会の運営が滞らないように、一度にすべての役員が代わるのではなく、半分ずつ代わったり、役員経験者が引き続き「相談役」や「顧問」として自治会運営をバックアップするなどの工夫をしている自治会もあります。

③ 役員の選任

- ◆ 役員は、会則にしたがって選任します。選任方法は自治会によりさまざまです。
例えば、立候補や選考委員会による推薦のあと総会で承認する方法や、班長等の中からみんなで候補者を選び、総会で承認する方法があります。
また、公平性を期すため、輪番制にしたり、抽選によって選任している自治会もあるようです。
- ◆ 役員の選出については、どのような方法をとるとしても多くの自治会で役員の確保が大きな課題となっているのが現状です。選出方法や任期について再検討したり、退職者や若年世代を取り込むため柔軟な制度の運用をおこなうのも 1 つの方策です。

ある自治会では、

- ・ 1 つの役を複数人体制として、1 人 1 人の負担を減らす。
- ・ 1 つの自治会ではなく、まわりの自治会や、学校、PTA、育成協など他団体と連携して行事を開催することで人材不足を補う。
- ・ 役員マニュアルを整備し、役員を引き受けやすい環境を整える。
- ・ 会議日程等を見直して参加しやすい曜日に設定したり、事前に年間のスケジュールを伝え、予定が立てやすいように配慮する。
- ・ 夏祭りなど、大きな行事ごとに『実行委員会』を結成し、限られた期間だけの活動とすることで、若い人の力を活かす。
- ・ 子どもと一緒に行事などに参加した若い世代に声をかけ、負担の少ない役員からお願いをする。



(2) 会則（規約）をつくる

◆「どんな活動をおこなうのか」「役員はどうやって選ぶのか」「予算はどうやって決めるか」など、自治会の運営や活動に関する基本的な事柄についてあらかじめルール（会則）を決めておくことで、安心して日々の活動に取り組むことができます。

◆ みんなで決めたルールに従って活動をすることで、民主的な自治会の運営ができ、地域住民の自治会に対する信頼が高まるとともに、会員の活動への主体的な参加にもつながります。

会則（規約）に記載する内容例

会則（規約）の内容は、それぞれの自治会の実情によって異なりますが、一般的には次のような事柄が記載されています。（※ 必ず記載しなければならないというものではありません。）

名称・所在地・区域に関すること

自治会の名称と事務所の所在地を記載します。
事務所の所在地は、集会所の住所あるいは会長宅としている自治会も多いようです。
区域は、自治会の区域を記載します。地図などの別表で定めている自治会もあります。

役員・会議に関すること

役員は、役員の種類、人数、選出方法、任期、役割などについて記載します。
会議は、「総会」「役員会」などについて、開催回数や招集方法、構成員、議決方法などについて記載します。

会計に関すること

会計年度や収入・支出、資産及び監査に関する事項を記載します。

目的・事業に関すること

目的は、活動をおこなう上での基本理念です。
例えば、「住民の福祉と相互の親睦」や「明るく住みよい地域づくり」など、自治会によってさまざまです。
事業は、目的を達成するための活動を分野別に記載します。例えば、「防災」「防犯」「環境美化」などです。

会員・会費に関すること

会員は、原則としてその区域に住む全住民が対象となります。「世帯主」などとしている場合もあります。
会費は、「一世帯あたり月額〇〇円」などと金額を記載する方法のほかに、会則の中では「総会で金額を決める」と記載しておき、毎年総会で決定する方法もあります。



自治会の会則（規約）の参考例は、103～107ページをご参照ください。



注意

地縁による団体の認可（14 ページ参照）を受ける団体の会則には、必ず掲載しなければならない内容があります。詳しくは、自治振興課までお尋ねください。

(3) 会議を開く

自治会は、一部の意見や行政の指導により組織された団体ではなく、住民の自主的な意思によって組織される団体です。

民主的に自治会を運営していくためには、住民みんなの思いを活かし、みんなで話し合っ決めていくことが大切です。

主な会議

◆ 総会

会員の総意で、自治会の方針を決定する最高議決機関です。一般的に、通常総会と臨時総会に分けられます。

・…通常総会

主に、前年度の事業報告と決算、監査、新年度の事業計画と予算、役員の選出などの重要事項について報告や提案をおこない、審議と議決をおこないます。

・…臨時総会

緊急に解決すべき課題が発生した場合など、必要に応じて開催します。

◆ 役員会

自治会の執行機関として、総会で決まった内容に従い、自治会を実際に運営していくための会議です。

役員会の構成員は、自治会の規模など状況に応じて、あらかじめ会則で定めておくことが望ましいです。

◆ 専門部会

防犯防災や環境など、身近な地域課題や住民の要望に対処し、効率的な運営をしていくために、専門部会をおきます。それぞれの役割に応じた地域の課題を洗い出し、解決に向けて話し合う会議です。

総会開催の準備

◆ 開催案内

開催日の1か月前～遅くとも2週間前には、開催日時・場所・議題などを会員に文書で漏れなく通知します。会議資料や当日出席できない人のための委任状などを一緒に配布しておく、当日の運営がスムーズです。

◆ 会員数・定足数の確認

総会は、会則で定めている定足数（会議を行うために必要な出席者数）に達しないと、開会ができないため、事前に会員数と定足数を確認しておく必要があります。

◆ 委任状の集計

委任状は、定足数と議決数に影響します。委任状を提出した人数と、委任を受けた人数を確認します。

※なお、委任を受けた人が総会を欠席した場合、その委任状は効力を持ちません。

◆ 議長候補者、役員候補者の選出

議長や役員は、総会の場で決めるのが原則ですが、その場で立候補が期待できない場合は、あらかじめ候補者を選び、本人に打診しておくという方法もあります。



総会の開催案内文、出席票・委任状等の参考例は、108～109ページをご参照ください。

総会の進行（例）

① 開会

定刻になり、出席者数が定足数に達した場合は、司会者が速やかに開会を宣言します。

② 会長あいさつ

開会とあわせておこなう場合や、省略する場合があります。

③ 議長の選出

議長は、自薦と他薦があります。どちらの場合も、出席者の同意が必要です。

④ 定足数の報告、総会成立の宣言

議長は、出席者数（実際の出席者と委任状提出者の合計）を確認した上で、定足数に達したため総会が成立したことを宣言します。

⑤ 議事録署名人の選出

議事録署名人とは、総会の内容を記録した議事録が、正確かどうかを客観的に確認し、署名をする人です。議長のほか、出席者の中から2～3人を選出するのが一般的です。

⑥ 議案審議と議決

第1号議案 前年度事業報告

第2号議案 前年度決算報告

第3号議案 監査報告

それぞれ報告あるいはまとめて報告し、質疑応答を経て議決を求めます。

第4号議案 役員選出

新役員の立候補者を募ります。立候補者がいない場合、選考委員会などで推進した候補者を紹介し、議決を求めます。

第5号議案 新年度事業計画（案）

第6号議案 新年度予算（案）

それぞれ提案説明をおこない、質疑応答を経て議決を求めます。

第5・6号まとめて提案し、質疑応答を経て議決を求める場合もあります。

- ・
- ・
- ・



⑦ 閉会

総会終了後

◆ 議事録の作成

会議の記録は、欠席者にもわかるよう、次第にそって整理して作成しましょう。

◆ 報告

活動内容や会費の使われ方などに関心がある人も多いため、会員の信頼と協力が得られるよう回覧や掲示などで、決算や予算の内容について会員へ報告しましょう。



総会議事録の参考例は、110ページをご参照ください。

(4) 事業計画を立てる

自治会では、自分たちのまちをより住みよいものにするため、さまざまな活動をしています。

それらの活動を確実に行うためには、きちんと計画を立てて、適正に事業費を配分・執行することが重要です。

◆ 事業計画

自治会が1年間を通して、「何を目的に」「どのような活動を」「いつ」「どこで」おこなうかを、具体的に示すもので、総会において提案・議決します。

活動を計画的におこなうためだけでなく、住民が共通認識をもち、みんなで協力して取り組んでいくためにも、事業計画は重要な役割を担っています。

◆ 予算

予算は、自治会の「収入」と事業計画に基づいた活動に必要な「支出」の計画です。住民から集めた大切な会費の使い道を示すものであるため、必要な事業がしっかり執行できるよう予算の配分を検討し、予算書はみんなの納得が得られるよう、正確にわかりやすく作成しなければなりません。

◆ 事業報告

自治会が1年間を通して、どのような活動をおこなってきたのかを整理したもので、総会において報告します。

◆ 決算

決算は、1年間の「収入」と「支出」を明らかにするものです。会計年度が終わったら直ちに、帳簿を整理・集計して、最終的な収入と支出を計算し、決算書を作成します。決算書ができたら、監事による監査を受けた後、総会において報告し、会員の承認を得なければなりません。

◆ 監査

自治会は、第三者の視点で会計処理の透明性を証明するために、監事から監査を受けます。

また、監査は、会の目的にそって事業が進められているかどうかを確認するためのものでもあります。

監事が、会計や資産の状況、事業の実施状況や予算の執行状況などをチェック（監査）し、その結果を総会において報告します。

監査の中で、不適切な処理などが見つかった場合は、会計担当は速やかに内容を訂正しなければなりません。



事業計画書、事業報告書の参考例は、111～112 ページをご参照ください。



予算書、決算書の参考例は、113～114 ページをご参照ください。

(5) 会計を管理する

自治会のお金は、住民みんなのものです。適正に会計を処理し、管理することが信頼につながります。また、会計担当だけでなく、役員全体で管理するという意識も大切です。



◆ 会計とは

会計は、自治会の運営や活動に伴う収入や支出を計算し、出納の管理や記録をおこなう作業です。

帳簿の整理や領収書などの保管、現金や預金通帳の管理などのほか、物品の出納・管理もおこないます。

「住民みなさんのお金を預かっている」ため、適正かつ正確に処理をおこなう必要があります。

◆ 会計年度

会計年度は、収入と支出を一定期間ごとに整理するために設けるものです。

期間は自治会ごとで異なりますが、4月1日から翌年3月31日までとしているところが多いようです。この会計年度にあわせて、事業計画も作成します。

会計の事務

◆ 収支の記録と予算執行状況の把握

収支の発生に合わせて領収書を整理し、現金出納帳や預金出納帳などに正確に記録します。

◆ 財産の管理

現金、預金通帳、備品などの財産を管理します。財産管理台帳や備品台帳を作成することもあります。

◆ 決算

領収書等の書類と帳簿及び現金・預金残高等を照らし合わせ、金額の出し入れに間違いがないかを確認します。その上で、次期会計年度へ繰り越す金額について、現金及び預金残高を確認して決算を終了します。

◆ 会計報告

年度末に会計記録を監事に提出し、監査を受けた後、会計報告書をまとめて総会へ提出します。

◆ 予算案の作成

年度末に、来年度の予算案を他役員と協力して作成し、総会で承認を受けます。

◆ 会員への周知

総会において承認を受けた予算及び決算は、回覧や掲示などで会員に周知します。

自治会会計の内訳（例）

《収入》

- ① 会費 自治会の収入の中心となるものです。会費の金額や徴収方法については、総会の議決を経て決めます。
- ② 謝礼金・補助金 行政などからの謝礼金、補助金による収入です。
- ③ 寄付金 夏祭りなどの行事に対する寄付金収入です。特別な場合として、集会所の建設や増改築などのための寄附もあります。

《支出》

- ① 総務費 自治会の運営にかかる支出です。具体的には、会議費、通信費、印刷製本費、消耗品費、備品購入費、分担金（連合自治会会費など）があります。
- ② 活動費 自治会がおこなう事業や、専門部会の活動費です。
- ③ 維持費 自治会で集会施設等の財産を所有している場合、その維持にかかる費用です。（光熱水費、修繕費など）
- ④ 予備費

予定外の支出に対応するために確保するものです。



会計については、自治会活動とその他自治会活動以外の活動を混同しないように気を付けなければなりません。お金の使用目的を明確にし、別々に会計処理を行いましょう。どこまでが自治会活動分か判断が難しいものは、皆さんでよく話し合うことが大切です。

(6) 広報活動

- ◆ 住民のみなさんに、自治会の運営や活動について理解してもらうには、まずこちらから働きかけ、きちんと情報を知らせることで、「自治会」という存在をPRしていくことが重要です。
- ◆ 普段、自治会活動にさほど関心がない方も、自治会のさまざまな広報物を目にすることにより、「自治会はこんなこともしていたのか」「会費はこのように活用されていたのか」などと興味を持ってもらうきっかけになります。
- ◆ 新しくまちに転入してきた方や、未加入者へも加入促進活動をおこなう際に、自治会独自の広報紙などを用いて説明をおこなうことで、より効果的な活動をおこなうことができます。

広報の手段

広報には、さまざまな手段があります。確実に情報を伝えるために、複数の手段を活用するのも有効です。

◆ 広報紙の発行

- ・ 伝えたい情報などを文書やチラシにして、配布する方法です。
- ・ 確実に、比較的はやく情報を伝達することができます。
- ・ 各自が手元に保管できるため、重要な内容を掲載するのに適しています。
- ・ 各戸配布する場合は、費用と手間がかかります。



◆ 回覧

- ・ 各戸に配布する広報紙などと比べると、費用や手間が軽減されます。
- ・ 全戸に回覧がまわり終わるまでに一定の期間が必要となるため、緊急連絡や開催までに余裕がない行事の案内などには向いていません。

◆ 掲示板へのポスター等の掲示

- ・ 自治会活動に関心の薄い住民や、広報紙・回覧板などにじっくり目を通していない人への情報伝達にも効果があります。
- ・ 町外の人の目にとまる可能性もあるため、広く参加者を募りたい行事の宣伝などに適しています。
- ・ 情報伝達の確実性は、広報紙・回覧に比べて低いため、すべての会員に周知を徹底すべき重要な内容の周知には向いていません。

◆ インターネットの活用(ホームページの開設、電子メールでの情報発信)

- ・ 発信する側としては、情報を随時更新することができ、受信する側としても、自宅のパソコンや携帯電話などでいつでも情報を受け取ることができるという利点があります。
- ・ インターネットを利用しない方は、情報を全く得ることができないということと、情報を受け取る側が、自ら情報を得ようと動かない限り、情報が伝わることがないため、他の手法とあわせて活用しましょう。

【自治会独自の広報紙の参考例】

▼小瀬戸町西二区自治会 広報紙

[illegible]

▼大手町自治会 広報紙

[illegible]

(7) 個人情報の保護と活用

自治会運営の中で、会議や行事などの日常の連絡や、災害等緊急時の対応まで、さまざまな場面で個人情報が必要になります。

プライバシーの保護の意識の高まりにより、個人情報の提供を拒む方もいらっしゃることから、個人情報の正しい取り扱いを知り、適切に活用することが大切です。

① 個人情報保護法と自治会

◆ 個人情報保護法とは

個人情報の取扱いに関し、個人の権利と利益を保護することを目的として制定されたもので、個人情報の活用は認めつつも、それが濫用されることのないよう、個人情報の利用目的を明確にすること、本人の同意なく利用目的を超えて利用してはならない等、その取り扱いのルールが定められています。

◆ 自治会との関係は？

平成29年5月の個人情報保護法の改正前までは、5000人分以下の個人情報を取り扱う事業者は法の対象外とされてきましたが、改正後は、全ての事業者に個人情報保護法が適用されることとなり、この事業者には自治会や同窓会等の非営利組織も該当します。

自治会も個人情報保護法の適用対象となっておりますので、個人情報を適切に取り扱い、地域における信頼関係を損なうことがないようにする必要があります。

② 個人情報の適切な活用

◆ 個人情報を取り扱う時（名簿作成）の注意点

○ 利用目的をはっきりさせる

個人情報を集めるときは、利用目的を明確にし、目的外には決して利用しないようにしましょう。

○ 本人の同意を得る

個人情報を集める目的について、あらかじめ本人の同意を得ます。趣旨を十分に説明し、それでも同意が得られない場合は、会員名簿に載せないなどの対応も必要です。

○ 管理の方法

あらかじめ、個人情報を管理する人を決めておき、金品と同様、厳重に管理し、盗難・紛失がないように努めます。また、必要のなくなった情報は、細かく裁断するなどして速やかに処分します。

○ 人に情報を渡さない

特別な場合（個人の生命などを守るため、緊急かつやむを得ないときなど）を除き、原則個人情報の外部提供は禁止です。必ず本人の同意を得てから応じるようにしましょう。

会員の理解を得ることが重要です。



③ 個人情報取り扱いのルールと名簿の作成

◆ 個人情報取り扱いのルール

個人情報を適切に活用するために、あらかじめ住民みなさんで『個人情報の取り扱いルール』を決めておくという方法もあります。ルールの内容は、各自治会の実情に応じて決めましょう。

名簿づくりの流れ

《手順1》 名簿の内容を検討する

(1) 目的（なぜ名簿をつくる必要があるのか？）

自治会の運営管理や緊急時の安否確認のためなど、会員にきちんと説明できるようにしましょう。

(2) 内容（誰のどんな情報が必要か？）

目的に沿って、必要な個人情報を検討する必要があります。目的に不要なものは収集せず、必要最低限にするのが原則です。※宗教・政治等の情報は収集禁止です！（個人の権利や差別にかかわるため。）...

(3) 運用方法（名簿の管理のルール化する）

作った名簿の保管方法や、誰が管理するかなどのルールを決めて文書にし、会員に通知する必要があります。各自治会の実情に合わせたものにすることが重要ですので、みなさんで話し合って決めましょう。

《手順2》 個人情報の収集と名簿の作成

手順1で決めた名簿の内容にそって調査票を作成し、班長などを通じて配布するか各戸に配布します。調査票の回収は、班長へ直接渡してもらうか、郵送により回収するなど、他人の目に触れない方法で回収します。※記入後の調査票を回覧板に挟んでもらうという回収方法は避けた方が安心です...

回収した調査票の内容を一覧表にまとめ、いつの時点の情報なのかがわかるよう作成日を明記します。まとめ後、調査票は名簿と同様に厳重に管理するか、不要の場合は速やかに廃棄または本人に返却します。

《手順3》 名簿を活用する

名簿を管理する人はあらかじめ決めておき、盗難・紛失がないよう厳重に保管します。

名簿の活用は、手順1で決めた目的の範囲内とし、原則個人情報の外部提供は禁止です。もし、利用目的以外で情報を活用する必要がある場合は、必ず本人の同意を得ましょう。

※...名簿が不要になったら、細かく裁断するなどして速やかに処分します...



個人情報取り扱いルールの参考例は、115 ページをご参照ください。



名簿作成の調査票の参考例は、116 ページをご参照ください。

(8) 認可地縁団体について（自治会の法人化）

自治会等の地縁による団体は、法的には『権利能力なき社団』となり、例えば、集会所などの不動産を持っていたとしても、団体名義で不動産の登記をすることができません。

しかし、市長の認可を受けて法人格を取得することで、法律上も、自治会が不動産や不動産に関する権利を保有できるようになります。

自治会の認可申請を考えている場合は、事前に 自治振興課 地域ふれあい係 までご相談ください。

① 認可の要件

法人として認可を受けるためには、次の要件を満たすことが必要です。（地方自治法第 260 条の 2）

- 1 地域的な共同活動を円滑に行うための目的があること。
- 2 地縁による団体の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等、良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現におこなっていること。
- 3 地縁による団体の区域が、住民にとって明らかなものとして定められていること。
- 4 地縁による団体の区域に住所を有する個人はすべて構成員となることができ、また、その相当数の者が現に構成員となっていること。
- 5 規約（会則）を定めていること。

※この規約には、目的・名称・区域・主たる事務所の所在地・構成員の資格に関する事項・代表者に関する事項・会議に関する事項・資産に関する事項が定められている必要があります。

詳しくは、自治振興課 地域ふれあい係 担当者までお尋ねください。

② 不動産や不動産に関する権利とは

主に、次の4つの権利や資産をいいます。

- ・ 土地及び建物に関する権利
- ・ 立木の所有権、抵当権
- ・ 登録を要する金融資産（国債、地方債、社債）
- ・ その他地域的な共同活動に資する資産であって、登録を要する資産

③ 自治会の法人格取得の流れ

1 総会での意思決定

自治会の総会を開催し、

- ・ 市長に認可申請をおこなうこと
- ・ 規約、構成員、代表者、資産など、許可申請に必要となる事項

について、意思決定（決議）をおこないます。

2 認可の申請

次の書類の提出が必要です。

- ・ 認可申請書
- ・ 規約（会則）
- ・ 総会議事録
- ・ 構成員の名簿
- ・ 区域図
- ・ 保有資産目録または保有予定資産目録
- ・ 地域的な共同活動を現におこなっていることを記載した書類（事業報告書など）
- ・ 申請者が代表者であることを証する書類

3 審査および認可・告示

市において審査をおこない、要件を満たしていれば、認可し告示します。

4 代表者へ通知

手続きが完了したことを、代表者に通知します。

④ 告示事項の変更

告示された内容（事務所の所在地、代表者など）に変更が生じた場合は、

- ・ 告示事項変更届出書（86～87 ページ参照）
- ・ 代表者の変更に係る総会議事録（88～89 ページ参照）
- ・ 承諾書（90～91 ページ参照）

以上3点を、速やかに 自治振興課 地域ふれあい係 までご提出ください。

また、会則（規約）の内容に変更が生じた場合も、所定の手続きが必要ですので、担当者までご相談ください。

※ 地縁による団体の認可を受けていない自治会の提出は不要です。

3章 加入促進

自治会は、住民が日頃から協力し合って、地域の課題に取り組む団体です。

自治会の活動を活性化するためには、多くの住民が自治会に加入し、つながりをつくることが大切です。しかし、価値観の多様化や自治意識の希薄化が進む今、多くの自治会で加入促進が課題となっています。自治会の活動内容をしっかりと説明し、未加入者の理解を得ることが重要です。

(1) 加入促進の働きかけ

新しく転入してきた方や、未加入の方が自治会に加入しやすくなる工夫をし、また、自治会の区域にマンションやアパート等の集合住宅がある場合は、その事業者にも協力をお願いして、1人でも多くのかたに自治会へ加入してもらうことが大切です。

◆ 自治会に加入しやすい雰囲気づくり

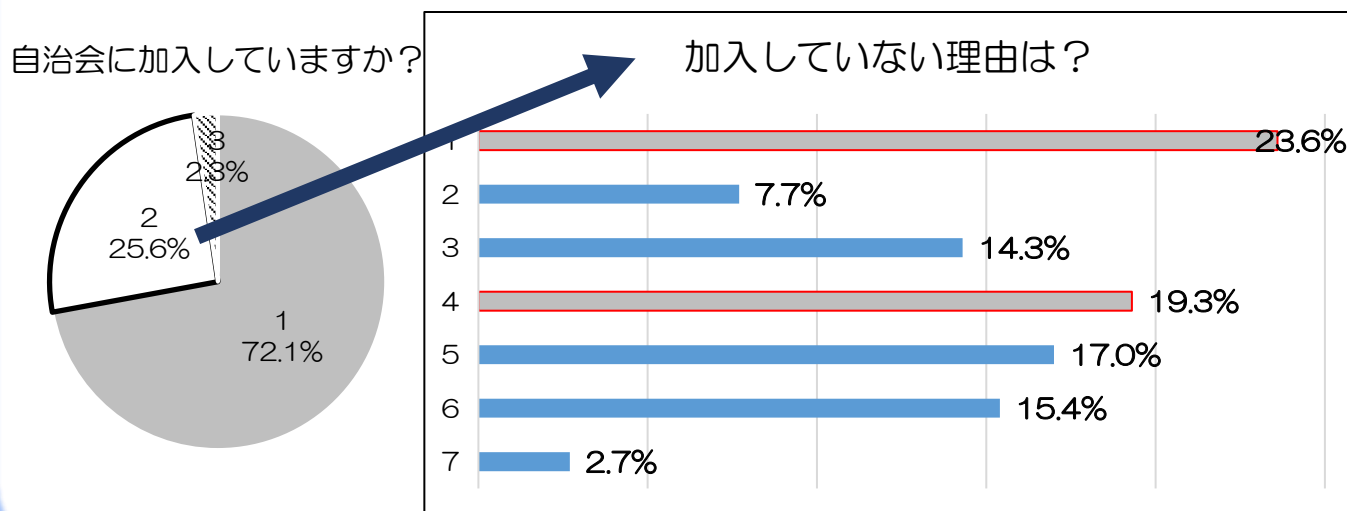
新しく転入してきた方や未加入の方に対して、近隣の住民が笑顔であいさつをするなど、親しみやすい声かけをし、抵抗感を少しでも取り除くことが、加入促進の第一歩になります。

◆ 自治会の目的・活動内容を伝え、理解を得る

加入の案内をするときは、例えば総会資料や自治会の会則、広報紙など、「自治会とはどのような団体なのか?」「どのような活動をしているのか?」といった情報がわかるものを一緒に配布し、自治会が地域で果たしている役割や活動内容を未加入の方に理解してもらうことが大切です。

豆知識情報

令和4年度「市民意識調査」によると、自治会に加入している人は72.1%、未加入は25.6%でした。加入していない理由としては、『自治会活動に参加する時間がない』が最も多く、次いで『住んでいる地域やマンションに自治会がない』でした。



(2) 加入促進の手順

① 訪問前の準備

◆ 自治会の役割を再確認～役員間で認識を共有しましょう～

自治会に加入すると、自治会活動に参加したり、役員や班長を務めなければならないなど、負担として感じることもありますが、自治会の担い手として参加することで、人とのつながりや近所と顔見知りになるなど地域に溶け込むことができるだけでなく、地域の課題を認識する良い機会にもなります。

<自治会のメリット>

- ・ 行事、親睦を通じての交流やコミュニケーションづくり
- ・ 住民ネットワークの形成
- ・ 防災、防犯活動による地域の安全・安心の確保
- ・ 行政に住民の声を反映させる
- ・ 運営補助、防犯灯などの助成
- ・ 自主防災組織などの活動団体の形成

② 訪問時の説明資料を用意

例1：あいさつ文 (18 ページを参照)

例2：自治会に関する資料 (19 ページを参照)

例3：加入申込書 (20 ページを参照)

③ 訪問の方法

まずは顔を合わせて会話をしましょう！

＊訪問の時期＊

1. 転入者 …… 居住開始後、間をおかずに訪問
2. 既居住者 …… イベントなどの開催に合わせて訪問

＊訪問＊

- ・ 初回訪問時 ⇒ 簡潔な説明にとどめ、加入を勧めましょう。
- ・ 加入を断られても連絡先をお知らせし、加入申込書などの資料を受け取ってもらいましょう。
- ・ 不在時は資料を郵便受けに投函し、後日訪問するようにしましょう。
- ・ 加入を保留や拒否された場合は、理由を伺い、わかれば今後のフォローに役立てましょう。
- ・ イベントの開催などに合わせ、継続的なアプローチを心がけましょう。

例1. 自治会加入のご案内（あいさつ文） 参考例

年 月 日

〇〇〇自治会区域へ転入された皆さまへ

〇〇〇自治会
会長〇〇 〇〇

～ 自治会 加 入 の ご 案 内 ～

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、この度 〇〇〇自治会の区域内にご転入されたことに対しまして、〇〇〇自治会を代表して心から歓迎いたします。

私ども〇〇〇自治会では、楽しく、安心して住み続けられる地域づくりのために、様々な取り組みを行っております。活動を知っていただき、できるところからご協力いただければ、ありがたく存じます。

つきましては、添付いたしました資料をお読みいただき、ご理解いただけたら、下記問い合わせ先までご連絡いただけますようお願い申し上げます。

ご加入を心よりお待ちしております。

記

◆ あなたの所属する自治会は、 〇〇〇自治会で、班は、〇班 です。

◆ 自治会長は、 〇〇 〇〇（住所 〇〇町〇-〇 / TEL xxx - xxxx ） です。

◆ 会費は、 月額（年額） 〇〇 円 です。

※ ご不明点やお困りのことがございましたら、ご遠慮なく自治会長にお申し出ください。

例2. 自治会に関する資料（チラシ） 参考例

こんにちは！ 〇〇〇自治会です



最近、お住まいの皆さんの意識やライフスタイルが多様化し、地域でのかかわりがだんだん薄れてきているように感じられます。しかし、生活環境の向上や、近年多発している犯罪から、子どもたちや高齢者の方を守ることなど、生活していくうえで、ひとりでは解決できないことがたくさんあります。

わたくしたちの自治会では、この地域が、安全で笑顔あふれる住みよいまちになるよう、お住まいの皆さんとの親睦や交流を図りながら、様々な取り組みを行っております。会費は毎月〇〇円です。

〇〇町にお住まいの皆さん、わたくしたちと一緒に楽しいまちをつくりませんか。会員一同、あなたの参加を心からお待ちしております。

加入申込をされる方は、別添の自治会加入申込書を、自治会長（〇〇 〇〇）に提出するか、または、自治会集会所（〇〇公園そば）の郵便ボックスに投函してください。

自治会では、主に次のような活動を行っております。

- | | |
|-----------|--|
| ① 親睦活動 | 夏祭り、グラウンドゴルフ大会、
子ども会活動（餅つき大会、ラジオ体操）など |
| ② 環境美化活動 | ごみステーションの管理、リサイクル資源物回収活動 など |
| ③ 福祉活動 | 独居老人などへの声かけや援助、敬老会 など |
| ④ 防犯・防災活動 | 防犯パトロール、年末夜警 など |
| ⑤ 活性化活動 | 行政に対して道路やその他環境整備の要望 など |

【連絡先】 〇〇〇自治会 会長 〇〇 〇〇

住 所	〇〇町〇-〇	Eメール	〇〇@〇〇〇. 〇〇
電 話	〇〇〇-〇〇〇〇	F A X	〇〇〇-〇〇〇〇

例3. 自治会加入申込書 参考例

「〇〇〇自治会」加入申込書

これはあくまで参考例です。

自治会ごとでどのような項目が必要なのか話し合って
内容を決めましょう。

年 月 日

住 所 _____

ふ り が な
世帯主氏名 _____

電話番号 _____

世帯人数 _____

よろしければ、ご記入をお願いします。

続柄	氏 名	年齢	続柄	氏 名	年齢

ご記入いただいた個人情報は、自治会で厳重に管理し、自治会活動に限って利用させていただきます。

〇〇〇自治会
会長 〇〇 〇〇

（３）未加入者・新規加入者に関する Q&A

自治会の必要性は理解していながらも、いざ自分が役員を担うことや、会費を払い続けることを考えると、さまざまな事情から自治会への参加に消極的になってしまう方も多いと伺っています。

ここでは、その主な事情についての対応事例をご紹介します。

Q：共働き世帯で、平日の帰りも遅く、休日も少ないため、役員をするのは難しい。

ある自治会では、

- ✧ 役員や班長（組長）向けのマニュアルを整備し、抵抗感を減らす。
- ✧ 役員の仕事を複数人で分担することで、負担を軽減する。
- ✧ 特に負担が重い役職は、副を数人配置し、1人だけに負担が偏らないようサポート体制をつくる。
- ✧ 会議の日程を参加しやすい曜日に設定したり、事前に年間のスケジュールを伝え、予定がたてやすいように配慮する。
- ✧ 定例会を月1回ではなく、2か月に1回の開催にする。（自治会の会報は毎月掲示板でお知らせするため、情報提供が滞ることはない。）
- ✧ 最初は、あまり負担を感じさせない役職を担当してもらうことから始める。

Q：金銭的に余裕がないため、会費を払うのは難しい。（学生、年金生活者など）

ある自治会では、

- ✧ 準会員制度を設け、総会での議決権がない代わりに、会費を減額する。
- ✧ 自治会の年間事業と収支を見直し、必要最低限度の会費額を設定する。
- ✧ 会費は0円とし、市からの謝礼金や古紙回収等の補助金などにより自治会を運営する。
- ✧ 入院等で長期にわたり不在となる単身世帯は、休会扱いとして、その間の会費を免除する。

Q：高齢で、班長なども出来そうになく、迷惑をかけるため脱会したい。

ある自治会では、

- ✧ 役員等の年齢制限を設けている。（ただし、子どもが同居している世帯は免除しない。）
- ✧ 会費は他の会員と同じで、班には属しないようにし、班長等を免除する。班に属さないため、回覧文書等は直接役員が持っていく。役員の手間が増えるが、会費及び市からの謝礼金が自治会の収入になるため、その分役員の手当を増やして対応ができる。（自治会から脱会されてしまったら、高齢者等の見守りも難しくなる。）

(4) これまでの講座において出された意見や事例

平成 20 年度から 26 年度まで、地域を担う世代を主な対象として、自治会運営に関する知識を深めていただき、これまで培われてきた地域力を伝承していただくため、『地域づくり担い手育成講座』を開催しました。

また、平成 27 年度と 28 年度は、地域づくり担い手育成講座に代わり、自治会が抱える疑問・悩み・課題について、みんなで語り合いながら他の自治会の取り組みなどを参考に解決の糸口を探る場として、『自治会について語ろう会』を開催しています。

そして、令和 5 年度には、自治会運営の課題として特に関心が高い「担い手不足」について、全国的に活躍をされている水津陽子先生をお招きし、先進事例都市から学ぶ『地域づくり担い手育成研修』を開催しました。

これらの講座において、自治会のさまざまな課題について示された意見や事例を参考にご紹介します。

『自治会をメリット・デメリットの視点で捉えたくない』

- ▶ 自治会活動は、採算を度外視した活動をすることに「自治会が自治会であること」の良さがある。
- ▶ 損得で活動しないからこそ、地域がうまく回っていく。
- ▶ 助け合い、お互い様の精神が自治会である。→入ってすぐに何か得するということではない。
- ▶ 自治会とは、自分の興味や関心がないところまで関わらないといけなくところがある。（興味・関心に沿って活動するボランティア団体とは性質が異なる。）

『自治会はライフライン』

- ▶ 大災害で電気やガス、水道などが寸断された状態では、人と人とのつながりの有無が生死を分けた。その最前線に立つのが自治会。
- ▶ 活動自体も大事だが、活動を通じて、地域で顔が見える関係をつくっていくことが、もっとも大切。
- ▶ 高齢や身体が不自由など、役員もできず足を引っ張ってしまうという理由で自治会から去ろうとする人がいるが、むしろ、そういう方こそ地域で協力して、見守っていかなければならない。

『なぜ 1 人でも大丈夫なのかということを知らない』

- ▶ 「自治会に加入していなくても、普段の生活で困ることはない」という人がいるが、誰かがしているからこそ、1 人で暮らすのが楽だということに気づいていない。
- ▶ 自治会の活動を知らないというだけの人も少なくないため、「自治会が活動しているから、快適な暮らしができるんですよ！」ということをどんどんアピールすることが大切。

『若い世代を活動に取り込む』

- ▶ 自治会の担い手探しは、どの自治会も抱えている悩みの1つだと思うが、人材は必ず地域にいる。自治会の活動が伝わっていないため、担い手が見つからない。自治会独自の広報紙や会報をつくり、自治会の必要性を実感してもらう。
- ▶ 「これだけお願い！」と限定した仕事（難しくないこと）から任せて、若い世代を巻き込む。
- ▶ 子どもの参加を通して、子育て世代へ自治会をアピールする。
- ▶ 大学生などは高い意識を持っていることが多いため、自治会をうまくPRして理解してもらう。
- ▶ 高齢者向けの活動ばかりではなく、若い世代のことを考えた活動を企画する。

『未加入者ではなく、加入者を見る』

- ▶ 人は、楽しいことや面白いことに集まってくる。会員がつまらなさそうにしていては、未加入者は当然入りたいとは思わない。
- ▶ 「自治会ってなんかいいな」と思わせる雰囲気をつくる。
- ▶ 参加しない人に対して、「なぜ出てこない！」と責めるのではなく、参加した人に対して、「よく来てくれたね！」と歓迎するようにする。
- ▶ 行事のあとは、ざっくばらんな『反省会』を行う。
→本音で意見を言える場を設けることで、次回以降のアイデアや、新たな取り組みのヒントなどが出てくる。

『活性化のキーマンは、「高齢者」と「子ども」』

- ▶ 高齢者がいきいきと元気な地域は、自治会が活発に活動をしている証拠。
- ▶ 子どもにも一定の役割を与え、自治会の一員として参画させるような仕組みをつくる。（小学生向けに自治会紹介のチラシを作成し、小さい時から自治会の大切さや必要性を伝える活動をしている自治体もある。）
- ▶ 子どもが集まるような活動を考える。（子どもには、必ず大人と一緒についてくるため、役員や自治会の協力者を発掘する機会にもつながる。）

『地縁関係の結び直し』

- ▶ 何かの縁で、同じ地域で暮らしている仲間として、お互いに助け合うことで新たな地縁関係の結び直しにつながる。
- ▶ 特に、家にこもりがちの高齢者等の居場所づくり、ふれあいの場の提供として、自治会はある。
- ▶ 例えば、1人暮らしの高齢者宅の草刈りや庭木の剪定のお手伝いなど、自治会を核として地域で協力し合う体制をつくることで、「忘れられていない、見捨てられていない」という安心感を与えるきっかけになれば、という思いで自治会活動に取り組んでいる。

『自治会の枠を越えた活動により、地域の結束は高まる』

- ▶ 1つの自治会だけで出来ることは限られているため、まわりの自治会や学校、育成協、PTA など、さまざまな団体と連携することで、活動の幅が広がり、人と人とのつながりの輪も広がっていく。
- ▶ 地域全体の活動が増えることで、他自治会の人とも顔見知りになり、名前まではわからなくても、お互いに挨拶を交わすようになった。

『自治会独自の安心カードを作成』

- ▶ 緊急時に役立つように、希望者を募って、自治会独自の『安心カード』を作成し配布している。

【安心カード見本（表面）】

氏 名 ○○ ○○

住 所 ○○町○-○

生年月日 ○○年○月○日

血液型 ×型

電話番号 xxx-xxxx

緊急連絡先 xxx-xxxx

(2人分) xxx-xxxx

健康保険証番号 ○○○○○○

かかりつけの病院 ○○病院、○○内科

自治会長の緊急連絡先 xxx-xxxx (会長：○○ ○○)

本人の顔写真

カードの裏面には、

- ・市役所あじさいコール
- ・休日診療当番医案内
- ・市防災危機管理室
- ・市高齢者すこやか支援課
- ・包括支援センター
- ・警察、消防

の電話番号を記載している。

(5) 長崎市の加入促進の取り組み

① 広報・啓発

ホームページ等で市内自治会のさまざまな取り組みを紹介し、自治会がどのような活動をおこなっているのかという広報啓発に取り組んでいます。

また、11月の自治会加入促進月間にあわせて、自治会の必要性・重要性について積極的にPRしています。

② 転入・転居時の案内

- 1 転入・転居の際に地域センターの窓口において、自治会の必要性等を記載したチラシを配布し、自治会へ加入していただくよう呼びかけをしています。
- 2 市営住宅入居説明会に出向いて加入の呼びかけを行っています。
- 3 マンション・アパート居住者の加入促進策として、長崎県宅地建物取引業協会及び全日本不動産協会の協力を得て、アパート・マンション入居者へのチラシ配布をお願いしています。
- 4 加入申込書を行政の窓口でも受け付けています。

また、長崎市のホームページでも受け付けています。詳しくはこちら→



③ 自治会加入促進に関する協定の締結

だれもが安全安心に暮らせる住みよいまちづくりの実現のため、地域コミュニティの根幹である自治会への加入促進に向けて、

- ・公益社団法人 長崎県宅地建物取引業協会長崎支部
- ・公益社団法人 全日本不動産協会長崎県本部
- ・長崎市保健環境自治連合会
- ・長崎市



以上4者で、相互の協力関係を構築し、地域コミュニティの活性化に寄与することを目的として、平成28年3月10日に「自治会の加入促進に関する協定」を締結しました。

住宅の販売、仲介、賃貸等の新規契約または継続契約時において、入居世帯に対し、4者間で協力をしながら、加入促進の啓発をおこなっていくという内容になっています。

④ 自治会未組織地域への対応

新築の大型マンションや新興の住宅団地については、地元自治会のご意見もお伺いしながら、新規自治会設立の支援を行っています。

また、平成 28 年度からは、新築アパートやマンション等の建築主に対して、文書だけでなく、訪問などによる入居者の自治会加入に向けた協力を依頼しています。

⑤ 20 歳の方への加入促進

市主催の「二十歳（はたち）のつどい」において、「つどい」開会前に、自治会加入の PR 動画を上映し、若い人への自治会への理解と加入促進の周知啓発を行います。

⑥ 大学生への加入促進

単身者の多い学生への加入促進策として、学校側に学生の自治会加入の協力をお願いするとともに、新入生に対し、大学等の入学（オリエンテーション）説明会に出向き、ごみ出しマナーの徹底と自治会活動への参加と自治会への加入呼びかけを行っています。

⑦ 企業への加入促進

平成 26 年度より新たな取組みとして、長崎商工会議所・長崎市勤労者サービスセンターを通じて、会員企業あてに地元自治会への参画及び活動等への協力についてのお願い文を、会報誌へ折り込んでいます。

自治振興課では、「加入促進ハンドブック」
を作成しています
そちらも参考にご覧ください！



4章 取り組み紹介

広報ながさき『上手な暮らし塾』というコーナーの中で、自治会の取り組みについてご紹介しました。

これまでに取材した活動の一部を取り上げて掲載しています。

また、「自分たちの自治会では、こんな取り組みをしています！」「他の自治会の方にも自分たちの活動を伝えたい！」といった情報がありましたら、ぜひ自治振興課までお寄せください。

広報ながさき『上手な暮らし塾』から

【平成 25 年 11 月号 ダイヤランド第3自治会】



夏祭り



ひまわりサロン

**あなたのまちでも
さまざまな活動が
行われています。
地域のサポーターや
プレーヤーとして、
あなたも地域活動に
参加してみませんか！！**

自治会長に聞いてみました！

「立ち話のできるまち」を目指して (ダイヤランド第3自治会)

■Q1 ダイヤランドのまちと第3自治会について簡単に教えてください。

ダイヤランドは長崎市の南部にある、29年前に開発された住宅地です。第3自治会は、3丁目を区域とする自治会で、およそ500世帯、約1,600人が会員です。

■Q2 どんなまちを目指して活動していますか。

「立ち話のできるまち」を目指して活動しています。「あいさつのできるまち」が理想としてよく語られますが、私たちはその一歩先を目指そうという思いです。

その実現には、みんなが「楽しい」と思える活動をするのが一番大事だと考えます。そしてそんな楽しい自治会にするために、いろいろな切り口からどんどん新しい活動に挑戦しています。

■Q3 特に力を入れている活動はありますか。

高齢化に備えて、住民どうしがお互いに支え合いながら暮らせるような仕組みをつくろうとしています。例えば、「ひまわりサロン」。これは、自治会の集会所などを利用して、家にこもりがちな高齢者に交流の場を提供しようという活動です。高齢者の興味や関心に合わせていろいろな企画を考えますが、中でも「脳トレ健康麻雀」や「手芸の会」が人気ですね。



自治会長 松島孝造さん

【平成26年6月号 城山南部自治会】

自治会

地域を元気に！あなたの町の自治会
～城山南部自治会～

地域のためにいろいろな活動をしている自治会。その中には、イベントを通じて、地域の皆さんが仲良くなれるように取り組んでいる自治会もあります。

今回は、子どもからお年寄りまでたくさんのかたでにぎわう「ゲーム大会」が自慢の城山南部自治会を訪れました。

古賀信恕自治会長に伺いました。

「どんなゲームをするのですか？」

たとえば、

木の棒でピンポン玉を突く「ビリヤード」や、机の上を跳ねるピンポン玉を網で受ける「金魚すくい」など、お金をかけずに誰でも楽しめるゲームを考えています。



必ずチーム対抗戦にして、普段の仲間以外との交流が生まれるようにするのもポイントなんです。

「開催のきっかけは？」

地域のみなさんが一緒に楽しめる行事を何かやりたいと思っていたところ、いろいろな町の自治会長さん

が集まる機会があり、そこで聞いた話を参考にしながら、この「ゲーム大会」を考えました。年に3回ほど開催しています。

「参加した皆さんの反応は？」

ゲームの後は必ず食事を開きますが、同じチームになったメンバー同士、世代を超えて盛り上がりします。



「町の様子はどうなりましたか？」

「ゲーム大会」などを通して、町内で顔見知りになる人が増えたり、お互いに声をかけ合える関係ができてきたように思います。

これから夏にかけてあなたの町でもいろいろなイベントがあるかもしれませんね。一歩踏み出してあなたの町の自治会を少しのぞいてみてはいかがでしょうか。

■問い合わせ

自治振興課（☎829・1134）

【平成26年7月号 十人町一の組自治会】

自治会

地域を元気に！あなたの町の自治会
～十人町一の組自治会～

住みよいまちづくりのため、さまざまな活動をしている自治会。災害への備えを通じて、地域の皆さんが安心して暮らせるように取り組んでいる自治会もあります。

十人町一の組自治会では、5月に地元の社会福祉法人「みのり会」や純心大学の学生、日赤長崎支部の皆さんと一緒に「防災訓練」を行いました。八木一郎自治会長に伺いました。

「この訓練は毎年しているのですか？」
平成20年から、各団体の皆さんと、毎年訓練をしています。

十人町は昔ながらの斜面のまちで階段も多く、体が不自由なお年寄りもたくさん住んでいます。いざというときの備えが大切なんです。

「今回の訓練の内容は？」

台風上陸時の避難訓練です。

地域の緊急連絡網や、手助けが必要なかたの情報などの確認は、地域をよく知る自治会が中心となっていきました。

また、避難誘導



や避難所の運営、炊き出しなどの訓練は人手や体力が必要となりますが、各団体のかたの積極的な支援をいただき、とても心強かったです。

「参加したかたの様子は？」

実際に動いてみて、普段通っていた道が、介助をしながらだと通りにくかったり、避難所開設に予想以上に時間がかかったりと、初めて気付くこともありました。

また、自治会だけでなく、さまざまな団体のかたとも、お互いの強みを生かすことで、助け合いがしやすくなることを改めて実感できたと思います。もしもの時にもうまく避難できるよう、これからも地域みんなで訓練を続けたいと思います。

八木会長ありがとうございました。

風水害が心配される季節です。いざというときは、地域での助け合いがとても大切になります。あなたができることはありますか。一歩踏み出して、あなたの町の自治会を、少しのぞいてみてはいかがでしょうか。

■問い合わせ

自治振興課（☎829・1134）

【平成26年8月号 桜馬場2丁目自治会】

自治会

地域を元気に！あなたの町の自治会
～桜馬場2丁目自治会～

住みよいまちづくりのため、さまざまな活動をしている自治会。地域の中での助け合いの仕組みづくりを通じて、地域の皆さんが安心して暮らせるように、独自の取り組みをしている自治会もあります。

桜馬場2丁目自治会では、7月から「助キュー隊」というグループを作り新しい助け合い活動を始めました。西脇金二郎自治会長に伺いました。

「助キュー隊」とは？

私たちの町内も、他の多くの地域と同じように高齢者だけで暮らす世帯が増えてきています。そのような世帯では、これまでは自分たちで出来ていた身の回りのこと、例えば、買い物、そつじ、電球の交換、台風への備えの準備などが、困難になってきていることが分かりました。

このような時、身近に気軽に頼める人たちがいたらどんなに助かるだろうと考えて結成したのが「助キュー隊」です。ネーミングは、長崎弁の「助きゅう（助けよう）」と英語の「レスキュー」を合わせました。

―参考にした自治会があるとか。
鶴の尾町自治会から、町内の困り

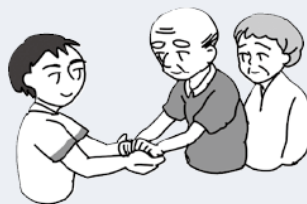
ごとのお手伝いをする「助っ人隊」という活動の説明を聞いたのがきっかけです。

私たちの地域は、マンション暮らしのかたも多いので、日常の生活のお手伝いのほかに、お互いの交流もしながら、災害のときの助け合いなどができるようになればと考えています。また、この地域には病院も多く、病院のかたにも隊のメンバーをお願いしているんですよ。

私たちの町に合ったやり方ができればと思います。西脇会長ありがとうございました。

いろいろな自治会で、支え合いの輪が広がっているようです。あなたの町ではどうでしょうか？

一歩踏み出して、あなたの町の自治会を、少しのぞいてみてはいかがでしょうか。



■問い合わせ

自治振興課（☎829・1134）

【平成27年8月号 横尾西部自治会】

自治会

地域を元気に！あなたの町の自治会
～横尾西部自治会～

まちをよくするため、さまざまな活動をしている自治会。横尾西部自治会では、仕事や子育てが一段落したかたなどを中心に「生ごみリサイクル部」を結成しています。

坂本吉寿副会長にお話を伺いました。

―どんな活動をしているのですか？

「いのちいっぱい 生ごみ利用」の家庭菜園を作っています。どの家も毎日生ごみが出るとは思いますが、米ぬかに微生物を混ぜた「ボカシ」を使って生ごみを堆肥にして、畑の土と混ぜ合わせると、栄養価が高いい土に変わります。その土で野菜を育てることで、おいしくて病害虫に強い「元気野菜」が育つんです。



―始めたきっかけは？

10年前に当時の自治会長が「生ごみリサイクル」の講演を聴いたことがきっかけです。家庭のゴミ減量につながって、野菜づくりも楽しめる。というところから始めました。最初はともやせた土地でしたが、今では、いのちあふれる菜園ができました。

―みなさんの声はいかがですか？

毎年「横尾まつり」で、菜園で採れた元気野菜を販売しています。とても好評ですぐに完売しますよ。

また、食育の一環で、横尾小学校の児童にも学校給食の生ごみを利用して堆肥づくりや野菜の栽培を教えています。自分たちで育てた野菜を「おいしい！」と食べる様子を見ると、こちらも顔がほころびます。この取り組みが、学校、地域をつなぐきっかけになってほしいですね。

坂本副会長ありがとうございました。

菜園に行くと、必ず誰かに会えて、会話が弾む。「ここで培ったつながりが、お互いに助け合える力になる」と語る坂本副会長。菜園を中心に住民同士の絆が生まれているのかもしれない。

このように、地域の皆さんがさまざまな活動に参加協力することで、まちづくりの輪が広がります。

あなたも、できることから始めてみてはいかがでしょうか。

■問い合わせ

自治振興課（☎829・1134）

【平成 28 年 1 月号 西坂地区連合自治会】

自治会

地域を元気に！ あなたの町の自治会
～西坂地区連合自治会～

地域を良くするため、さまざまな活動をしている自治会。地域のみなさんが安心して暮らせるように、災害に備える取り組みに力を入れている自治会もあります。

西坂地区連合自治会では、地域のさまざまな団体と連携して「防災協議会」を立ち上げ、いざという時に地域住民同士で協力し合えるよう防災・防犯活動に積極的に取り組んでいます。菊野寛史連合自治会長に伺いました。

―防災協議会が立ち上がったきっかけは何ですか？

東日本大震災の報道を見て、防災組織の立ち上げと防災訓練の必要性を痛感しました。特に、西坂地区は斜面地も多く、災害時の避難が非常に困難な地域であるからこそ、協力体制をしっかりと整えておかなければならないと思いました。

―どのような取り組みをしていますか？

地域が一丸となって防災マップや子ども110番の家マップ、ささえあいマップを作成しました。また、自治会を身近に感じてもらえるよう、小学

校便りの中で自治会の活動を紹介してもらっています。

防災訓練にも力を入れており、実際に担架に人を乗せて階段や坂道の多い避難経路を歩いてみたり、放水訓練や消火器の訓練をしています。

また、楽しみながら防災への関心が高まるよう、小学校の運動会の競技に「担架リレー」を取り入れました。



防災の取り組みには、普段からの地域のつながりが非常に重要です。西坂地区では、ソフトボール大会、餅つき大会、食事会など、多くの行事を通じて、世代を超えて親睦を深める活動にも力を入れています。

地域の皆さんが自治会活動に参加・協力することで、住みよいまちづくりの輪が広がっていきます。あなたも、できることから参加してみたいかがでしょうか。

■問い合わせ

自治振興課（☎829・1134）

【平成 28 年 3 月号 錦町中河内団地自治会】

自治会

地域を元気に！ あなたの町の自治会
～錦町中河内団地自治会～

明るく住みよいまちづくりのため、さまざまな活動をしている自治会。

今回は、錦町中河内団地自治会をご紹介します。浦川雅充会長にお話を伺いました。

―独自の取り組みについて教えてください。

弁護士先生をお呼びして、個人情報勉強会を行いました。

私たちの自治会では緊急時用として会員名簿を作成していますが、会員の皆さんにご理解いただくためには、個人情報取り扱いをしっかりと学ぶ必要があると考えています。

最近、プライバシーの取り扱いが厳しくなっているため、良い勉強の機会になったと思います。

―力を入れている活動は？

防災活動に力を入れています。「いざ災害が起こったときに、お互いに助け合える地域にしたい！」と思い、防災マップを作成し、自主防災組織を結成しました。

また、実際にまちを歩いてみて、住民のかたに話を聞きながら危険箇所の確認も行っています。

―防災活動において大切なことは？

普段からの住民同士のつながりが

第二です。また、うちの自治会は市営アパートということもあり、住民同士が協力して快適な生活を維持していくためには、住民のつながりの場が絶対に必要です。

そのため、住民のつながりの場として、市民大清掃後の慰労懇親会や日帰り旅行などを行い、親睦を深めています。

他にも、アイスクリームやパン作り教室などを開催しています。団地のお母さんたちも大活躍し、子どもたちもワイワイ楽しんで参加してくれていますよ。

* * *

浦川会長ありがとうございました。

こちらの地域では、自治会だけでなく、PTAや子どもを守るネットワークなどさまざまな団体が連携し、協力することで、安心して暮らせるまちづくりの輪が広がっています。あなたも、まちの自治会に参加して、できることから始めてみましょう。



■問い合わせ

自治振興課（☎829・1134）

【平成28年7月号 小神連合自治会】

自治会

地域を元気に！ あなたの町の自治会

小神連合自治会

明るく住みよいまちづくりのため、さまざまな活動に取り組んでいる自治会。夏祭りなどのイベントを通じて住民同士が交流を図るきっかけをつくることで、まちを盛り上げようと取り組む自治会もあります。

今回は小神地区の「第12回 神ノ島公園あじさい祭り」にお邪魔し、連合自治会の猿渡会長にお話を伺いました。

―祭りはじめたきっかけは？

もともとは、神ノ島公園管理運営委員会が平成17年に始めたイベントでしたが、当時地区全体で行うイベントは成人式のみだったため、この祭りを地元住民の交流イベントにできないかと連合自治会が働きかけ、第5回（平成21年）から共催で行っています。

今回は雨天のため、神ノ島公園ではなく小神小学校での開催となりましたが、地域の子どもたちや団体が、この日のために練習してきた踊りや出し物を一生懸命披露しました。

―いろいろな世代のかたがいっぱいいますね。

各世代の方々が楽しめるよう、保育園児による「和太鼓」、小学生による「フーラン節」、地元団体による民謡・ダンスなど、さまざまな演目を用意して

います。例年、400人を超えるかたが参加されるんですよ。

―よかったと思う点、逆に、苦労した点はありますか。



小神地区の一大行事として定着し、小瀬戸・神ノ島・木鉢の各地域同士のつながりや絆が強まったと思います。

一方で、高齢化やコミュニティの希薄化により、準備にかかる人手不足などを感じました。

しかし、このような時代だからこそ大事な行事であると思います。今後、この行事の内容は変わっていくかもしれませんが、これからも続けていきたいです。

* * *

会場では、自治会役員や子どもたちの保護者がお手伝いをしている姿が多く見られました。

このように、地域行事に皆さんが参加することで、親睦の輪が広まっています。

あなたも、できることから始めてみてはいかがでしょうか。

■問い合わせ

自治振興課（☎829・1134）

【平成29年4月号 大手町自治会】

自治会

地域を元気に！ あなたの町の自治会

大手町自治会

地域の親睦を深め、よりよいまちづくりのためにさまざまな取り組みをしている自治会。

今回は、大手町自治会の広報紙「大手門」について、八木浩二会長に伺いました。

―作成するようになったきっかけは？

自治会の活動や地域の情報、課題を、役員だけでなく地域全体で共有しようという思いで、平成16年3月に第1号を発行しました。その後、一度も休刊せず、今年の4月で第158号になります。



A4版4頁に、地域情報が満載

―どのような内容ですか？

月1回開催する役員会の冒頭に広報紙編集会議を設けています。そこで掲載テーマやスペース配分、担当者などを決め、その後担当者がおののの記事を作成し、紙面にしていきます。次回の編集会議で、全員が目校正を行い、仕上げていきます。

―多くのかたが作成に携わっているんですね。

毎月記事の内容を考えるのは大変ですが、行政や地元企業にも協力い

ただきながら、皆でアイデアを出し合って作っています。今後とも地域のために続けていきたいです。



編集会議。力が入ります

大手町自治会ではこのほかに、長崎さるく講座やもちつき大会、夏休みに大手町公民館を解放し、大学生のボランティアをよんで、子どもたちが宿題の相談を行ったりする「大手町寺子屋」など、さまざまな行事を行っているそうです。

また、地域行事での役割も自治会が積極的に担っており、今や地域の風物詩となった西浦上小学校前のこいのぼりは、新一年生を歓迎するために、西浦上スポーツクラブや学校の教職員並びに保護者、近隣の自治会と一体となって実施しています。

* * *

このように、自治会は地域のためにさまざまな取り組みを行っています。あなたも、地域の一員として自治会活動に参加してみませんか。

■問い合わせ

自治振興課（☎829・1134）

【平成29年7月号 三和町自治会】

自治会

地域を元気に！あなたの町の自治会

～三和町自治会～

明るく住みよいまちづくりのため、さまざまな活動に取り組んでいる自治会。

今回は、自然との共生を目指して、鹿尾川の環境保護に取り組んでいる三和町自治会にお邪魔し、田中茂章会長にお話を伺いました。

—どんな取り組みですか？

鹿尾川下流域は昔から、ゲンジボタルとヒメボタルが同時に見られる場所として知られていました。

この貴重な自然を守ろうと15年前、自治会内に三和町ふるさとづくり委員会を設置しました。年4回ほど川の美化活動を実施しており、ボタルが舞う時期（6月上旬ごろ）にはボタル観賞会を開催します。会員十数人が毎晩、駐車場の整理などを行い、来場者へボタルの生態などについて解説します。

「ながさきボタルの会」「長崎よか川交流会」といった、河川的环境に関わる団体にも加入し、情報交換などを行っています。

—ボタル観賞会のときは、竹灯籠が道を照らしているそうですね。



川の流域に生えている、孟宗竹もうそうたけを用いて作っています。もともとは竹林整備の一環で行っていましたが、安全面・環境面でのことから、他の地域でも同様の取り組みがなされるなど、広がりを見せています。

—このすばらしい自然に触れ合えるなんて、地域の子どもたちがうらやましいです。

水がきれい生き物が豊富な鹿尾川で、生き物調査など、子どもたちが自然との触れ合いを深める場を、不定期ではありますがありますが設けています。



他にも、子ども向けのカーニバル教室や、もちつき大会などの行事を行っています。

* * *

このように、自治会は地域のためにさまざまな取り組みを行っています。あなたも、地域の一員として自治会活動に参加してみませんか。

■問い合わせ

自治振興課（☎829・1134）

自治会

地域を元気に！あなたの町の自治会

～マリナシティ自治会（福田）～

明るく住みよいまちづくりのためにさまざまな取り組みをしている自治会。

今回は、「マリナシティ夏祭り」を開催した、マリナシティ自治会にお邪魔し、山崎龍周会長にお話を伺いました。

—自治会を設立したきっかけは？

私たちは、コアマンションマリナシティ長崎の住民で構成する自治会です。団地ができたころは、自治会はありませんでした。

私は、民生委員の活動をする中で、地域の子どもやひとり暮らしの高齢者の増加を感じていました。そこで、子どもの見守り活動や高齢者の交流の場が必要だと考え、自治会を設立しました。

—お祭りを始めたきっかけは？

地域のいろいろな世代のみなさんの交流の機会になればと思い、管理組合が、団地の子どもの交流のために開催していた祭りに共催と



子どもも夢中♪

いう形で自治会も参加しています。

お祭りでは、出店の商品が完売し、ステージも大盛り上がり。子どもたちは、ステージ上で早飲み競争やジャンケン大会を楽しみました。高齢者サロンの参加者たちも息のそろうた盆踊りや盆踊りを披露するなど、多くの人が楽しめるイベントとなりました。



息のそろうた盆踊り♪

* * *

このほか、マリナシティ自治会の役員の方々は、自治会活動をより活発にしたいとの思いから、自治会を対象とした市の講座に積極的に参加されています。

このように、自治会は地域のためにさまざまな取り組みを行っています。あなたも、地域の一員として自治会活動に参加してみませんか。

■問い合わせ

自治振興課（☎829・1134）

【平成29年10月号 マリナシティ自治会（福田）】

【平成30年1月号 大籠町自治会】

自治会

地域を元気に！ あなたの町の自治会
～大籠町自治会～

明るく住みよいまちづくりのためにさまざまな取り組みをしている自治会。今回は、祝日の11月3日に開催された「大籠町公民館祭り」を訪ね、大籠町自治会の西良一会長にお話を伺いました。

―お祭りを始めたきっかけは？

昔は10月23日に神社の大祭がありました。当時は自営業の住民が多く、平日でも支障なかったのですが、会社勤めの住民が多くなるにつれ、参加者が集まらなくなりました。

そこで祝日を開催日にし、神事の後に住民が参加できる催しをしようと考え、公民館祭りを始めました。

24回目になる今回は、おやしバンドの演奏やフラダンスの披露、抽選会などが行われ、来場者の皆さんはとても楽しんでいらっしゃる様子でした。



―お祭りの特徴を教えてください。―
二つあります。一つは、住民主体で開催していることです。出店では、自治会の班ごとに自分たちが作った農作物やその加工品などを販売。近隣の商店も出店、婦人部や青年部も、う

どんやヨーヨー、金魚すくいの店を出しています。

もう一つは、他の地区からの来場者が多いことです。

地区の住民が百三十人ほどなのに対し、三百人以上の方々が来場します。

これほど多くの人が集まるのは、今まで活動に携わってきた方々の努力の成果です。先輩方を見習い、これからも続けていきたいと思っています。

―本場にたくさんのかたが来場していましたね。地区以外の方からはお祭りです」というコメントをいただきました。

このほか、大籠町自治会では、老人会での花見や、道路沿いの草刈りなどを行っています。

このように、自治会は地域のためにさまざまな取り組みを行っています。あなたも、地域の一員として自治会活動に参加してみませんか。

■問い合わせ

自治振興課（☎829・1134）



【平成30年6月号 松が枝町自治会】

自治会

地域を元気に！ あなたの町の自治会
～松が枝町自治会～

より安心できるまちづくりのため、高齢者や障害者など災害時に支援が必要なかたの情報を地図にまとめた「ささえあいマップ」の作成に取り組みむ自治会が増えています。

今回は、松が枝町自治会の森田副会長にお話を伺いました。

―始めたきっかけは？

「ささえあいマップづくり」を行うことで、高齢者などの支援につながるとともに、活動を通して住民同士の交流が生まれると考えたからです。昨年12月から話し合いを始め、4月には民生委員なども参加した全体協議を行いました。



みんなで話し合いました

―今回のマップづくりを通して気付いたことは？

地域に関する話し合いには、多くの住民の参加が大切だということ。今回、話し合うことで、「新たな要支援者の発見」や「以前から住んでいたかた」と近年住み始めたかたの

交流」につなげることができました。

そこで、地域住民全体での話し合いの場を設けることの必要性を痛感しました。

その他にも、地域づくりには「ごころからの声掛け」が大切だということや、自治会は地域で重要な役割を担っているということを再認識することができました。

この活動を通して、要支援者のかたへの声掛けに力を入れていく予定です。また、近所同士での声掛けも活発にすることで、安心できるまちづくりや多くのかたが自治会の輪の中へ入ることにつながればよいと思います。

* * *

松が枝町自治会では、年齢を問わず参加できるラジオ体操、花植え会、バーベキューや夜間の見回りなど住民同士でふれあえる活動も積極的にを行っています。

このように、自治会は地域のためにさまざまな取り組みを行っています。あなたも、地域の一員として自治会活動に参加してみませんか。

■問い合わせ

自治振興課（☎829・1134）

【平成30年9月号 愛宕校区第1連合自治会】

自治会

地域を元気に！あなたの町の自治会
～愛宕校区第1連合自治会～

今回はさまざまな世代のかたが楽しく体を動かせるように「グラウンドゴルフ大会」を行っている愛宕校区第1連合自治会の藤川行治会長にお話を伺いました。

―活動はいつから？

グラウンドゴルフは3年前から始めました。地域でも健康づくりに取り組みたいと考えたことがきっかけです。今では、8歳から85歳までの多くのかたが参加し、楽しんでいます。



地域の人々で楽しんでいます！

大会は、毎年10月中旬に行っていて、3カ月に1度、ミニ大会も行っています。

―活動を始めてよかったことは？

近年、連合自治会内で交流する機会が少なくなっていました。グラウンドゴルフをきっかけに、今ではミニ大会で毎回40人以上の方々が仲良く体を動かしています。

またミニ大会の前にグラウンドゴ

ルフ教室を行い、高齢者のかたが地元の子どもたちにもやり方を指導しています。教室で上達した子どもたちが、昨年からはチームとして大会に参加するようになりました。

グラウンドゴルフは年齢関係なく楽しむことができるのでとても盛り上がっています。

―活動の反応はどうですか？

参加者からは「身体を動かせるので、健康にいい」「いろいろな人と交流できて楽しい」などの声が上がっており、皆さんに活動を満足していただいています。

* * *

愛宕校区第1連合自治会ではほかに、地元の愛宕小学校の校長先生をはじめ先生方や児童など約80人が参加するラジオ体操やもちつき大会をしたり、消防団と交流したりしています。

このように、自治会は地域のためにさまざまな取り組みを行っています。あなたも、地域の二員として自治会活動に参加してみませんか。

■問い合わせ

自治振興課 ☎829・1134

【平成30年10月号 西山2丁目自治会】

自治会

地域を元気に！あなたの町の自治会
～西山2丁目自治会～

今回は、毎年精霊流しで歴史ある伝統の技を用いた「催合船」を流している西山2丁目自治会の石谷忠善会長にお話を伺いました。

―とても大きな船ですが、製作にどのくらいの日数がかかりますか？

毎年8月7日～15日の9日間で製作しています。私たちの船は、伝統的に孟宗竹もうそうちくを使っており、竹を切り出すところから始まります。長さが12～14mになる大竹を25本、それより小さい竹を50本、10～15人の自治会員が協力して切り出します。その竹を1週間乾燥させ、みよしの形に合わせて曲げたり、竹を組み合わせて船本体を縄で縛ったりします。人手と時間はかかりますが、毎年自信を持って送り出せる催合船が出来上がります。

―船の製作をやめようと考えたりしたことはなかったのですか？

55年ほど前には、一時的に催合船を作らず、こもをトラックで流し場に運んだこともありましたが、しかし、伝統的な精霊船がなくなることを感じ、50年前に町内の先輩方から工法を教わり「催合船」を復活させました。今年も15日には、自治会員や初盆のご家

族のかたを含めて、70人ほどで船を流しました。自治会の区域外からも、「親が昔、西山に住んでいたのので、『初盆は西山の船に乗りたいたい』と遺言を残っているが、乗せてもらえないだろうか」と相談を受けることがあります。

また、みんなで協力して行うので、自治会員同士のコミュニケーションのひとつとなっています。その姿を見ると催合船を復活させてよかった、そしてこれからも皆さんと協力してこの伝統行事を続けていこうと思っています。



地域の人々で船を流しました

西山2丁目自治会では、他にも自主防災組織を立ち上げたり、大雨の際は町内を警戒パトロールするなどの活動も行っています。

このように、自治会は地域のためにさまざまな取り組みを行っています。あなたも、地域の二員として自治会活動に参加してみませんか。

■問い合わせ

自治振興課 ☎829・1134

【平成 31 年 2 月号 西山台自治会】

自治会

地域を元気に！あなたの町の自治会

西山台自治会

今回は、「三世代交流祭」を開催している西山台自治会の清水良治会長にお話を伺いました。

―始めたきっかけは？

近所におじいちゃん、おばあちゃんがない子どもたちも高齢者のかたと交流できるイベントをしたいと思い、子ども会の親子レクリエーションを拡大し、19 年前から始めました。

今年は、130 人ほどが参加し、午前中はグラウンドゴルフやバーベキューを楽しみ、午後はホールインワン競争や担架の作り方などを学べる防災訓練を行いました。最後にグラウンドゴルフの成績上位チームや三世代で参加した家族を表彰しました。



―これまで続けていてよかったことは？

家族全員が参加するので、普段会わないかたが交流するきっかけになっていることです。

参加者からは「子どもも高齢者も楽しめます」などの感想をもらっています。

参加者が 1000 人を超す大きなイベントなので、役員だけでなくグラウンドゴルフ愛好会など自治会総出で協力して開催しています。

会員以外でも当日参加できるよう受け付けを工夫し、毎年、みんなで試行錯誤しながら運営しています。

―今後、どのようにしていきたい？

小学校で「三世代交流祭」を開催することで、イベントをきっかけに自治会の楽しさを知ってもらい、会員以外のかたも自治会に入りたいと思うてもらえるようにしていきたいです。

* * *

西山台自治会では、催合船による精霊流しや会員が講師となった陶芸体験教室なども行っています。

このように、自治会は地域のためにさまざまな取り組みを行っています。あなたも、地域の一員として自治会活動に参加してみませんか？

問い合わせ

自治振興課（☎829・1134）

【令和元年 5 月号 戸町地区の自治会】

自治会

地域を元気に！あなたの町の自治会

戸町地区の自治会

今回は戸町地区の自治会で「鹿尾川公園桜まつり」に参加し、実行委員長の新戸町自治会の西田光昭会長にお話を伺いました。

―桜まつりを始めたきっかけは？

鹿尾川公園の桜が毎年きれいに咲くのを見て、もっとたくさんの人に見てもらいたいと思い、平成 27 年から桜まつりを始めました。今年は 8 つの自治会で協力して開催し、まつりを通じて自治会同士のつながりや交流が広がったり、深まっていると感じます。

―桜まつりで行っていることは？

3 月下旬から 4 月上旬にかけて、桜の木に、ちょうちゃんやぼんぼりを飾り、初日の夜は点灯式を行っています。また、今年から足元も明るく

できたらしと思い、竹灯籠を置くようにしました。竹灯籠に描かれている絵は、さくら幼稚園とさくら



んぽ保育園の子どもたちに描いていただいたもの。子どもから大人まで一緒に楽しんでいるんですよ。

また、習い事を発表する場にもなっていて、これからさらに、つながりを広げていきたいと思っています。

―今後、この活動をどのようにしていきたい？

現在、8 つの自治会だけで出店を運営しているので、他の自治会にも協力をしてもらって、出店の数を増やし、もっと桜まつりをにぎやかにしたいです。まつりに参加する人が増え、戸町地区全体に活気が出て、元気なまちにしたいですね。

* * *

戸町小学校区の自治会では、今年の夏に子ども会と協力してそうめん流しをする予定です。このように、自治会は地域のためにさまざまな取り組みを行っています。あなたも、地域の一員として自治会活動に参加してみませんか？

問い合わせ

自治振興課（☎829・1134）

5章 市の担当窓口

長崎市の組織一覧（令和6年4月1日現在）

防災危機管理室 東京事務所 出納室	企画政策部	総務部	情報政策推進部	財務部	市民生活部
	都市経営室 長崎創生推進室 ながさき移住カレッジ サステナビリティ連携推進室 秘書課 広報広聴課 国際課	総務課 人事課 職員研修所 行政体制整備室 庁舎管理課	D×推進課 情報統計課	資産経営課 財政課 契約検査課 検査指導室 収納課 特別滞納整理室 資産税課 市民税課	自治振興課 交通事故相談所 市民協働推進室 地域コミュニティ推進室 住民情報課 人権男女共同参画室 文化振興課 遠藤周作文学館 ながさきピース文化祭推進室 スポーツ振興課 小ヶ倉プール 網場プール アーチェリー場 体育館 〔深堀、三重、三和、琴海南部〕 消費者センター もみじ谷葬斎場
原爆被爆対策部	福祉部	市民健康部	こども部	環境部	経済産業部
調査課 援護課 平和推進課 被爆継承課	福祉総務課 高齢者すこやか支援課 障害福祉課 介護保険課 地域包括ケアシステム推進室 臨時特別給付金室	地域保健課 感染症対策室 地域医療室 健康づくり課 生活衛生課 国民健康保険課 後期高齢者医療室 保健環境試験所 動物愛護管理センター 国民健康保険診療所 （伊王島、高島） 診療所 （池島、小口、野母崎）	こども政策課 〔大浦児童センター 児童館 （滑石、土井首、琴海） 子育てサポート課 （こども家庭センター） 幼児課 こどもみらい課 こども相談センター	環境政策課 ゼロカーボンシティ推進室 廃棄物対策課 環境整備課 中央環境センター 東部環境センター 東工場 三京クリーンランド埋立処分場	産業雇用政策課 新産業推進課 商業振興課 中央卸売市場

5章 市の担当窓口

文化観光部	水産農林部	土木部	まちづくり部	建築部	中央総合事務所
観光政策課 旧居留地私学歴史資料館 ベッ甲工芸館 古写真資料館 埋蔵資料館 端島見学施設 亀山社中記念館 伊王島ふれあい広場 観光交流推進室 文化財課 シーボルト記念館 サント・ドミンゴ教会跡資料館 南山手地区町並み保存センター 東山手地区町並み保存センター 須加五々道美術館 南山手レストハウス 外海歴史民俗資料館 中の茶屋 ド・ロ神父記念館 高島石炭資料館 野口彌太郎記念美術館 心田庵 長崎(小島)養生所跡資料館 世界遺産室 出島復元整備室 長崎学研究所	水産農林政策課 水産振興課 水産センター 農林振興課 農業センター 水産農林整備課	土木総務課 土木企画課 土木建設課 土木防災課 用地課	都市計画課 公共交通対策室 長崎駅周辺整備室 まちなか事業推進室 景観推進室 東長崎土地区画整理事務所	建築総務課 住宅政策室 建築課 設備課 建築指導課	総務課 地域福祉課 生活福祉 1 課 生活福祉 2 課 地域整備 1 課 地域整備 2 課 中央地域センター 小ヶ倉地域センター 小櫛地域センター 西浦上地域センター 滑石地域センター 福田地域センター 西部地区事務所 茂木地域センター 式見地域センター

東総合事務所	南総合事務所	北総合事務所	消防局	中央、北、南各消防署	上下水道局業務部
地域福祉課 地域整備課 日見地域センター 東長崎地域センター 古賀地区事務所 戸石地区事務所	地域福祉課 伊王島開発総合センター 高島ふれあいセンター 野母崎農村活性化センター 地域整備課 土井首地域センター 深堀地域センター 香焼地域センター 伊王島地域センター 高島地域センター 野母崎地域センター 連絡員事務所 (樺島、高浜、脇岬) 三和地域センター	地域福祉課 池島開発総合センター 池島中央会館 池島港浴場 琴海北部研修センター 琴海活性化センター 地域整備課 三重地域センター 外海地域センター 黒崎事務所 池島事務所 琴海地域センター 長浦事務所 連絡員事務所(琴海北部)	総務課 予防課 警防課 指令課	警防 1 課 警防 2 課	総務課 経理課 料金サービス課

上下水道局 事業部	議会事務局	教育委員会 教育総務部	教育委員会 学校教育部	選挙管理委員会 事務局
事業管理課 新浄水場整備室 水道建設課 給水課 浄水課 水質管理室 下水道建設課 下水道施設課	総務課 議事調査課	総務課 学校施設課 適正配置推進室 生涯学習企画課 生涯学習施設課 公民館 (東、西、南、滑石、香焼、 外海、三和、その他8地区) 琴海文化センター 琴海南部文化センター 香焼図書館	学校教育課 健康教育課 北部学校給食センター 学校給食センター整備室 教育研究所 学校給食共同調理場 (香焼、伊王島、神浦・ 黒崎、池島、三和)	公平委員会 事務局 監査事務局 農業委員会 事務局

総合事務所・地域センター 一覧表

個人や地域の代表のかたは、まずは「地域センター」へお越しください！

所属名	住 所	電話番号	FAX 番号
中央総合事務所			
総務課	魚の町 4-1 (4 階)	095-829-1428	095-829-1432
地域福祉課		095-829-1429	095-829-1434
生活福祉 1 課		095-829-1144	095-829-1223
生活福祉 2 課			
地域整備 1 課		095-829-1164	095-829-1165
地域整備 2 課		095-829-1184	
中央地域センター	魚の町 4-1 (1 階 1 4 番窓口)	095-829-1418	095-829-1281
小ヶ倉地域センター	小ヶ倉町 2 丁目 21-2	095-878-5301	095-834-5001
小瀬地域センター	小瀬戸町 1015-7	095-865-0740	095-834-4002
西浦上地域センター	千歳町 5-1 (チトセピア 2 階)	095-848-5151	095-840-0205
滑石地域センター	滑石 3 丁目 9-26	095-857-2978	095-855-8180
福田地域センター	福田本町 10	095-865-0111	095-834-4001
茂木地域センター	茂木町 75-10	095-836-0400	095-834-6001
式見地域センター	式見町 357	095-841-0211	095-840-4001
東総合事務所			
地域福祉課 (総務係・健康支援係)	矢上町 8-21	095-813-9001	095-839-6260
地域福祉課(生活福祉係)		095-894-1247	
地域整備課		095-894-1248	095-894-1249
日見地域センター	界 2 丁目 1-19	095-838-3104	095-834-0004
東長崎地域センター	矢上町 19-1	095-839-5151	095-834-0001
南総合事務所			
地域福祉課(総務係)	布巻町 111-1 (三和地域センターと併設)	095-898-7870	095-892-1140
地域福祉課(健康支援係)		095-892-1113	
地域福祉課(生活福祉係)		095-898-7860	
地域整備課		095-892-1114	095-892-1240
土井首地域センター	柳田町 45-3	095-878-4534	095-834-5002
深堀地域センター	深堀町 5 丁目 182	095-871-3101	095-834-3888
香焼地域センター	香焼町 1070-32	095-871-4111	095-871-1136
伊王島地域センター	伊王島町 1 丁目甲 3271	095-898-2211	095-898-2920
高島地域センター	高島町 1728-1	095-896-3110	095-896-2316
野母崎地域センター	野母町 1665	095-893-1111	095-893-0404
三和地域センター	布巻町 111-1	095-892-1111	095-892-1187
北総合事務所			
地域福祉課	琴海村松町 703-14 (琴海地域センターと併設)	095-814-3400	095-884-2055
地域整備課		095-814-3410	095-884-2065
三重地域センター	三重町 1098-1	095-850-1111	095-840-1001
外海地域センター	神浦江川町 657-2	0959-24-0211	0959-29-8028
琴海地域センター	琴海村松町 703-14	095-884-2001	095-884-2008

自治会活動関係の担当課・窓口一覧表

区分	担当課
・広報ながさき等配布謝礼	自治振興課 ☎095-829-1134 ☎829-1233
・住民活動に関する保険 ・自治会広報掲示板設置補助 ・自治会集会所建設奨励費補助	自治振興課 ☎095-829-1134 ☎829-1233 (地域センターで書類預かり)
・保健環境自治連合会との連携	自治振興課 ☎095-829-1134 ☎829-1233
・市民相談、交通事故相談 ・犯罪被害者等支援相談 ・防犯カメラ設置事業費補助 ・青色回転灯パトロール活動補助	自治振興課 ☎095-829-1211 ☎829-1233
・生活道路・河川整備要望 ・白ペンキ等資材支給要望	各総合事務所地域整備課 (受付：地域センター)
・街路灯新設要望、街路灯の破損	土木建設課 ☎095-829-1166 ☎829-1222 (受付：地域センター)
・市道の補修 ・市道の除草作業	各総合事務所地域整備課 (受付：地域センター)
・急傾斜地崩壊対策事業に関する 要望・相談	各総合事務所地域整備課
・ハザードマップの相談	土木防災課 ☎095-824-1424 ☎829-1222 (配布：地域センター)
・宅地がけ崩れ・危険空き家補助	建築指導課 ☎095-829-1174 ☎829-1168 (地域センターで書類預かり)
・障害者虐待相談	長崎市障害者虐待防止センター ☎095-829-1800 ☎823-7571
・こども・子育てイカオ相談	相談専用ダイヤル ☎095-822-3725
・害虫等の相談	環境政策課 ☎095-829-1156 ☎829-1218 (受付：地域センター)
・公害の相談	環境政策課
・ボランティアごみ袋の配付 (公園清掃用を除く)	廃棄物対策課 ☎095-829-1159 ☎829-1218 (受付・配付：地域センター)
・集団回収に係る団体登録、 補助金申請、用具の譲与申請	廃棄物対策課 (受付：地域センター)
・不法投棄の通報	通報ダイヤル ☎0120-530-996
・ごみステーションに関する 要望・相談	中央環境センター ☎095-865-5371 ☎865-5301 または 東部環境センター ☎095-830-2137 ☎838-6367 (受付：地域センター)
・都市公園の維持管理 ・公園便所の清掃委託	各総合事務所地域整備課
・アマランス相談 (夫婦や家族、人間関係、セクハラ、DV等の相談)	相談専用電話 ☎095-826-4417
・消費生活相談	相談専用ダイヤル ☎095-829-1234

自治会と関連のある市の事業と担当の課をご紹介します。各種助成や、制度の適用には条件がある場合もありますので、詳細については各担当課へお問い合わせください。

自治振興課地域ふれあい係（場所：市役所 10 階）

電話：(095) 829-1134

FAX：(095) 829-1233

◆ 自治会あて文書の一括発送

お知らせや回覧文書など、市から自治会へお届けしたい情報を、毎月 20 日頃にお送りしています。

- ・ 年度途中の会長交代の際には『自治会変更届（82～83 ページ参照）』をご提出ください。
- ・ 世帯数や班（組）数の変更は、お電話でも受け付けます。

◆ 自治会との連絡調整

自治会長の交代や加入世帯数などを把握するため、自治会組織の調査を行います。

- ・ 3 月の一括発送において、『自治会組織調査票』をお送りします。
- ・ 変更等が無い場合も、その旨ご回答ください。

※ 地縁による団体の認可を受けている自治会（14～15 ページ参照）で、代表者（自治会長）が交代する場合は、別途手続きが必要となります。詳しくは、担当者までご連絡ください。

◆ 住民活動に関する保険

住民活動中の事故に対し、市が一括して契約している保険により一定の保険金が支払われます。

- ・ 事故があった際、『事故報告書（84～85 ページ参照）』の提出が必要です。
（書類についてはお近くの地域センターでも預かります。）
- ・ 事例ごとの保険適用の可否については、担当者までお問い合わせください。
- ・ 詳細は、63～65 ページをご覧ください。

◆ 広報ながさき等配布謝礼金

自治会に対し、広報ながさき・県政だより等の配布世帯数に応じて謝礼金をお支払いします。

（1 世帯あたり 年額 648 円）

- ・ 1 2 月の一括発送において、『配布謝礼金調査票』をお送りします。
- ・ 配布世帯数の実績および振込口座をご確認いただき、ご回答ください。
- ・ 振込は、3 月（予定）に行います。

◆ 自治会広報掲示板設置補助金

自治会広報掲示板の設置費を一部補助します。

- ・ 補助金額は、設置費の2分の1で、8万円を上限とします。
- ・ 所定の手続きがありますので、事前に担当者にご相談ください。
(書類についてはお近くの地域センターでも預かります。)
- ・ 詳細は、66ページをご覧ください。

◆ 自治会集会所建設奨励費補助金

自治会が所有する集会所（公民館）を新・増・改築、補修、購入、危険な塀の補修または水洗便所への改築をしようとする場合に、その費用の一部を補助します。

- ・ 所定の手続きがありますので、事前に担当者にご相談ください。
(書類についてはお近くの地域センターでも預かります。)
- ・ 詳細は、66～67ページをご覧ください。

◆ 地縁による団体の認可

自治会が、団体名義で集会所等の不動産登記をおこなうためには、地縁による団体の認可を受ける必要があります。

- ・ 所定の手続きがありますので、事前に担当者にご相談ください。
- ・ 詳細は、14～15ページをご覧ください。

◆ いきいき地域サポーター制度

自治会加入促進や、自治会行事の活性化のために、長崎市が「いきいき地域サポーター」を派遣します。

- ・ 詳細は、71～80ページをご覧ください。

◆ 自治会加入促進キャンペーン

自治会加入促進月間（11月）にあわせて、自治会のご希望に応じて加入促進グッズ（チラシ・ポスター・その他）を配布します。

- ・ 9月の一括発送において、詳細な内容などをお知らせします。

◆ 長崎市保健環境自治連合会との連携

長崎市保健環境自治連合会（保環連）と連携し、自治会活動を支援します。

- ・ 保環連事務局の問い合わせ先：095-829-1134（自治振興課内）

自治振興課安全安心係（場所：市役所 10 階）

電話：(095) 829-1211

F A X：(095) 829-1233

◆ 市民相談・交通事故相談（場所：市役所 1 階 市民相談窓口）

さまざまな相談について職員や専門の相談員が、皆さんと一緒に解決に努めます。

- ・ 相談日や時間についてはお問い合わせください。

◆ 犯罪被害者等支援相談

犯罪被害者やそのご家族、ご遺族が不安に感じていること、直面している問題など、その置かれている状況に応じて市役所でできる手続きや各種支援制度をご案内したり、外部の関係機関におつなぎするなどの支援を行っています。

◆ 防犯カメラ設置事業費補助金

自治会及び連合自治会が犯罪の発生を未然に防ぐために防犯カメラを設置しようとするときには、補助制度があります。（※年間に実施できる団体には限りがあります。）

- ・ 所定の手続きがありますので、事前に担当者にご相談ください。
- ・ 詳細は、68 ページをご覧ください。

◆ 地域防犯講座

職員が出向いて、防犯に関する出前講座をおこないます。

◆ 交通安全講座

職員が出向いて、交通安全に関する出前講座をおこないます。

◆ 青色回転灯防犯パトロール活動

青色回転灯を装備した自動車による自主防犯パトロールを実施する団体に対し、経費の一部を補助します。

- ・ 青色回転灯防犯パトロールの実施には、長崎県警察本部長の承認が必要です。
- ・ 検討されている場合は、最寄りの警察署にお問い合わせください。

各総合事務所 地域整備課

所属名	場所	電話	FAX
中央総合事務所 地域整備 1 課 地域整備 2 課	市役所 4 階	095-829-1164 095-829-1184	095-829-1165
東総合事務所 地域整備課	矢上町 8-21	095-894-1248	095-894-1249
南総合事務所 地域整備課	布巻町 111-1 (三和地域センターと併設)	095-892-1114	095-892-1240
北総合事務所 地域整備課	琴海村松町 703-14 (琴海地域センターと併設)	095-814-3410	095-884-2065

◆ 都市公園の清掃に関する補助

都市公園の清掃を月 1 回以上おこなっている自治会に対し、公園の清掃面積に応じて補助金を交付します。

- ・ 長崎市保健環境自治連合会（保環連）に加入している自治会が対象となります。

◆ 公園便所などの清掃委託

自治会に対し、公園や公衆トイレの清掃を 1 か所あたり年額 1 8 万円で委託しています。

◆ 生活道路・河川整備要望

公共性の高い里道、私道及び水路の補修工事や材料支給について、自治会からの要望を受け付けます。

令和 4 年度から、スマートフォン等の通信機器を利用した自治会アプリによる要望を受け付けています。
(お近くの地域センターでも受け付けます。)

- ・ 2 月の一括発送において、お知らせ送付と併せて『生活道路・河川・公園等修繕要望書』をお送りしますので、アプリでの申請が出来ない場合は、要望書での要望受付も行っています。
- ・ 私道については、地権者の承諾が必要です。
- ・ 補修工事については、申請書をもとに現地を調査し、可否を検討後に施行します。

◆ 白ペンキ等資材支給要望

自治会からの要望に対して、公共性のある里道・市道及び私道の階段に塗装する白ペンキを支給します。

(お近くの地域センターでも受け付けます。)

- ・ 2 月の一括発送において、『白ペンキ等資材支給要望書』をお送りしますので、希望される場合は、要望書をご提出ください。(自治会アプリを利用したの申請がご希望の場合は、アプリを利用したの要望受付も行っています。)
- ・ 私道については、地権者の承諾が必要です。

◆ 市道の補修

市道に穴があいていたり、側溝やガードレール、カーブミラーが壊れている場合は、自治会アプリによる通報、もしくは各地域の総合事務所地域整備課にご連絡ください。（お近くの地域センターでも受け付けます。）

土木建設課（場所：市役所 17 階）

電話：(095) 829-1166 F A X：(095) 829-1222

◆ 街路灯新設の要望

歩行者の安全確保などのために街路灯の新設が必要な場合、自治会からの要望を受け付けます。（お近くの地域センターでも受け付けます。）

- ・ 『街路灯新設要望書』のご提出、または、『自治会要望アプリ』での申請をお願いします。
- ・ 要望書をもとに土木建設課が現地を調査し、可否を検討後に設置します。

◆ 街路灯の破損（旧土木維持課業務）

街路灯の修理や取り替えをおこないます。（お近くの地域センターでも受け付けます。）

- ・ 街路灯が点灯していなかったり、壊れている場合は、『自治会要望アプリ』による通報、もしくは、長崎電気工事業協同組合または土木建設課へご連絡ください。

（長崎電気工事業協同組合：095-829-1312）

- ・ ご連絡の際は、街路灯の詳細な設置場所や、街路灯番号・電柱番号などがわかればお伝えください。

環境政策課（場所：市役所 13 階）

電話：(095) 829-1156 F A X：(095) 829-1218

◆ 公害・害虫等の相談

騒音・振動・悪臭・ばい煙・汚水等の公害や、空地の雑草、スズメバチ等の衛生害虫駆除に関する相談を受け付けます。（空地の雑草、害虫等の相談は、お近くの地域センターでも受け付けます。）

廃棄物対策課（場所：市役所 13 階）

電話：(095) 829-1159

FAX：(095) 829-1218

◆ 地域清掃の支援（ボランティアごみ袋の配付 ※公園清掃用を除く）

道路等の公共の場所の環境美化活動を行う自治会に、ボランティア用ごみ袋の支給やごみ収集車の配車等を行います。（お近くの地域センターでも受付・配付を行っています。）

- ・ 「地域清掃実施計画書」を清掃の1週間前までに提出してください。
- ・ 回収したごみは、分別して排出してください。

◆ 集団回収に対する補助金の交付

古紙、古布の回収を行う自治会等の集団回収団体に対して補助金を交付します。（お近くの地域センターでも受け付けます。）

- ・ 補助金の交付を受けるには、集団回収登録団体としての市への登録が必要です。
- ・ 詳しくは、担当者までご相談ください。

◆ 集団回収に対する用具の譲与

集団回収団体に対して、古紙類回収のための保管庫やリヤカー、空き缶用回収ボックスを譲与しています。（お近くの地域センターでも受け付けます。）

- ・ 保管庫は、原則1団体につき1基までです。

◆ リサイクル推進員の委嘱

ごみ分別や排出マナーの指導などを行うリサイクル推進員を、自治会長の推薦を受け委嘱します。

- ・ 任期は2年です。
- ・ 推進員を配置して、組織的に活動している自治会に対しては、謝礼金をお支払いします。

（1世帯あたり 年額300円） ※世帯数は、広報ながさき等配布世帯数の実績と同じです。

◆ 不法投棄の通報

不法投棄を発見した場合は、ご連絡ください。

- ・ 不法投棄通報ダイヤル：0120-530-996

環境センター

所属名	管轄区域	場所	電話	FAX
中央環境センター	市域の中央部、西部及び北西部	木鉢町 2 丁目 406	095-865-5371	095-865-5301
東部環境センター	市域の東部、南部地区の一部	戸石町 34-2	095-830-2137	095-838-6367

◆ ごみステーションの管理に関する相談

ごみステーションの修繕・移設・新設などの相談を受け付けます。(お近くの地域センターでも受け付けます。)

- ・ 相談は、自治会のある地区の担当の環境センターで受け付けます。
(各ごみステーションに、担当のセンターを掲載しています。)

防災危機管理室（場所：市役所 7 階）

電話：(095) 822-0480 FAX：(095) 820-0108

◆ 防災行政無線の放送内容の案内

防災行政無線の内容を携帯電話で確認できます。

- ・ 登録した携帯電話へメールが送られてきます。
※登録方法 QR コードを読み取るか登録用アドレスを入力し、空メールを送信してください。
登録用の URL がメールで届きますので、説明に沿って、ご登録ください。
- ・ 長崎市公式 LINE（ライン）、X（エックス）やフェイスブックでもお知らせしています。



メール登録は
こちらから



LINE@（ライン）
友達登録はこちらから
ID @nagasakicity



X（エックス）
アカウント名
@nagasakibousai



Facebook（フェイスブック）
ページ名
長崎市防災危機管理室



避難情報や気象警報など、防災行政無線でお知らせした内容を電話（自動音声）で案内します。

- ・ **案内電話：050-5530-9908**（通話料がかかります）

◆ 戸別受信機無償貸与について

自治会長には防災行政無線の内容を聞くことができる戸別受信機を無償貸与します。

- ・ 会長が交代される際に、次の会長へ引き継ぐことができます。
- ・ 会長が交代される際には、お問い合わせください。



◆ 自主防災組織の支援

災害発生時の「共助」の中核を担う自主防災組織を支援します。

- ・ 自治会や地域コミュニティ連絡協議会等を単位とした自主防災組織結成や、地域の行事を活かした防災活動、避難所運営訓練、防災講話の計画及び実施などの相談に応じます。

- ・ 結成された自主防災組織には、防災用資機材を助成します。
- ・ 地域防災マップづくりの指導・支援を行います。
- ・ 地域の災害特性や、避難ルートの確認等を行う地域防災マップ作成の指導・支援を行います。
- ・ なお、必要な用具は防災危機管理室で準備します。



◆ 防災リーダー及び防災サポーターの養成

防災に関する知識及び技能を習得するための講習を行います。

- ・ 地域における防災活動の核となる、防災リーダーを養成します。
- ・ 家庭や地域での防災意識の啓発に努める、防災サポーターを養成します。

広報広聴課（場所：市役所 8 階）

電話：(095) 829-1114 F A X：(095) 829-1115

◆ 「広報ながさき」の配布

広報ながさきの配布を自治会にお願いしています。

- ・ 配布代表者には、毎月 2 日までに配送しますので、7 日までに各家庭への配布をお願いします。
- ・ 配布数および配送先変更は、毎月 15 日（12 月は 10 日）までにご連絡ください。

◆ 市政に関するお問い合わせ

長崎市コールセンター「あじさいコール」で、市の制度や手続き、イベント、施設、災害情報など、さまざまなお問い合わせに、ワンストップでお答えします。

- ・ 専門的な内容や個人情報にかかわるお問い合わせは、担当課へおつなぎします。
- ・ あじさいコール：095-822-8888 ※ 受付時間：午前 8 時から午後 8 時まで（年中無休）

◆ 市への意見や要望

自治会からのご意見やご要望をお受けします。

- ・ ご要望等は、内容をあらかじめ文面でご提出ください。

◆ 出前講座の実施

長崎市の事業や制度について、職員が出向いてわかりやすく説明します。

- ・ 職員の講師料は不要ですが、会場は自治会（申込者）でご準備ください。詳細は、94～101 ページをご覧ください。

国際課（場所：市役所9階）

電話：(095) 829-1113 F A X：(095) 829-1262

◆ 外国人住民のための生活ガイド

行政手続きや災害時に備えるための情報などについて4か国語（日本語・英語・中国語・韓国語）で紹介している冊子です。転入手続きの際に配布しています。

- ・ 自治会内に居住する外国人住民で、必要なかたがいる場合はご連絡ください。

◆ フェイスブックによる情報発信

広報ながさきに掲載されている市政やイベントなどの情報を4か国語（日本語・英語・中国語・韓国語）で発信しています。（URL）<http://www.facebook.com/nagasakiintl/>

都市経営室（場所：市役所8階）

電話：(095) 829-1111 F A X：(095) 829-1112

◆ 学生地域連携活動支援事業

游学のまち de やってみゅーで “U-サポ”

長崎地域7大学の学生が、自治会行事などにボランティアとして参加します。

- ・ ボランティア活動の機会をご提案いただくにあたり、事前に応援団としての登録が必要です。
- ・ 長崎大学やってみゅーでスク（U-サポ事務局）：095-819-2870

地域コミュニティ推進室（場所：市役所10階）

電話：(095) 829-1283 F A X：(095) 829-1216

◆ 地域コミュニティの活性化に向けた取組み

長崎市では、地域コミュニティを支えるしくみを進めており、地域コミュニティ連絡協議会の設立及び運営支援を行っています。

- ・ 自治会をはじめ様々な団体等で構成する「地域コミュニティ連絡協議会」を設立し、地区の課題解決や地域活性化に向け取り組んでいくものです。（詳しくは、49～53ページをご覧ください。）
- ・ 他地区における活動事例や協議会設立・運営に関するご相談等ありましたらお尋ねください。

地域コミュニティを支えるしくみについて

1 背景

○社会の状況

- ・人口減少、少子化・高齢化
- ・一人暮らしや高齢者世帯の増加
- ・生活スタイル・価値観の多様化

○地域では…

- ・役員の高齢化などによる担い手不足など
- ・個々の団体では課題解決が難しい場面に直面

人口が減少しても、少子化・高齢化が進んでも、暮らしやすいまちであり続けるには、**地域の力（地域自治）**がとても大切です。

2 目指す地域の姿

地域自治を進めるため、次のとおり「目指す地域の姿」を定めました。

目指す地域の姿

みんながつながり支え合い、安心していきいきと暮らせるまち

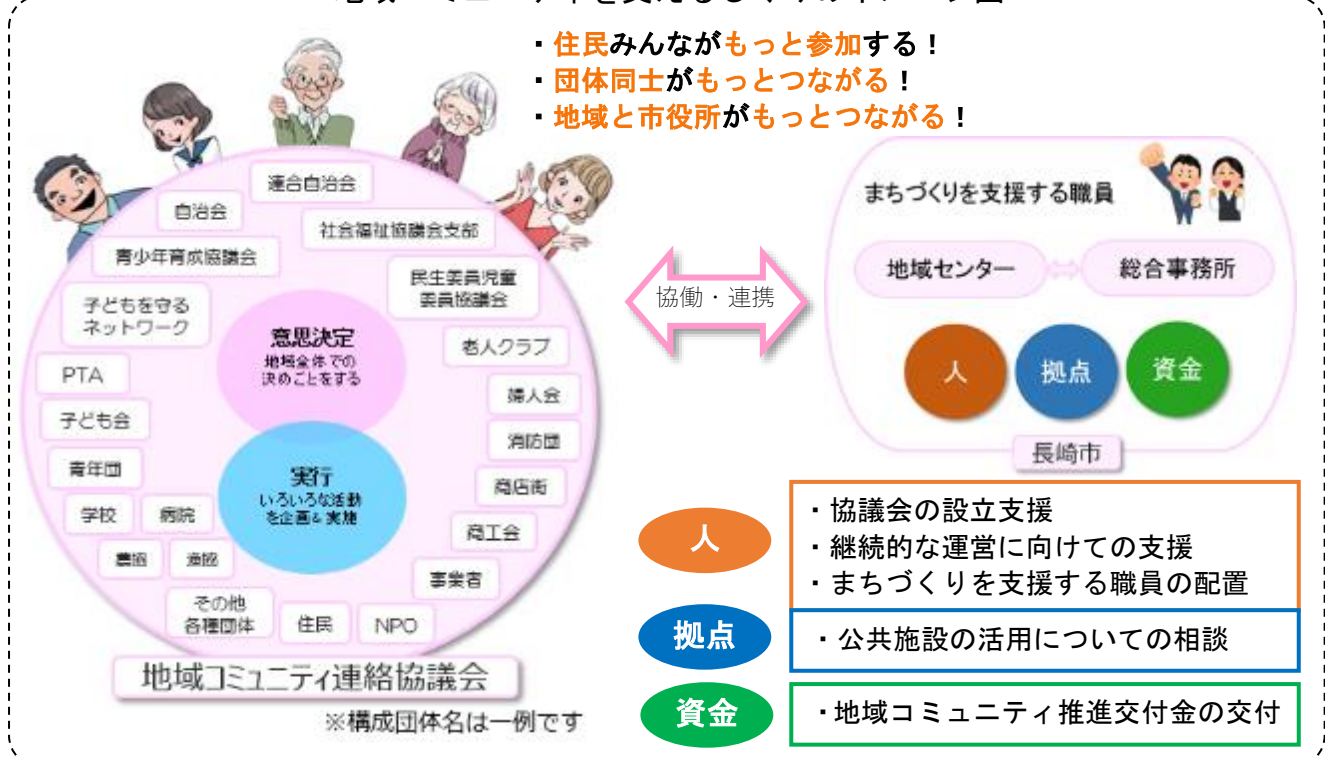
3 未来につなげる体制づくり ～地域コミュニティを支えるしくみ～

今後、さらに多様化・複雑化していく地域課題に対応し、目指す地域の姿を実現するための未来につなげる体制づくりとして、地域で活動する様々な団体の連携を強め、多くの地域の皆さんが話し合っ、自分たちの地域に必要なことを「**地域で決めて、地域で実行する**」しくみが必要だと考えました。

長崎市は、この地域のまちづくりを推進するため、「**地域コミュニティを支えるしくみ**」として、地域の各種団体が連携し、一体的な地域運営を行う「**地域コミュニティ連絡協議会**」の設立を提案し、その協議会に対して、**人・拠点・資金の3つの視点**で応援していきます。

未来につなげる体制づくり

～地域コミュニティを支えるしくみのイメージ図～



4 地域コミュニティ連絡協議会

(1) 範囲

概ね小学校区又は連合自治会（統廃合前の小学校区を基礎とするもの）の区域等

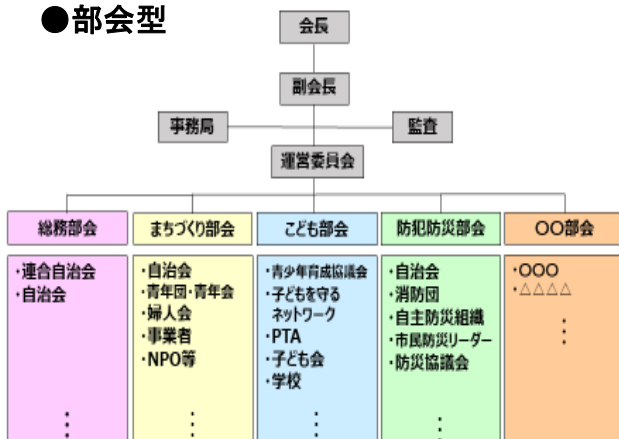
(2) 構成団体

- ・地区内の自治会数又は自治会加入世帯数の8割以上が加入して構成
- ・連合自治会、育成協、子どもを守るネットワーク、社協支部、PTA、民児協、学校等の相当数の地域団体が加入して構成

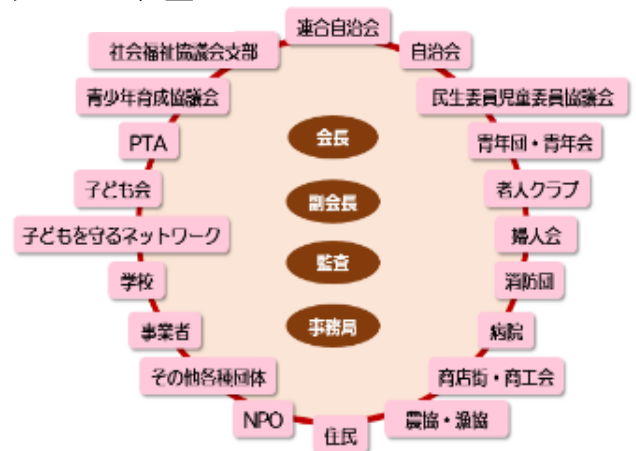
(3) 組織体制

（イメージ図：図の構成団体や部会は一例です）

●部会型



●ネットワーク型



(4) 活動内容

- ・まちづくり計画（地区の将来像と課題、課題解決のための取組みについて地域の皆さんの意見をまとめたもの）に基づき、地区課題の解決を図るため、毎年度、事業を考え実行します。

(5) 設立により期待できること

[地域課題の解決]

- ・「地域でできることが増えた」

[団体間の連携協力]

- ・「役割分担することで、負担の軽減に取り組んでいる」

[地域内での情報共有]

- ・「各団体の活動などの情報を地域全体で共有できるようになった」

[住民の参画・人材の確保]

- ・「地域内の様々な団体や世代の方々と知り合いになれた」、「新しい人材を見つけることができた」

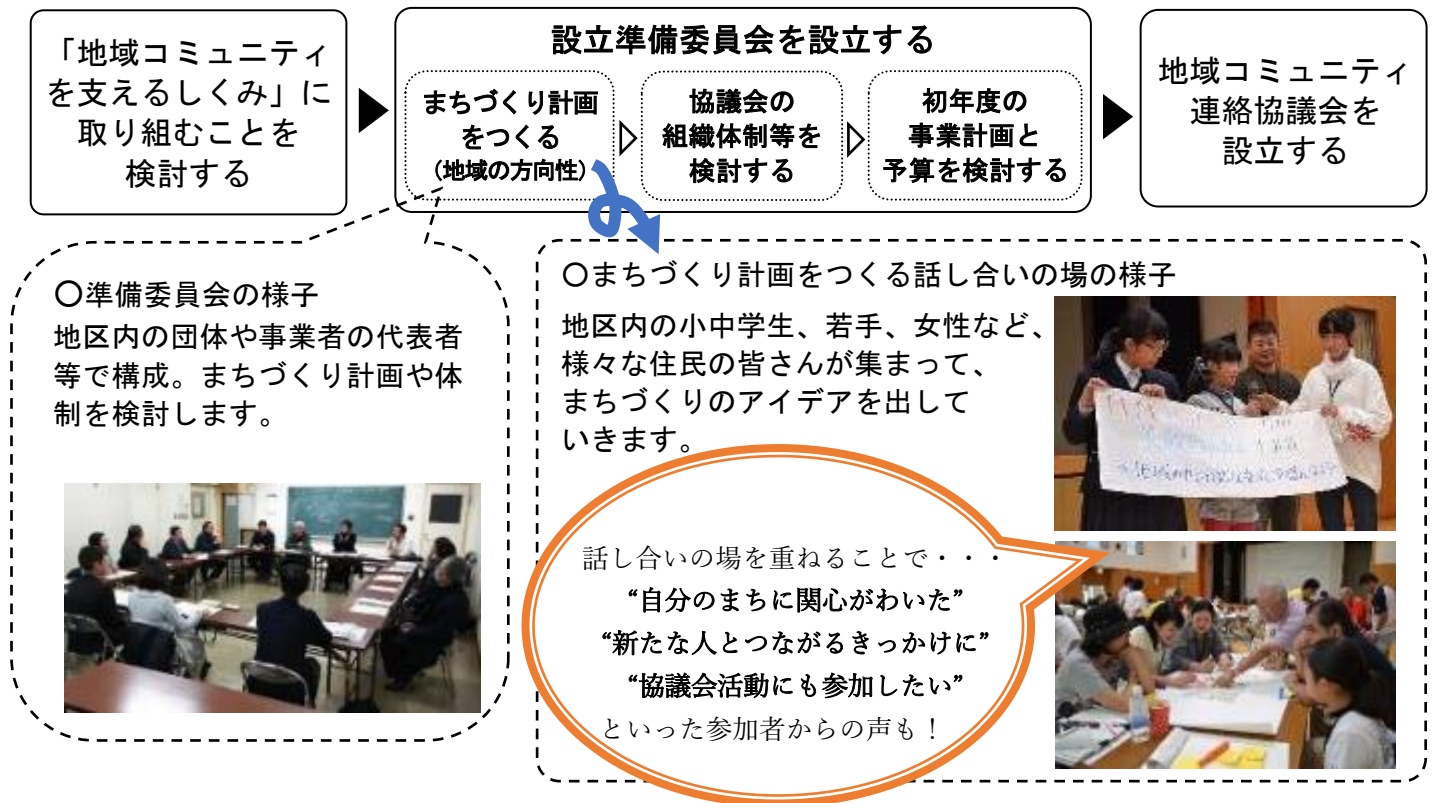
『みんなで、す〜で！ながさき虹色プロジェクト（長崎市地域まちづくり計画）』をすすめていきます！！

これから先も、安定的に持続可能な地域におけるまちづくりをさらにすすめるため、目指す地域の姿やその実現に向けた支援策などを示した計画です。



内容は
ホームページでも
ご覧いただけます

5 地域コミュニティ連絡協議会設立までの流れ（資料作成や進め方等、市も一緒に行います）



6 長崎市のこれまでの取組み

年度	概要
H23	地域コミュニティのしくみづくりプロジェクト開始
H28	地域コミュニティのしくみづくり地域説明会（市内 10 か所）
H29	地域コミュニティのしくみづくり地域説明会（市内 17 か所+69 小学校区）
H30	- モデル事業（モデル 6 地区）の実施 - 長崎市地域におけるまちづくりの推進に関する条例（※）施行（施行日：平成 31 年 3 月 1 日）⇒協議会の認定制度スタート ※ 条例には、地域のまちづくりを推進していくための住民・協議会・市の役割、市の協議会に対する支援、協議会の認定要件などを記載しています。
R1	地域コミュニティを支えるしくみの本格実施 ⇒ 交付金制度（※）スタート ※ 交付金制度について 名称：地域コミュニティ推進交付金 対象事業：協議会が主催となり、まちづくり計画に基づく地域の課題解決を図る事業 交付額：申請額に対して、上限額内で交付 上限額：基礎割（50 万円）と人口加算割（人口×400 円）の合計額
R2	長崎市地域まちづくり計画（地域福祉計画を含む）の策定（計画年度：R 3～7）
R3	長崎市地域におけるまちづくりの推進に関する条例の検証

7 進捗状況 (R6. 3. 31 時点) ※二重線はモデル地区

[協議会設立地区 44 地区]

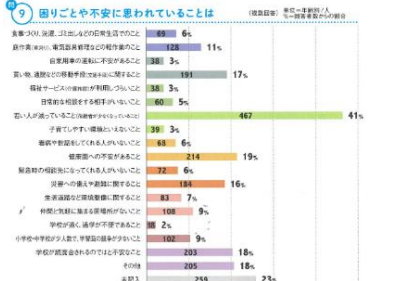
式見、ダイヤランド、土井首、深堀、茂木、横尾、西北、戸町、野母崎樺島、蚊焼、西町、北陽、福田、大園、池島、晴海台、香焼、西城山、高尾、高島、脇岬、仁田、高城台、桜が丘、野母、北大浦、橘、日見、古賀、上長崎、矢上、伊王島、手熊、高浜、形上、村松、長浦、三重、鳴見台、西山台、出津、尾戸、稲佐、戸石

[準備委員会設立地区 8 地区]

伊良林、東大浦、浪の平、川平、愛宕、畝刈、小ヶ倉、西浦上

8 地域コミュニティ連絡協議会をつくって何がよくなるの? (活動事例より一部抜粋)

住民の参画・人材確保	協議会の体制があったからこその緊急対応!	一緒に活動できる人を事前に登録!	自治会活動をアピール、加入促進!
	 <ワクチン Web 予約お助け隊> 戸町みらいまちづくり協議会	 <ちょボラ募集> 大園小学校区コミュニティ連絡協議会	 <自治会加入促進パンフレット> 北陽小学校区コミュニティ連絡協議会
団体間の連携協力	各種団体発行の広報誌を集約して負担軽減	様々な主体とのつながりが広がった!	地域内での情報共有
	 <各協議会発行の広報誌>	 <どいのくび祭> 土井首地区コミュニティ協議会	
			幅広い情報発信  ホームページ・LINE・Facebook

地域の課題解決	様々な人の意見を吸い上げ 活動につながった！	高齢者の生きがいづくり と地域交流！	いざというときに 地域で連携できるように！
	 ＜深堀地域でまわそう市＞ 深堀地区コミュニティ協議会	 ＜包丁研ぎサービス事業＞ 式見地区コミュニティ連絡協議会	 ＜防災訓練＞ 茂木コミュニティ連絡協議会
	できるときにできる人が パトロール！	住民ニーズの把握による 事業の評価・見直し！	活動の動画は コチラ !! 
	 ＜青パト活動＞ ダイヤモンドまちづくり連絡協議会	 ＜全世帯アンケート＞ 横尾小学校区コミュニティ連絡協議会	

総務課（場所：市役所 9 階）

電話：(095) 829-1117 F A X：(095) 829-1118

◆ 情報公開制度

市政に関する文書の閲覧又はその写しの交付を求める権利を保障する制度です。

- ・ 情報公開請求を行う場合は、「情報公開請求書」に必要事項を記載の上、各担当課又は総務部総務課に請求書をご提出ください。

市民活動センター「ランタナ」（場所：馬町 21-1）

電話：(095) 807-6518

様々な分野のボランティアや公益的な市民活動を行っている方々、これから活動しようと考えている方々のための交流拠点施設です。

- ・ 【開館時間】 月～金 8:45～22:00／土日祝 8:45～17:30 （※休館日 12/29 ～ 1/3）
- ・ 自治会活動において市民活動団体等と連携して取り組みたいことなどがありましたら、ご相談ください。
- ・ 自治会活動に関する資料等の印刷をすることができます。（コピー、大判プリント）※事前予約制

消費者センター（場所：メルカつきまち4階）

電話：(095) 829-1500 F A X：(095) 829-1511

◆ 消費生活の相談

訪問販売等のトラブル、商品やサービスに対する疑問など、消費生活に関する苦情や相談を受け付けます。

- ・ 消費生活相談専用ダイヤル：095-829-1234
- ・ 【受付時間】 10:00～17:00
- ・ 【休業日】 毎週月曜日 ※月曜日が祝日の場合は、その次の平日が休業日になります。

◆ 消費生活出前講座

消費者トラブルに巻き込まれない賢い消費者を育成するための講座を開設しています。

- ・ 消費者センターの職員が出向いて講義をおこないます。
- ・ 詳細は、92～93 ページをご覧ください。

スポーツ振興課（場所：市役所 9 階）

電話：(095) 824-3728 F A X：(095) 829-1262

◆ スポーツ推進委員の活用

地域の行事などでレクリエーションを実施する際、スポーツ推進委員を派遣します。

- ・ 子どもから高齢者までが楽しめるニュースポーツの遊び方やルールなど、スポーツ推進委員がやさしく丁寧に指導します。

人権男女共同参画室（場所：市役所 10 階）

電話：(095) 826-0026 F A X：(095) 826-0062

◆ アマランス相談

夫婦や家族、恋人のこと、人間関係、セクシュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンス（DV）などについて女性相談員がお話をお伺いし、問題解決のお手伝いをします。

また、配偶者暴力相談支援センターでは、相談を受け、DVに関することや被害者への支援策について情報を提供したり、支援を行う機関につないだりします。

- ・ **相談専用電話：095-826-4417**

.....(1) 一般相談（電話・面接）（予約優先）.....

毎日 10:00～12:00、13:00～16:00（年末年始除く）

※水曜日（祝日を除く）は、夜間（18:00～20:00）の電話相談もあります。

.....(2) 法律相談（一般相談後、要予約）.....

毎週金曜日（祝日を除く） 13:00～16:00

.....(3) 心の健康相談（要予約）.....

月 2 回 13:00～16:00

男女共同参画推進センター（場所：市民会館 1 階）

電話：(095) 826-0018 F A X：(095) 826-2244

◆ アマランス派遣講座の実施

自治会のご要望に応じて、講師を派遣します。講座のテーマは、「より良い人間関係を築くためのコミュニケーションの取り方」、「夫婦でかかわる介護や家事、育児」など、男女共同参画に関するものに限りします。

- ・ 講師謝礼金はアマランスが負担しますので、会場をご準備ください。

被爆継承課（場所：原爆資料館）

電話：(095) 844-3913 F A X：(095) 846-5170

◆ 原爆犠牲者慰霊・世界平和祈念市民大行進の開催

毎年国連軍縮期間中（10月24日～30日）の土曜日に、市民の自主的な参加のもとに、原爆で犠牲になられた方を追悼し、世界に強く平和を訴えるため、平和祈念像前から爆心地公園まで行進します。

障害福祉課（場所：市役所 2 階）

電話：(095) 829-1141 F A X：(095) 823-7571

◆ 障害者虐待相談

障害者が虐待を受けていたり、その疑いがあったりする場合は相談を受け付けます。

- ・ 長崎市障害者虐待防止センターへご連絡下さい。
- （障害者虐待相談専用電話：095-829-1800）※24 時間受付
- FAX:095-823-7571 ※平日 8 時 45 分～17 時 30 分受付



介護保険課（場所：市役所 1 階 12 番窓口・12 階）

電話：(095) 829-1163 F A X：(095) 829-1250

◆ 介護保険サービスの利用方法に関する講座の開催

自治会等の希望に応じて、介護保険サービスの利用方法に関する講座を行います。

- ・ 長崎市出前講座利用申込書により、広報広聴課へお申し込みください。

高齢者すこやか支援課（場所：市役所 11 階）

電話：(095) 829-1146 F A X：(095) 829-1228

◆ 地域包括支援センター

地域包括支援センターで、高齢者に関する在宅介護や福祉・保健全般に関する相談を受け付けます。

◆ 高齢者虐待相談

高齢者が虐待を受けていたり、その疑いがある場合の相談を受け付けます。

- ・ お近くの地域包括支援センターまたは総合事務所地域福祉課へご連絡ください。
- ・ 相談専用ダイヤルもあります。**高齢者虐待相談専用電話：095-827-6499**
- ・ 夜間や土日祝日は、市役所代表電話（あじさいコール：095-822-8888）にご連絡ください。

◆ 避難行動要支援者支援

災害時に避難が困難な高齢者がいる場合は、民生委員もしくはお近くの総合事務所地域福祉課にご連絡ください。

◆ 「安心カード」の配布

一人暮らし高齢者と避難行動要支援者に、緊急時連絡先や健康に関する情報を記載する「安心カード」を配付します。

- ・ 平常時より容器に入れて冷蔵庫に保管し、救急搬送が必要な場合に備えるものです。
- ・ 配布を希望する際には、お近くの地域包括支援センターもしくは地域センター、各総合事務所にご連絡ください。

健康づくり課（場所：市役所 11 階）

電話：(095) 829-1154 F A X：(095) 829-1221

◆ 健康づくりの支援

がん検診やラジオ体操の実施に関する支援などを行っています。

- ・ 広報ながさき 4 月号の折込保存版で長崎市のがん検診などについて検査項目、医療機関一覧などをお知らせしています。

子育てサポート課（こども家庭センター）（場所：市役所 2 階）

電話：(095) 829-1255 F A X：(095) 829-1242

◆ こども・子育てイーカオ相談

妊産婦・子ども・子育て家庭に関する相談を受け付けます。

- ・ 相談専用ダイヤル：095-822-3725

◆ 児童虐待相談

児童が虐待を受けていたり、その疑いがある場合の相談を受け付けます。

- ・ 子育てサポート課：095-829-1255 ※平日のみ
- ・ 土日祝日は、長崎こども・女性・障害者支援センターで相談を受け付けます。
（長崎こども・女性・障害者支援センター：095-844-6166）

こどもみらい課（場所：市役所 2 階）

電話：(095) 825-1949 F A X：(095) 821-1938

◆ 青少年育成協議会について

「地域の子どもは、地域で育てる」の理念のもと、青少年健全育成や非行・事故防止のため、地域ぐるみで活動を行っています。

- ・ 長崎市には、令和6年4月1日現在、中学校区で27、小学校区で27、合計54の青少年育成協議会が組織されています。

◆ 子ども会の連携について

長崎市子ども会育成連合会（市子連）への加入促進を図っています。

- ・ 長崎市には、各地域の子ども会からなる「長崎市子ども会育成連合会（市子連）」があり、令和6年3月末現在、168団体、6,629人が加入しています。

◆ 子どもを守るネットワークについて

子どもたちが安全・安心に過ごせる住みよいまちをつくるため、小学校区単位で「子どもを守るネットワーク」が結成されています。

- ・ 主な活動として、定期的なパトロール・情報交換会が実施されています。

◆ 長崎市こども相談センター

いじめや不登校、ヤングケアラーなど、こどもからの相談に対応します。

各総合事務所 生活保護担当部署

所属名	場所	電話	FAX
中央総合事務所 生活福祉 1 課 生活福祉 2 課	市役所 4 階	095-829-1144	095-829-1223
東総合事務所 地域福祉課 (生活福祉係)	矢上町 8-21	095-894-1247	095-839-6260
南総合事務所 地域福祉課 (生活福祉係)	布巻町 111-1 (三和地域センターと併設)	095-898-7860	095-892-1140
北総合事務所 地域福祉課 (生活福祉係)	琴海村松町 703-14 (琴海地域センターと併設)	095-814-3400	095-884-2055

◆ 生活保護に関する相談・申請

お住まいの地区の各総合事務所で生活保護に関する相談・申請を受け付けています。

生活支援相談センター（場所：長崎市社会福祉協議会 3 階）
（担当：生活福祉 2 課）
電話：(095) 828-0028（生活支援相談センター）、
(095) 829-1144（生活福祉 2 課）

◆ 生活等にお困りの方の相談

生活が苦しい方や今後の生活に不安がある方の相談を専門のスタッフが聞き、生活の立て直しを支援します。

◆ 住居にお困りの方の相談

離職などで住居を失うおそれがある方などに、求職活動を条件に 3 か月に限り（2 回の延長により最大 9 か月まで）家賃相当額を支給します。

生涯学習企画課（場所：市役所 12 階）

電話：(095) 829-2044 F A X：(095) 829-2066

◆「二十歳（はたち）のつどい」（旧成人式）に関する依頼

令和 4 年 4 月 1 日の民法改正に伴って、18 歳が成人となりましたが、「成人式」に関しましては、長崎市ではこれまで同様の 20 歳の方を対象とし、「二十歳（はたち）のつどい」に名称を改めて開催しています。開催にあたり、自治会での事前啓発等のご協力を引き続きお願いいたします。

- ・ 長崎市に住民票がある対象者には、11 月中旬ごろ直接案内はがきを発送いたします。
- ・ 対象者の名簿の提供依頼には、生涯学習企画課に名簿が無いため対応できません。
ご理解をお願いします。

消防局予防課（場所：消防局 7 階）

電話：(095) 822-0425 F A X：(095) 829-1067

◆ 各消防署の連絡先

- ・ 中央消防署：095-820-0119
- ・ 北消防署：095-848-0119
- ・ 南消防署：095-879-6119

◆ 地域における防火防災訓練及び救急講習の実施に関する相談

地域における防火防災力の向上を図るため、自治会・消防団・婦人防火クラブなど地域の方々が参加する訓練や講話、普通救命講習などを実施します。

- ・ 初期消火訓練等の防火訓練や防火・防災・救急に関する講話などを計画される場合は、消防局予防課または各消防署にご相談ください。

◆ 婦人防火クラブの結成に関する相談

「自分の家からは火事を出さない。自分たちの地域から火事を出さない。」という防火意識の高揚を図るため、婦人防火クラブの結成を促進し、防火・防災に関する講話や訓練などを実施します。

- ・ 婦人防火クラブの結成に伴う相談は、消防局予防課にご連絡ください。



◆ 少年消防クラブの結成に関する相談

少年・少女の火災予防及び防災に関する知識の習得を図るため、少年消防クラブの結成を促進し、防火・防災に関する研修会などを実施します。

- 少年消防クラブの結成に伴う相談は、消防局予防課にご相談ください。

消防局指令課（場所：消防局6階）

電話：(095) 822-0461 F A X：(095) 820-8872

◆ 災害情報の案内

火災・救助などの災害情報を電話で案内します。

- 案内電話：050-5530-9909**（有料）
- 自動音声での応答になります。

◆ 休日・夜間の医療機関の案内

休日や夜間に診療を行っている医療機関を電話で案内します。

- 案内電話：095-825-8199**（有料）
日曜及び祝祭日の8時～17時までは職員で対応
その他の時間については、自動音声での応答になります。
- 令和6年7月頃から#7119（救急電話相談や医療機関案内）開始予定
365日24時間、医師や看護師などが相談に対応

議会事務局総務課（場所：市役所5階）

電話：(095) 829-1198 F A X：(095) 829-1199

◆ 公職選挙法に定める寄附等の禁止について

6月の一括発送において、公職選挙法に定める寄附等の禁止について、自治会へ周知のご協力をお願いしています。

建築指導課（場所：市役所 18 階）

電話：(095) 829-1174 FAX：(095) 829-1168

◆ 老朽危険空き家対策事業について

老朽化し、危険な空き家のうち、以下の主な条件を満たす空き家を、市が除却し、跡地を公共的空間として整備する制度です。事業実施時に自治会の同意を頂き、整備後の跡地管理を自治会にお願いしています。

【対象となる土地・建物の条件】

区分	主 な 条 件
土地	① 長崎市に寄附等ができること。 ② 災害危険区域、土砂災害特別警戒区域等で維持管理に支障をきたすおそれがないこと。 ③ 寄附等後に災害防止のための擁壁工事等の措置が必要でないこと。 ④ <u>維持管理に係る地元自治会の同意</u> が得られるもの。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。 ⑤ 建築基準法第 42 条に規定する道路等又はこれらに類する道路等（都市計画区域以外に限る）に接していること。 など
建物	① 家屋が腐朽又は破損し、かつ、周囲に対して危険性があると市が判定した空き家。 ② 長崎市に寄附等ができること。 など

【実施例】

実施前



実施後



6章 補助・助成制度

自治会にご利用いただける補助・助成制度をご紹介します。

各事業の詳細については、各担当課・団体にお問い合わせください。

住民活動に関する保険（担当：自治振興課）

電話：(095) 829-1134

FAX：(095) 829-1233

長崎市では、安心して自治会活動に参加していただけるよう、住民活動中に万一事故に遭われた場合の保険制度を設けています。

この制度の運営は、本市が保険料を全額を負担し、損害保険会社と保険契約を締結しておこなっています。したがって、自治会の皆様が、保険加入の手続きをしたり、保険料を納める必要はありません。

◆ 保険内容

保険内容		保険会社からの保険金・支払限度額	
損害賠償責任事故（対人・対物共通）		1 事故	1 億円（免責なし）
傷害事故	死亡・後遺障害	1 名	500 万円以内
	入院日額	1 名	3,000 円（180 日を限度）
	通院日額	1 名	2,000 円（90 日を限度）

※ 治療費等の実費相当額を補償するものではありません。

※ 事故発生の日から、その日を含めて180日以内の死亡、後遺障害、入院及び通院が対象です。

◆ 保険の対象となる方

- ・自治会活動に参加している自治会員（自治会長や役員を含む）
- ・自治会の要請を受け活動に参加している自治会員以外の方
- ・自治会と組織を同じくする老人会、子ども会等の活動の参加者
- ・自治会との共催で行う、社会福祉協議会や青少年育成協議会などの活動の参加者
- ・地域コミュニティ連絡協議会の行事に参加する方（役員を含む）

※ただし、住民活動に業務として参加している方・イベントの見物人は対象となりません。

※対象となる住民活動は、公益性のある活動に限ります（政治・宗教・営利目的の活動は対象外）。

◆ 保険の対象となる事故

【損害賠償事故】

住民活動の参加者が住民活動中の過失により、当該活動の参加者または第三者の生命、身体又は財物に損害を与え、被害者から損害賠償を求められ、法律上の賠償責任を負う事故

（例）⇒市民大清掃中、伐採した木の枝が停車していた車に当たり、傷をつけた。

⇒自治会主催の球技大会中、打ったボールが隣家の窓を割った。

⇒夏祭りで提供した食べ物が原因で、参加者が食中毒になった。

【傷害事故】

住民活動の参加者が住民活動中に、急激かつ偶然な外来の事故で死亡し、又は負傷した事故（日射病、熱中症、細菌性食中毒及びウィルス性食中毒による事故を含む）

（例）⇒自治会での公園清掃中、スズメバチに刺された。

⇒社会福祉協議会・連合自治会共催の行事で、竹細工製作中に刃物で指を切った。

⇒青少年育成協議会・連合自治会共催のスポーツ大会中、こどもが手首を骨折した。

⇒広報ながさきの配布中や自治会費の集金中に、階段で転倒して足をねんざした。

⇒市民大清掃に従事中、体調を崩し、熱中症と診断された。

◆ 対象とならない主な事故

【賠償・傷害共通】

- ・故意・重過失による事故
- ・地震、噴火等の天災による事故

【賠償事故】

- ・住民団体が所有、使用又は管理する財物の損壊に対する賠償責任事故
- ・給配水管、冷暖房装置等に関する賠償責任事故
- ・車両事故に対する賠償責任事故

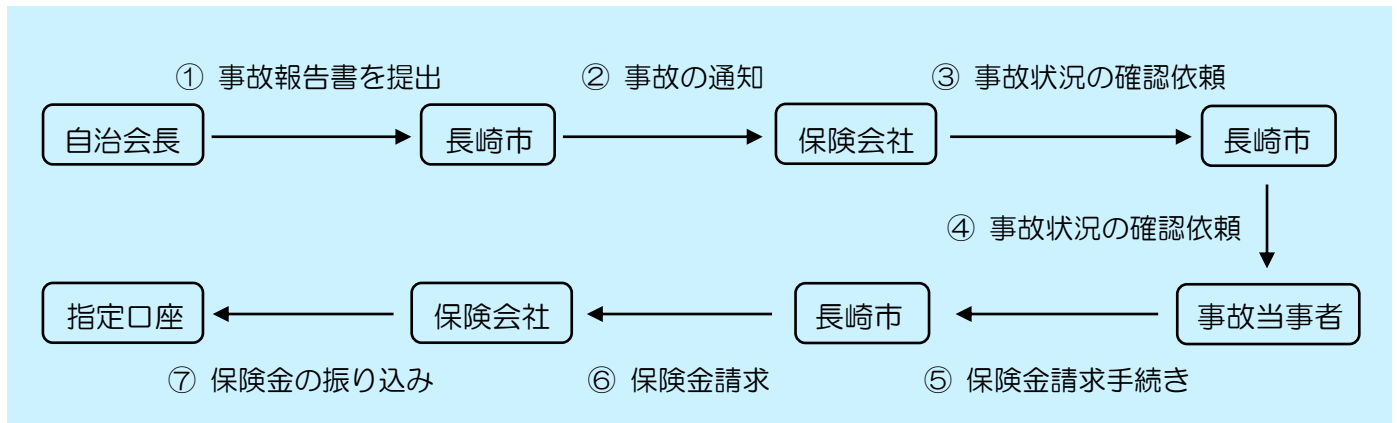
【傷害事故】

- ・住民活動の参加者が起こした無資格運転又は酒酔い運転による傷害事故
- ・住民活動の参加者の脳疾患、疾病若しくは心神喪失による傷害事故
- ・他覚症状のないけい部症候群（いわゆる「むちうち症」）や腰痛
- ・山岳登はん、ヨット操縦等危険なスポーツ中の傷害事故 など

◆ 事故後の流れ

住民活動中に万一事故が起きた場合は、速やかに、その活動を実施した自治会長又は地域コミュニティ連絡協議会の代表者から、長崎市自治振興課へ『事故報告書(84～85 ページ参照)』をご提出ください。

制度の要件を満たしている場合は、当事者へ保険金が支払われます。



※ 保険金の請求は、傷害事故の場合、事故発生から3年です。

賠償事故の場合、損害が確定（示談が終了）してから3年です。

※ 事故報告は、できるだけ早くお願いします。

広報ながさき等配布謝礼金（担当：自治振興課）

電話：(095) 829-1134

FAX：(095) 829-1233

長崎市が自治会に対して、広報ながさきの配布や、文書の回覧、ポスターの掲示等を依頼するにあたり、謝礼金をお支払いしています。

（1世帯あたり 年額 648 円）

- ・ 12月の一括発送において、『配布謝礼金調査票』をお送りします。
- ・ 配布世帯数の実績および振込口座をご確認ください。
- ・ 振込は、3月（予定）に行います。

自治会広報掲示板設置補助金（担当：自治振興課）

電話：(095) 829-1134

FAX：(095) 829-1233

自治会広報掲示板の設置費（新設のみ。補修、移設、撤去費は除く）の半額を、1 掲示板につき 8 万円を限度として補助します。

補助を受けるためには所定の手続きが必要となりますので、掲示板を設置しようとする年度の前年度 9 月末までに、担当者にご相談ください。（書類についてはお近くの地域センターでも預かります。）

なお、設置にあたり、国・県・市道等に設置を予定される場合は、次の監督官庁の許可を受けてください。



設置場所	管理者	電話
国道、県道	長崎振興局建設部管理課	(095) 844-2181
市道（赤道）、公園	長崎市土木総務課	(095) 829-1162

自治会集会所建設奨励費補助金（担当：自治振興課）

電話：(095) 829-1134

FAX：(095) 829-1233

自治会が所有する集会所を新築、増築、改築、補修、購入、危険な塀の補修または水洗便所への改築をしようとするときには、補助制度があります。

◆ 補助要件

【補助対象事業】

- 1 新築・購入
 - ・ 延床面積 25 ㎡（7.6 坪）以上
 - ・ 新築、購入する場合は、再補助を受けるまで木造 20 年、鉄骨 30 年、鉄筋 35 年の経過が必要。
- 2 増築・改築・補修
 - ・ 工事費 50 万円以上
- 3 便所の水洗化
- 4 危険な塀の補修

【補助対象経費】

- 1
 - ・ 自治会集会所の主体工事費（建物の基礎、本体、屋根造作、仕上げ部分等）
 - ・ 附帯工事費（電気、ガス、給排水、エアコン、駐車場等）
 - ・ 設計監理費
 ※用地取得造成、植樹、備品費等は対象外です。
- 2
 - ・ 便所の水洗化の場合は、便所の改築費・排水設備工事費
- 3
 - ・ 危険な塀の改築・補修・解体費

◆ 交付額

- 1 新築・購入の場合
補助対象経費の半額（最高交付限度額：1,000万円）
- 2 増築・改築・補修の場合
補助対象経費の半額（最高交付限度額：1,000万円）
- 3 水洗便所への改築の場合 ※1回限り
改築費の半額（最高交付限度額：50万円）
- 4 危険な塀の補修の場合
補助対象経費の半額（最高交付限度額：1,000万円）

※市長が避難所として指定し、又は指定する見込みの自治会集会所の整備に対しては、補助対象経費の4分の3（限度額1,500万円。ただし、水洗便所への改築の場合は限度額75万円。）を補助します。

※補助金の額は、1万円単位になります。また、自己資金を通帳等で確認させていただきます。

※国、県、市等から公的な補助を受けた場合は、この制度の補助対象となりません。国、県、市等からの補助あるいはこの制度の補助のいずれかを選択していただくことになります。

※公的な補償金及びその属する団体以外の団体または個人からの寄付金、補償金等は、補助対象経費から控除して計算します。

◆ 申請の手順

自治会の会議での承認など、所定の手続きが必要となります。

また、前年度中にご相談いただいていない場合、予算がないため対応できず、次年度以降へ工事の先延ばしをお願いする可能性もありますので、本補助金制度を利用しようとする年度の前年度9月末までに、担当者までご相談ください。（書類についてはお近くの地域センターでも預かります。）

なお、認可地縁団体がおこなう大規模の整備については、（一財）自治総合センターがおこなうコミュニティセンター助成事業が申請できる場合がありますので、あわせてご相談ください。

防犯カメラ設置事業費補助金（担当：自治振興課）

電話：（095）829-1211

F A X：（095）829-1233

自治会及び連合自治会が犯罪の発生を未然に防ぐために防犯カメラを設置しようとするときには、補助制度があります。（※年間に実施できる団体には限りがあります。）

◆ 補助要件

【補助対象経費】

自治会及び連合自治会が長崎市内に防犯カメラを設置する事業

【補助対象経費】

- 1 防犯カメラ、録画装置、専用柱等の購入費用
- 2 表示板等に要する費用
- 3 防犯カメラ等又は表示板等の設置に関する費用

◆ 交付額

補助対象経費の2分の1で、上限は20万円

◆ 申請の手順

自治会の会議での承認、撮影範囲の住民の同意など所定の手続きが必要となりますので、防犯カメラを設置しようとする前に、担当者にご相談ください。

また、前年度中に自治会一括発送で防犯カメラ設置意向を調査します。次年度以降に防犯カメラの設置を検討されている団体は、設置意向調査票の回答が必要です。なお、設置意向を示された場合でも予算の関係上、次年度以降に事業の先延ばしをお願いする場合があります。

リサイクル推進活動謝礼金（担当：廃棄物対策課）

電話：（095）829-1159

F A X：（095）829-1218

ごみ分別や排出マナーの指導などをおこなうリサイクル推進員を、自治会長の推薦を受けて委嘱します。

- ・ 任期は2年です。
- ・ 推進員を配置して、組織的に活動している自治会に対しては、謝礼金をお支払いします。

（1世帯あたり 年額300円） ※世帯数は、広報ながさき等配布世帯数の実績と同じです。

都市公園の清掃に対する補助（担当：各総合事務所 地域整備課）

所属名	電話	FAX
中央総合事務所 地域整備 1 課	095-829-1164	095-829-1165
地域整備 2 課	095-829-1184	
東総合事務所 地域整備課	095-894-1248	095-894-1249
南総合事務所 地域整備課	095-892-1114	095-892-1240
北総合事務所 地域整備課	095-814-3410	095-884-2065

都市公園の清掃を月1回以上おこなっている自治会に対し、公園の清掃面積に応じて補助金を交付します。

- ・ 長崎市保健環境自治連合会（保環連）に加入している自治会が対象となります。

公園便所などの清掃委託（担当：各総合事務所 地域整備課）

所属名	電話	FAX
中央総合事務所 地域整備 1 課	095-829-1164	095-829-1165
地域整備 2 課	095-829-1184	
東総合事務所 地域整備課	095-894-1248	095-894-1249
南総合事務所 地域整備課	095-892-1114	095-892-1240
北総合事務所 地域整備課	095-814-3410	095-884-2065

自治会に対し、公園や公衆トイレの清掃を1か所あたり年額18万円で委託しています。

コミュニティ助成事業 実施団体：一般財団法人 自治総合センター

（URL）<http://www.jichi-sogo.jp/>

コミュニティ助成事業は、地域のコミュニティ活動の充実・強化を図るために一般財団法人 自治総合センターが行う、宝くじの社会貢献広報事業の一つです。

集会施設やコミュニティ活動備品の整備等に対して助成を行います。

◆ 助成事業の種類

【一般コミュニティ助成事業】

住民が、自主的に行うコミュニティ活動の促進を図り、地域の連帯感に基づく自治意識を盛り上げることを目指すもので、コミュニティ活動に直接必要な設備等の整備に関する事業。

【コミュニティセンター助成事業】

住民が行う自主的なコミュニティ活動を積極的に推進し、その健全な発展を図るため、住民の需要の実態に応じた機能を有する集会施設（コミュニティセンター・自治会集会所等）の建設または大規模修繕、及びその施設に必要な備品の整備に関する事業。

助成事業名	事業実施主体	助成対象外経費	助成額
一般コミュニティ助成事業	市または市が認める コミュニティ組織 <u>（自治会含む）</u>	建築物、消耗品	100 万円～250 万円
コミュニティセンター助成事業		土地の取得及び造成、既存の施設または設備等の修理、修繕、撤去及び解体処理、外構工事に要する費用	対象となる総事業費の 3/5 以内に相当する額 （上限 1,500 万円）

◆ 申請の手続き

【募集期間】

毎年9月ごろ、自治総合センターから長崎県を經由して長崎市に翌年度の募集の通知があります。

（申請時期：10 月上旬頃）

要望は、事業を行おうとする前年度にすることとなります。

【申請方法】

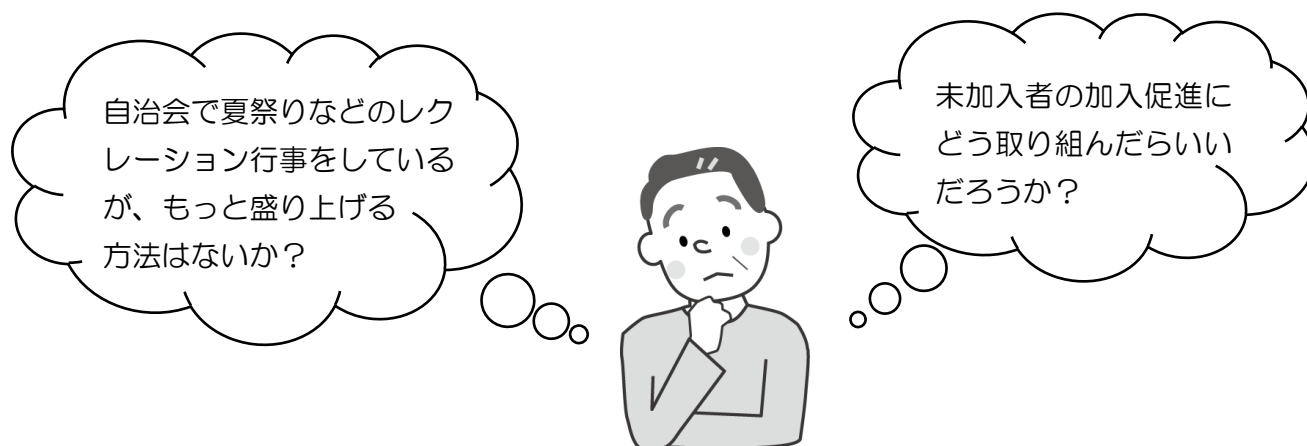
申請は、長崎市から長崎県を經由して自治総合センターへ提出することとなります。

コミュニティ助成事業を希望する自治会は、事前に自治振興課にご相談ください。

なお、申請した事業に対する助成の採択の可否は実施団体が決定します。

（申請すれば必ず助成されるものではありません。）

7章 いきいき地域サポーター



自治会を運営されていて、このような悩みをもたれたことはありませんか。

自治会活動に携わるすべての皆さんを応援するとともに、自治会をより活性化させる手助けのために設けた制度が、「いきいき地域サポーター制度」です。

自治会のご要望に合わせた「いきいき地域サポーター」の皆さんを長崎市が派遣します。

利用できる団体・事業

- ・ 長崎市内の自治会（老人会・子ども会等も含む）がおこなう事業
- ・ 小学校区子どもを守るネットワークがおこなう事業
- ・ 地域コミュニティ連絡協議会がおこなう事業
- ・ 自治会未組織地区の住民が、自治会設立等に向けておこなう事業

サポート内容

令和5年6月8日現在、16組のサポーターが登録されています。

（自治会運営サポーター4名、イベントサポーター10名、カルチャー講座サポーター3名、

歴史・まち歩きサポーター2名 ※複数の種類のサポート内容で登録しているかたもいます。）

それぞれのサポーターのサポート内容の詳細については、76ページから80ページをご覧ください。

その他、ご不明な点は、自治振興課 地域ふれあい係までお問い合わせください。

サポーター利用料金

サポーター派遣にかかる料金は無料です。

ただし、活動にかかる材料費や資料代等は利用団体の負担となります。

サポーター申込方法

- (1) 73 ページの「長崎市いきいき地域サポーター派遣申込書」(※記載要領は 73 ページ参照)をコピーしていただき、必要事項をご記入の上、自治振興課地域ふれあい係まで郵送あるいは FAX にてご提出ください。
- ご提出は、派遣日の 1 か月前までをお願いします。
- 派遣申込書は、長崎市役所のホームページにも掲載しています。
- (※ 長崎市役所ホームページ⇒市民生活⇒市民協働・自治会・人権・男女共同参画⇒自治会⇒いきいき地域サポーター制度)

あて先 : 〒850-8685 長崎市魚の町 4 番 1 号
 長崎市 自治振興課 地域ふれあい係 あて
 FAX : 095-829-1233



- (2) 派遣申込書を受け取り次第、自治振興課から希望するサポーターへ連絡を取り、都合等を確認します。派遣するサポーターが決定した後、申込団体の代表者の方にご連絡します。
- (3) 自治振興課から申込団体の代表者の方へ「長崎市いきいき地域サポーター派遣の決定について」と「長崎市いきいき地域サポーター実施報告書」の 2 種類の書類をお送りいたします。その書類に派遣するサポーターのご連絡先を記載しておりますので、そのあとの詳細な打ち合わせ等は直接サポーターと話し合いをお願いします。
- (4) 行事が終わりましたら、「長崎市いきいき地域サポーター実施報告書」に代表者の方が必要事項をご記入、ご捺印いただきまして、自治振興課地域ふれあい係までご返送ください。

令和 年 月 日

長崎市長 様

申込者 住 所 長崎市

団 体 名

代表者氏名 会長

(担当者氏名)

(担当者連絡先)

長崎市いきいき地域サポーター派遣申込書

長崎市いきいき地域サポーターの派遣を申し込みます。

行事・活動等の内容	行 事 名		
	日 時	令和 年 月 日 ()	: ~ :
	場 所		
	行 事 概 要 等		

サポーター依頼内容	派遣希望日時	令和 年 月 日 () : ~ :	
	派 遣 場 所		
	サポーターに依頼する内容		
	希望サポーター	第 1 希望	
		第 2 希望	
		第 3 希望	

* 注意事項

- (1) 申込書は、原則として派遣希望日の1ヶ月前までに提出してください。
- (2) サポーターの都合により、ご希望に添えない場合もありますのでご了承ください。
- (3) サポーターの派遣を2名以上希望される場合は、事前に自治振興課へご連絡ください。

記 載 例

令和 年 月 日

長 崎 市 長 様

申込者 住 所 長崎市 魚の町4-1

団 体 名 さくら自治会

代表者氏名 会長 長崎 一郎

(担当者氏名 浦上 次郎)

(担当者連絡先 〇〇〇-〇〇〇〇)

長崎市いきいき地域サポーター派遣申込書

長崎市いきいき地域サポーターの派遣を申し込みます。

行事・活動等の内容	行 事 名	さくら自治会 第20回ふれあい夏祭り
	日 時	令和 5年 8月 12日 (土) 17:30 ~ 20:30
	場 所	さくら公園 (桜町〇番〇号)
	行事概要等	出店、ゲーム大会、盆踊りなど

サポーター依頼内容	派遣希望日時	令和 5年 8月 12日 (土) 18:30 ~ 19:30		
	派 遣 場 所	さくら公園 (桜町〇番〇号)		
	サポーターに依頼する内容	ステージにおける公演		
	希望サポーター	第1希望	番号0-0	〇〇 〇〇 サポーター
		第2希望	番号0-0	〇〇 〇〇 サポーター
		第3希望	番号0-0	〇〇 〇〇 サポーター

* 注意事項

- (1) 申込書は、原則として派遣希望日の1ヶ月前までに提出してください。
- (2) サポーターの都合により、ご希望に添えない場合もありますのでご了承ください。
- (3) サポーターの派遣を2名以上希望される場合は、事前に自治振興課へご連絡ください。

利用団体の声

サポーター制度を利用した団体から、活き活きとした活動の報告をいただいています。

踊り

たのしかー
みんなで夏祭り
におどるぞ！



マジック

何がでるのかな？



初めてのマジック、ワ
クワクドキドキ！



登録サポーター紹介

【自治会運営サポーター】

分類	番号	氏 名	住所	写真	内容	サポーターから一言	主なサポート行事等
自治会運営サポーター	1-1	まつしま こうぞう 松島 孝造	ダイヤランド 3丁目		自治会運営 防災 高齢者サロン	楽しくすること から始めましょ う！	自治会運営、防災に関する活動、高齢者サロン（健康麻雀など）、地域活動クラブ（草刈隊など）など
	1-2	おおひら よしゆき 大平 吉之	小ヶ倉町 2丁目		子ども会や育成協活動のサポート	長年にわたる少年補導員の経験を生かし、防犯パトロールや子ども会、育成協のサポートを行います。	防犯パトロール、自治会等の活動の円滑な運営サポート、自治会でのイベントの企画、運営サポートなど
	1-4	やまぐち あきら 山口 明	鶴の尾町		自治会運営	団地は「地縁に気付き、結び直す場所」ではないでしょうか。高齢化が進む中でコロナ禍を体験し、ライフラインとは「命綱」であることを再確認しました。世間…それはライフラインでなければなりません。	自治会が抱える諸問題点（役員の担い手不足、自治会加入率の維持）、高齢者対策（生活支援、買い物支援、ふれあいサロン）、地域の問題（のら猫対策）など
	1-5	みやざき はつみ 宮崎 初己	小瀬戸町		自治会運営	一緒に自治会運営について、意見交換しましょう。	住民主体の時代に合った自治会運営のサポート等

【イベントサポーター】

分類	番号	氏 名	住所	写真	内容	サポーターから一言	主なサポート行事等
イベントサポーター	2-1	おおひら よしゆき 大平 吉之	小ヶ倉町 2丁目		ニュー スポーツ	高齢者向けのスポーツ教室のほか、スポーツ大会を開催する際に新しいスポーツの紹介をします。地域の皆さんで、さわやかな汗を流しましょう！ 長崎市スポーツ推進委員としてのノウハウ有。	花見、夏祭り、運動会、スポーツ大会、敬老会など
	2-3	しらはせ こ 白波瀬あや子	鶴見台 2丁目		民踊、舞踊	お年寄りから子どもさんまで、日本古来の民踊を楽しんでいただきたいと思います。活動しています。	夏祭り、文化祭、敬老会などのレクリエーションのサポート、自治会公民館等での年間を通した各種講座など
	2-4	たにもと ゆりこ 谷本 百合子	上戸町 1丁目		日本民踊、舞踊	地域の皆様との親睦を深めるため、日本全国に残る踊りを子どもから大人まで、夏祭りやイベント等を通して楽しく踊れるよう活動しています。	夏祭り、文化祭、敬老会、自治会公民館等での年間を通した各種講座、自治会での記念行事など
	2-5	いしばし だいさく 石橋 大作	丸山町		民踊、舞踊、レクリエーションダンス	それぞれの地域で親睦を深めながら踊り継がれてきた日本の伝統文化である民謡舞踊を楽しく踊りましょう。 小さいお子さんから年配の方まで明るく楽しく交流し、健やかなまちづくりのお手伝いをさせていただきます。	夏祭り（盆踊り）、文化祭、運動会、敬老会、クリスマス会等の季節の行事、自治会公民館等での年間を通した各種講座、自治会での記念行事など

【イベントサポーター】

分類	番号	氏 名	住所	写真	内容	サポーターから一言	主なサポート行事等
イベントサポーター	2-6	とみなが つぎお 富永 次男 こ キミ子	鳴見台 1丁目		マジック	3本リングを使ったマジックや浪曲手品など色々なマジックを披露します。自治会の様々なイベントで楽しんでもらいたいです。	夏祭り、敬老会、クリスマス会など
	2-7	まつしま こうぞう 松島 孝造	ダイヤラ ンド 3丁目		ニュー ス スポーツ	楽しくすることから始めましょ う！	自治会、高齢者サ ロンなど
	2-9	しまな しんじ 島名 信治	ダイヤラ ンド 1丁目		沖縄三線、河 内音頭、ギ ター	楽器の演奏や唄を 楽しく行います。	夏祭り、文化祭、 敬老会、自治会公 民館等での年間を 通した各種講座、 自治会での記念行 事など
	2-10	さと 里 なほみ	矢上町		沖縄三線、和 歌の詩吟、フ ラメンコ	楽器の演奏やフラ メンコの舞を楽し く行います。	夏祭り、文化祭、 敬老会、自治会公 民館等での年間を 通した各種講座、 自治会での記念行 事など
	2-11	ながた としこ 永田 利子	高城台 1丁目		民踊、舞踊	一人でも多くの 方々に健康で明る い民踊を楽しんで もらいたいと思い ます。 民踊を通して活力 ある街づくりに貢 献させて下さい。	祭り、文化祭、記 念行事、子供会、 敬老会、高齢者ふ れあいサロンなど のレクリエーショ ンのサポート 自治会、公民館等 での年間を通した 各種講座

【カルチャー講座サポーター】

分類	番号	氏 名	住所	写真	内容	サポーターから一言	主なサポート行事等
カルチャー講座サポーター	3-1	もり ひろこ 森 弘子	中川 1丁目		ドーナツ作り (サーターア ンダギー) ヨリヨリ (中 華菓子) いろいろ	沖縄出身の方に 習って、40年位前 から作っていま す。地域の皆さ ん、親子でお菓子 作りの体験をして みませんか。手作 りでおいしいです よ！	夏祭り、文化祭、 敬老会、自治会公 民館等での年間を 通した各種講座、 高齢者との食事会 など
					保育サポート	県の一時保育ボ ランティアとして 25年活動していま す。お母様方が地 域活動で頑張っ ているとき、子供 さんの面倒をサポ ートさせていただ きます。	自治会公民館等 での年間を通した 各種講座、子育て 支援活動など
	3-2	ほんだ しずか 本田 静	ダイヤラント 2丁目		子育てサポー ト	子どもが大好き です。地域のお母 さん方が勉強でふ れあいセンター等 を利用される時間 などに、子どもさ んを大切に預かり たいと思います。 その時、私も子ど もさんからパワー をもらっています。	子育て支援活動の 行事、お父さんや お母さんが講座・ 講演等に参加され るとき
	3-3	よしだ えみ 吉田 恵美	鶴見台 1丁目		童話、民話、 昔話、絵本等 の読み語り	デジタル化して いる現代に、生の 声で語るお話は、 子ども一人一人の 感性と心を成長に 応じて大切にする 手助けになる事と 思います。	自治会公民館等 での年間を通した 各種講座、子育て 支援活動など
					花あそび (こ ども対象)	四季折々の草花 などを形にとらわ れずに、手にとっ て触れたりして楽 しむものです。	子育て支援活動、 子ども会各種行事 など

【歴史・まち歩きサポーター】

分類	番号	氏 名	住所	写真	内容	サポーターから一言	主なサポート行事等
歴史・まち歩きサポーター	4-2	おおた やすひこ 太田 靖彦	田上 4丁目		長崎の郷土史と被爆体験談	自治会や老人会、子ども会などで、長崎の郷土史をわかりやすくお話します。また、子どもたちに原爆の悲惨さと平和の尊さを伝えるため、被爆体験のお話もします。	自治会公民館等での年間を通した各種講座、講演会、自治会での記念行事など
	4-3	おおひら よしゆき 大平 吉之	小ヶ倉町 2丁目		地区内のまち歩き、史跡ガイド	長崎検定2級を取得しています。自治会や子ども会などで、まち歩きを企画された際は、楽しくガイドをします。 長崎さるくガイド・サポーターとして活動しています。	花見、遠足、夏休み関連行事（野外キャンプ、工作教室）など

8章 資料

(1) 様式集一覧

◆ 自治会変更届 (82～83 ページ)

自治会長、世帯数、班（組）数などの変更があった時に、この届を自治振興課へご提出ください。

※ 世帯数や班（組）数の変更は、電話でも受け付けております。

※ 毎年3月の一括発送において『自治会組織調査票』を送付しておりますので、年度末での交代の場合は、自治会変更届ではなく、『自治会組織調査票』をご提出ください。

◆ 住民活動に関する事故報告書 (84～85 ページ)

自治会活動中に事故が発生したとき、必要事項をご記入いただき、会長名で自治振興課へご提出いただく報告書です。

◆ 地縁による団体の認可を受けた自治会の代表者変更にかかる書類

- ・ 告示事項変更届出書 (86～87 ページ)
- ・ 代表者の変更にかかる総会議事録 (88～89 ページ)
- ・ 承諾書 (90～91 ページ)

以上3点の書類は、認可を受けた地縁による団体（14～15 ページ参照）の代表者（=自治会長）が変更されたとき、自治振興課へご提出ください。

※地縁による団体の認可を受けていない自治会の提出は不要です。

◆ 消費生活出前講座申込書（消費者センター） (92～93 ページ)

消費者トラブルに合わない方法などについて、職員が出向いてわかりやすく説明します。

出前講座を申し込む際は、『消費生活出前講座申込書（92 ページ）』をご提出ください。

◆ 市政と暮らしの出前講座利用申込書（広報広聴課） (94～101 ページ)

長崎市の事業や制度について、職員が出向いてわかりやすく説明します。

出前講座を申し込む際は、『長崎市出前講座利用申込書（101 ページ）』をご提出ください。

自治会変更届

8章 資料
※変更箇所のみ記入してください

変 更 年 月 日		※必ず記入 年 月 日		年 月 日提出																						
(ふりがな) 自 治 会 名		※必ず記入 自治会 (小学校区: 小)																								
自 治 会 長	(ふりがな) 氏 名	※必ず記入 生年月日 証・嘲・穢 年 月 日 就任年月日 嘲・穢・令和 年 月 日																								
	住 所	〒 ー 長崎市																								
	電話番号	() ー	携帯電話番号	() ー																						
	ファックス	() ー	Eメール																							
世 帯 数 等	世 帯 数	世 帯	班(組)数	班 (組)																						
	広報ながさき 希望部数	部	ポスター 希 望	☐ ポスター不要 ☐ ポスター希望する () 枚																						
自 治 会 の 口 座	金融機関名	銀行 公庫 組合	支 店 名	本・支店																						
	預金科目	普通 ・ 当座	(フリガナ)																							
	口座番号		口座名義																							
の 広 配 報 布 紙 先 等	(ふりがな) 氏 名	※お届け先が自治会長宅以外の場合に記入してください。																								
	住 所	長崎市	電話番号	() ー																						
個人情報		※自治会長が変更となった場合必ず記入																								
		私（自治会長）の個人情報の取り扱いについて次の該当項目に同意します。																								
		同意署名欄 【 】																								
		自治会長の連絡先について、年間を通して情報提供の問い合わせがあります。																								
		問い合わせについて、自治会長の氏名・住所・電話番号をお伝えしてよいかご回答ください。※マスコミからの問い合わせは、その都度確認します。																								
		<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>該当項目に○をつけてください</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">公 共 的 団 体</td> <td>長崎市社会福祉協議会</td> <td>提供する ・ 提供しない</td> </tr> <tr> <td>日本赤十字社長崎支部</td> <td>提供する ・ 提供しない</td> </tr> <tr> <td>各地区防犯協会</td> <td>提供する ・ 提供しない</td> </tr> <tr> <td>長崎県戦没者慰霊奉賛会</td> <td>提供する ・ 提供しない</td> </tr> <tr> <td colspan="2">自治会加入の挨拶、自治会費や自治会活動に関する問い合わせ</td> <td>提供する ・ 確認が必要</td> </tr> <tr> <td colspan="2">工事挨拶・説明</td> <td>提供する ・ 確認が必要</td> </tr> <tr> <td colspan="2">外部からの自治会に関する問い合わせ (不動産業者や公民館利用等)</td> <td>提供する ・ 確認が必要</td> </tr> </tbody> </table>						該当項目に○をつけてください	公 共 的 団 体	長崎市社会福祉協議会	提供する ・ 提供しない	日本赤十字社長崎支部	提供する ・ 提供しない	各地区防犯協会	提供する ・ 提供しない	長崎県戦没者慰霊奉賛会	提供する ・ 提供しない	自治会加入の挨拶、自治会費や自治会活動に関する問い合わせ		提供する ・ 確認が必要	工事挨拶・説明		提供する ・ 確認が必要	外部からの自治会に関する問い合わせ (不動産業者や公民館利用等)		提供する ・ 確認が必要
				該当項目に○をつけてください																						
		公 共 的 団 体	長崎市社会福祉協議会	提供する ・ 提供しない																						
日本赤十字社長崎支部	提供する ・ 提供しない																									
各地区防犯協会	提供する ・ 提供しない																									
長崎県戦没者慰霊奉賛会	提供する ・ 提供しない																									
自治会加入の挨拶、自治会費や自治会活動に関する問い合わせ		提供する ・ 確認が必要																								
工事挨拶・説明		提供する ・ 確認が必要																								
外部からの自治会に関する問い合わせ (不動産業者や公民館利用等)		提供する ・ 確認が必要																								

個人情報

災害・緊急時等の自治会間の連絡調整を目的として、例年、各中学校区の「自治会長名簿」を作成し、自治会長・連合自治会長の皆様にお住まいの中学校区の名簿を配付しています。以下の情報を掲載してよいかご回答ください。

	該当項目に○をつけてください
住所	掲載する ・ 掲載しない
電話番号	掲載する ・ 掲載しない

コピーしてご利用ください。

第1号様式（第8条関係）

年 月 日

長崎市 市長 様

団体名

代表者住所

代表者名

印

住民活動に関する事故報告書

次のとおり、事故が発生しましたので、報告いたします。

場合	けがをされた	受傷者	住 所		TEL		
			ふりがな 氏 名	印	年齢	才	男・女
			受傷者が未成年者の場合、親権者名				
第三者に被害を与えた場合	加害者		住 所				
			ふりがな 氏 名	印			
			加害者が未成年者の場合、親権者名				
	被害者		住 所				
			ふりがな 氏 名	印			
事故の概要	事故日時		年	月	日	時	分頃
	事故場所						
	行事、活動名称						
	<事故の発生状況>						
受傷者あるいは加害者が団体会員以外の方の場合			住民団体との関係		参加の理由		

私（受傷者、加害者及び被害者）は、本制度の適用に関し、本報告書に記載されている各個人情報について、上記の署名、捺印をもって契約保険会社に提供することに同意します。

 上記のとおり、事故発生の報告がありましたので、通知いたします。

年 月 日

様

長崎市長

第1号様式（第8条関係）

年 月 日

長崎市 市長 様

団体名 さくら自治会
代表者住所 長崎市魚の町4-1
代表者名 長崎 一郎

印

住民活動に関する事故報告書

必ず押印し
てください。

次のとおり、事故が発生しましたので、報告いたします。

けがをされた 場合	受傷者	住 所	長崎市魚の町〇-△		Tel	XXX-XXXX	
		ふりがな 氏 名	さくら たろう 桜 太郎	印	年齢	55才	男・女
		受傷者が未成年者 の場合、親権者名					
第三者に被害を 与えた場合	加害者	住 所					
		ふりがな 氏 名	印				
		加害者が未成年者 の場合、親権者名					
	被害者	住 所					
		ふりがな 氏 名	印				
事故の概要	事故日時	令和 〇 年 8 月 1 日 9 時 30 分頃					
	事故場所	さくら公園内					
	行事、活動名称	市民大清掃					
	＜事故の発生状況＞	公園の草刈りをしているとき、誤ってカマで指を損傷した。					
		〇〇病院で診察、約1週間の通院治療が必要と認められた。					
受傷者あるいは加害者 が団体会員以外の方の 場合		住民団体との関係	参加の理由				

私（受傷者、加害者及び被害者）は、本制度の適用に関し、本報告書に記載されている各個人情報について、上記の署名、捺印をもって契約保険会社に提供することに同意します。

上記のとおり、事故発生の報告がありましたので、通知いたします。

年 月 日

様

認可地縁団体用

届出書様式（第二十条関係）

令和 年 月 日

長崎市長 鈴木 史朗 様

地縁による団体の名称及び事務所の所在地

名 称

所在地

代表者の氏名及び住所

氏 名

住 所

告 示 事 項 変 更 届 出 書

下記事項について変更があったので、地方自治法第260条の2第11項の規定により、告示された事項に変更があった旨を証する書類を添えて届け出ます。

記

1 変更があった事項及びその内容

(1) 変更事項

事務所の所在地並びに代表者の氏名及び住所

(2) 内 容

新事務所の所在地

旧事務所の所在地

新代表者の氏名

旧代表者の氏名

新代表者の住所

旧代表者の住所

2 変更の年月日

令和 年 月 日

3 変更の理由

任期満了に伴い改選を行った結果、代表者が交代したため。

記 載 例

届出書様式（第二十条関係）

令和〇年4月8日

長崎市長 鈴木 史朗 様

所在地は「長崎県」からご記入ください。
また、「番」「号」「番地」等を省略しないでください。

地縁による団体の名称及び事務所の所在地

名 称 さくら自治会

所在地 長崎県長崎市魚の町4番1号

代表者の氏名及び住所

氏 名 長 崎 一 郎

住 所 長崎市魚の町4番1号

告 示 事 項 変 更 届 出 書

下記事項について変更があったので、地方自治法第260条の2第1項の規定により、告示された事項に変更があった旨を証する書類を添えて届け出ます。

記

事務所の所在地が「会長宅」
以外の場合はその施設の所在地を御記入ください。

1 変更があった事項及びその内容

(1) 変更事項

事務所の所在地並びに代表者の氏名及び住所

(2) 内 容

新事務所の所在地 長崎県長崎市魚の町4番1号旧事務所の所在地 長崎県長崎市桜町2番22号

新代表者の氏名 長 崎 一 郎

旧代表者の氏名 出 島 花 子

新代表者の住所 長崎市魚の町4番1号

旧代表者の住所 長崎市桜町2番22号

事務所の所在地が「会長宅」
以外の場合は変更がありませんので記載不要です。

2 変更の年月日

令和 〇年 4月 1日

実際に変更があった日をご記入ください。

3 変更の理由

任期満了に伴い改選を行った結果、代表者が交代したため。

認可地縁団体用

代表者の変更に係る総会議事録

自治会

令和 年 月 日 時 分 より、長崎市 の
において通常総会を開催した。

会員総数	名	世帯総数	世帯
出席会員数	名	(出席会員数には委任状を含む)	

上記のとおり出席があったので が通常総会を開催する旨を宣し、
議長には満場一致で を選任し、次のとおり議事を進めた。

第 号議案 会長の改選及び代表者の承認について

議長は、任期満了に伴う新会長の選出について諮ったところ、新会長に
を選出すること、及び地方自治法第260条の2第2項に定める
「地縁による団体」の代表者として選任することについて、承認を求めたところ、
全員異議なくこれを可決し、承認した。

議事の経過の要領及びその結果を明確にするため議事録を作り、議長及び議事録署名人
がこれに署名し、押印する。

令和 年 月 日

自治会 通常総会

総 会 議 長 印

議事録署名人 印

議事録署名人

記 載 例

印

代表者の変更に係る総会議事録

さくら 自治会

令和〇年 3 月 26 日 19 時 00 分より、長崎市魚の町〇番〇号の
さくら公民館 において通常総会

「総数世帯数」ではなく、世帯員を含めた個人（未成年者等を含む）の数です。

会員総数 172 名

世帯総数 62 世帯

出席会員数 137 名

（出席会員数には委任状を含む）

会員総数の過半数以上の出席が必要です。

上記のとおり出席があったので 会長 出島 花子 が通常総会を開催する旨を宣し、議長には満場一致で 稲佐 次郎 を選任し、次のとおり議事を進めた。

第 1 号議案 会長の改選及び代表者の承認について

議長は、任期満了に伴う新会長の選出について諮ったところ、新会長に 長崎 一郎 を選出すること、及び地方自治法第 260 条の 2 第 2 項に定める「地縁による団体」の代表者として選任することについて、承認を求めたところ、全員異議なくこれを可決し、承認した。

議事の経過の要領及びその結果を明確にするため議事録を作り、議長及び議事録署名人がこれに署名し、押印する。

令和 〇年 3 月 26 日

さくら 自治会 通常総会

各団体の会則に基づき、総会議長及び議事録署名人の署名や押印が必要です。会則をご確認ください。

総 会 議 長 稲 佐 次 郎

議事録署名人 浦 上 三 郎

議事録署名人 大 浦 アイ子

稲
佐

浦
上

大
浦

令和 〇年 4 月 8 日

本書は、原本と相違ないことを証明する。
さくら自治会 代表者 長崎 一郎

議事録をコピーしたものに、会長が署名してください。

認可地縁団体用

承 諾 書

地方自治法第 2 6 0 条の 2 の規定に基づく「地縁による団体」の代表者となる
ことを承諾いたします。

令和 年 月 日

自治会

代表者

記 載 例

承 諾 書

地方自治法第260条の2の規定に基づく「地縁による団体」の代表者となる
ことを承諾いたします。

総会の日、あるいは、それ以前
の日付をご記入ください。

令和 ○ 年 3 月 2 6 日

新たに代表者（自治会長）となる方の
署名が必要です。

さくら 自治会

代表者 **長 崎 一 郎**

長崎市消費者センター

消費生活出前講座

長崎市内であった消費者被害の事例や対処法、お買い物が社会や環境に影響などについて、DVD上映や寸劇なども取り入れて、わかりやすく、楽しくお話しします。

自治会や学校など
地域に出向きます！

謝礼金・交通費は不要。
土曜・日曜・祝日もOK！



詳しい内容は裏面を
ご覧ください！

※原則15名以上

出前講座申込用紙【FAX095-829-1511】

住 所	〒				
団体名・代表者	団体名： 代表者：				
担当者・連絡先	担当者： 電 話：FAX：				
日 時	年 月 日 (曜日) 時 分 ~ 時 分				
場 所 ※申込者で手配	(住所：)				
希望講座 ※裏面もご覧下さい	☐ 悪質商法の被害にあわないために ☐ お買い物でSDGs！ ☐ その他 ()				
参加者数	名 ※原則15名以上	主な参加者 内容	一般・高齢者・学校(小・中・高 年生) ・大学・専門学校・その他 ()		

◆申込方法◆

- ① まず電話 095-829-1500 で仮予約
 - ② 申込書をメール、ファクス、郵便で送る
- ※土日可。月曜(祝日の場合は翌平日)休み。 - 92 -

◆申込先：長崎市消費者センター◆

〒850-0877 長崎市築町3番18号4F
電 話 095-829-1500 ファクス 095-829-1511

メール syouhi@city.nagasaki.lg.jp

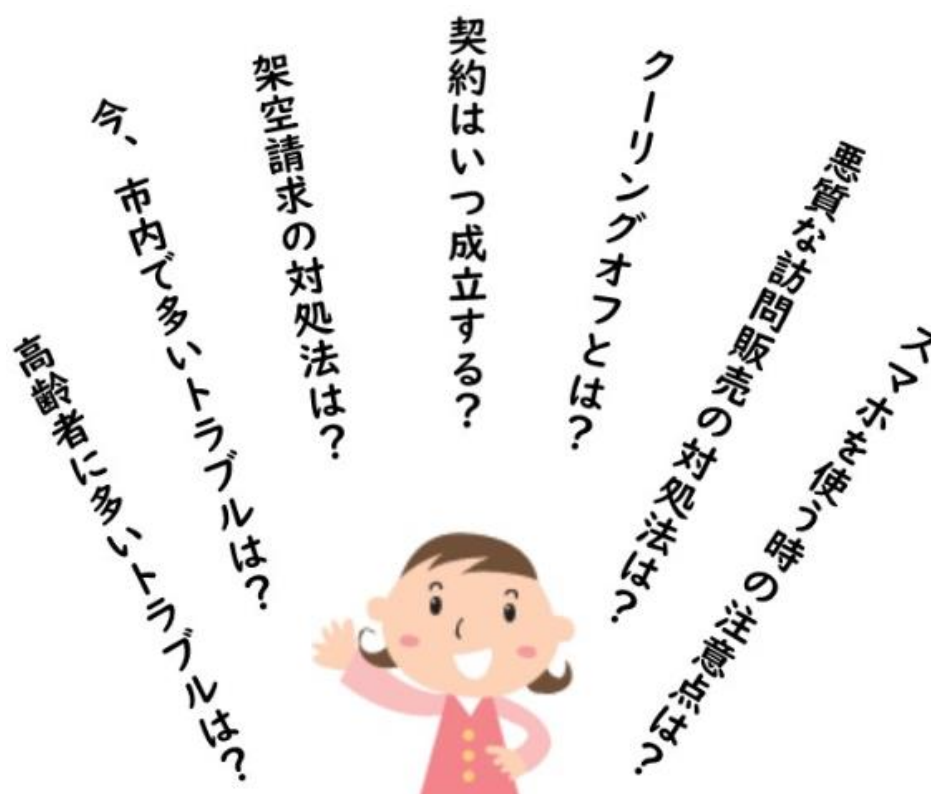


講座メニュー



講座名 (所要時間)	内 容
悪質商法の被害にあわないために (60分～90分)	契約の知識や長崎市内で発生した最新の悪質商法の手口や対処法などについて、DVD上映や寸劇、クイズなども取り入れながら、楽しく学びます。
お買い物でSDGs！ (60分～90分)	普段何気なくしているお買い物。実は社会や環境を変える力をもっています。お買い物とSDGsとの関わりや、これから私たちがとるべきお買い物の姿について一緒に考えましょう。

この他にも、内容や所要時間などお気軽にご相談ください！



長崎市消費者センター 〒850-0877長崎市築町3-18-4F
TEL:095-829-1500 FAX:095-829-1511 月曜(祝日の場合は翌平日)定休



令和6年度 市政と暮らしの

出前講座



長崎市の事業や制度について、わかりやすく説明します！

- 【対象者】 市内にお住まいか、市内に通勤・通学されている
原則15人以上のグループ
- 【開催日】 ご希望の日
(土日・祝日でも可。ただし、年末年始を除きます。)
- 【時 間】 午前9時～午後9時 (60分～90分程度)
- 【講演料】 無 料
- 【注意事項】
 - ・会場(市内に限る)はご準備ください。
 - ・政治・宗教または営利を目的とした催しなどには、ご利用になれません。
 - ・リモート開催をご希望の場合は、別途ご相談ください。
 - ・お申し込みから約2週間ほどで決定通知書を送付します。

開催予定日の3週間前までにお申し込みください。



こちらから
アクセスできます。



市政と暮らしの出前講座



郵送・FAXによる申し込みは
裏表紙の申込書をご利用ください。

お申し込み・お問い合わせ先

長崎市広報広聴課

電話 095-829-1114

FAX 095-829-1115

番号	講 座 名	講 座 内 容	担当課
1	長崎市がめざすまちの姿 ～2030年の長崎市って どんなまち？～	長崎市のまちづくりの指針である第五次総合計画について、計画の最終年度となる2030年度のまちの姿やその実現に向けた長崎市の取組みなどを説明します。	都 市 経 営 室
2	長崎市におけるDXの取組み	DXとはどういうものかや、長崎市DX推進計画、長崎市におけるDXの取組みなどについて説明します。	DX 推 進 課
3	長崎創生と人口減少対策	長崎市の人口動向、将来の展望を見据えた人口減少対策の取組みなどを紹介します。	長 崎 創 生 推 進 室
4	長崎市へのUターンを増やす 取組み	長崎市が取り組んでいる移住(Uターン・Iターン)を増やす取組みを紹介します。	長 崎 創 生 推 進 室
5	長崎市の財政	長崎市の財政事情について紹介します。	財 政 課
6	長崎駅周辺のまちづくり ～鉄道事業（新幹線建設、連続 立体交差事業）を契機として～	鉄道事業（西九州新幹線建設、JR 長崎本線連続立体交差事業）を契機として長崎駅周辺で進めているまちづくり（長崎駅周辺土地区画整理事業）について紹介します。	長 崎 駅 周 辺 整 備 室
7	「コンパクトなまち」って いいよね！	人口が減ってもコンパクトで暮らしやすいまち（ネットワーク型コンパクトシティ長崎）にしていくための取組みを紹介します。未来の長崎について一緒に考えましょう！	都 市 計 画 課
8	みらいへつなげよう 地域のまちづくり ～みんなで、す～で！ながさき 虹色プロジェクト～	市では、地域のまちづくりを進めていくため「みんなで、す～で！ながさき虹色プロジェクト【長崎市地域まちづくり計画】」を策定し、地域の様々な団体等がつながる地域コミュニティを支える仕組みを推進しています。みんなでささえあい、安心していきいきと暮らし続けるために、地域できることを一緒に考えましょう。	地 域 コ ミ ュ ニ ティ 推 進 室
9	長崎のまちをみんなで つくろう！ ～よかまちづくり基本条例～	長崎をもっと「よかまち」に！ 「長崎市よかまちづくり基本条例」について紹介します。 「まちづくり」を一緒に考えてみませんか？	自 治 振 興 課
10	自治会活動ってどんなもの？	自治会って何だろう？という初心者のかた向けに、自治会の主な活動内容や市の支援制度などについて説明します。	自 治 振 興 課
11	「協働」って知っていますか？	「協働」とは何か？ 市民と市役所が力を合わせれば、大きな成果が生まれることも！協働の具体的な事例も紹介します。	市 民 協 働 推 進 室
12	常設型住民投票制度について	令和4年4月1日施行の「長崎市住民投票条例」について、説明します。	総 務 課

番号	講 座 名	講 座 内 容	担当課
13	NAGASAKI WORK STYLE ～長崎で働こう！～	就活を控える学生のみなさんやその保護者の方向けに、長崎市の就労に関わる特色、長崎市が行っている就活に役立つ取組みを紹介します。	産 業 雇 用 政 策 課
14	まちぶらプロジェクト！ ～まちなかの賑わい再生を推進～	歴史的な文化や伝統に培われた長崎の中心部である「まちなか（新大工～浜町～山手）」を5つのエリアに分け、それぞれの個性や魅力の顕在化を進め、市民と一体となって賑わいの再生を図る取組みを紹介します。	ま ち な か 事 業 推 進 室
15	ある日突然バスが来なくなる!?	地域から人が減り、公共交通機関の利用者が減れば、いずれバスは来なくなる…。地域の足を守り育てるには何をすべきか、一緒に考えてみませんか？	公 共 交 通 対 策 室
16	持っていますか？ マイナンバーカード	マイナンバーカードの概要や申請方法、活用方法を説明します。	住 民 情 報 課
17	「本人通知制度」を知っていますか？	本人通知制度（証明書を第三者に交付した後に、そのことを事前登録者にお知らせする制度）の概要や申込方法を説明します。	住 民 情 報 課
18	入っていますか？国民年金	公的年金制度の仕組み、免除や将来の年金額を増やす方法、退職後の年金手続きなどについて、説明します。（若年層向け）	住 民 情 報 課
19	花と緑のある暮らし	花と緑に囲まれた安らぎある暮らしを提案します。 例：花木の育て方（あじさい、季節の花など）、園芸の基本、多肉植物の楽しみ方など。 ※園芸相談員が対応します。基本園芸相談員の勤務日（10時～16時）のみの対応となります。	土 木 総 務 課
20	ごみの分別 ～あなたもごみ分け名人～	家庭から出るごみの正しい分別方法や4R（ごみ減量のポイント）について説明します。ごみ分け名人になって大事な資源を守りましょう！	廃棄物対策課
21	捨てるだけのもったいない！ 食品ロス削減と不用品の再使用	家の片付けで、出てくる「まだ食べられる食品」「まだ使えるもの」。そのままごみとして捨てるのはもったいない。余らせない、再使用することでごみを減らして、環境によい片付け方をしましょう。食品ロスの削減と不用品の再使用（リユース）についてご説明します。	廃棄物対策課

申込方法

インターネットの場合：「市政と暮らしの出前講座」で検索し、
「インターネットで出前講座を申し込む場合はこちらから」をクリック。
または、QRからもアクセスできます。



郵送・FAXの場合：裏表紙の申込書をご利用ください。



番号	講 座 名	講 座 内 容	担当課
22	水道管凍結対策講座	気温が氷点下になると、水道管などが凍結・破裂する場合があります。ご家庭でもできる水道管の凍結対策を実演します。	上下水道局 総務課
23	お買い物でSDGs！	普段何気なくしているお買い物。実は社会や環境を変える力をもっています。お買い物とSDGsとの関わりや、これから私たちがとるべきお買い物の姿について一緒に考えましょう。	消費者 センター
24	悪質商法の被害にあわないために	長崎市内で発生した最新の悪質商法の手口や対処法などについて、DVD上映や寸劇、クイズなども取り入れながら楽しく学びましょう。	消費者 センター
25	地域防犯講座	二セ電話詐欺（特殊詐欺）、空き巣、ひったくりなど身近な犯罪の現状や地域でできる防犯活動の事例を紹介しします。	自治振興課
26	わがまちの交通安全	交通事故の発生状況や交通事故をなくすための心構えを学びましょう。	自治振興課
27	住宅火災から命を守る！ ～こんなところから火災が発生している～	過去の住宅火災の発生原因を動画や再現実験で知り、日ごろからできる火災予防や、火災に遭遇した時の対応の方法を学びましょう。	消防局 予防課
28	予防救急 ～救急事故を未然に防ごう～	高齢者や子どもが日常生活で発生させやすいケガ等を未然に防ぐための注意点を説明します。また、心肺蘇生法やAEDの取扱方法について体験を通じて学びましょう。	消防局 警防課
29	エマージェンシーコール ～119番通報の現状～	火災や救急の場面で慌てず、通報ができるよう、119番通報のかけ方と指令室の様子を、動画を見ながら学びましょう。	消防局 指令課
30	身近な防災について考えましょう！	自然災害から自分の命と大切な人の命を守るため、長崎市で発生した災害事例や避難に必要な知識、防災グッズについて説明します。	防災危機 管理室
31	自主防災組織を結成して、地域で できる防災活動に取り組みま しょう！	全国各地で起こっている災害事例をもとに自主防災組織の役割を説明します。 また、自主防災組織の結成方法、地域の自主防災組織の活動事例も紹介します。	防災危機 管理室
32	地域防災マップづくり ～地域における防災活動の 第一歩！～	防災には、一人ひとりの自助（自分の身は、自分で守る）意識が必要です。いざという時に適切な避難行動が取れるよう、地域の避難場所や危険な場所などを話し合い、地図に書き込みながらマップを作成してみませんか！また、すでに作成しているマップの見直しについても進めています。	防災危機 管理室
33	災害に備えて！ささえあい マップをつくりませんか？	災害時に避難が困難な方を把握し、地域での支援体制づくりに活用するため、「ささえあいマップ」を作りませんか？	各事務 総合所

番号	講 座 名	講 座 内 容	担当課
34	ながさきの空き家なくさんば！ ～空き家の活用から除却まで～	空き家の活用方法や除却までの市の制度について説明します。 空き家の法的取扱いや市の補助金などを紹介します。	建 築 指 導 課
35	古い石垣が危ない！？ 斜面地の宅地の安全管理	万が一のがけ崩れなどに備え、宅地擁壁の点検や維持管理の方法を学びましょう。	建 築 指 導 課
36	長崎市の健康づくり計画が新しくなりました！ ～スタートはよりよい生活習慣から～	令和6年度から新しくなった長崎市の健康づくり計画を通して、健康でいきいきとした生活を送るためのよりよい生活習慣のヒントをご紹介します。	健康づくり課
37	長崎版地域包括ケアシステムって何だろう？	長崎市の住み慣れた地域で安心して暮らし続けるための医療・介護・介護予防・生活支援・住まいのシステムづくりについて説明します。	地 域 包 括 ケアシステム 推 進 室
38	人生会議をしましょう ～あなたの想いを大切な人へ…～	人生の最終段階における医療・介護やこれからの生き方を元気なうちから考え、家族などと話しあうことを人生会議といいます。そのきっかけづくりとなる「元気なうちから手帳」を紹介します。	地 域 包 括 ケアシステム 推 進 室
39	知って得する！ 生活習慣病予防講座	高血圧や糖尿病など生活習慣病の特徴、食生活で気をつけること、日常生活で取り入れられる簡単な運動を紹介します。	各総合事務所 地 域 福 祉 課
40	長崎市の「食育」計画を学んで、 食生活を見直してみませんか？	「第4次長崎市食育推進計画」について紹介し、食生活改善のポイントをお話します。	健康づくり課
41	増えている「がん」を学びませんか？	がんの正しい知識や長崎市のがん検診を受ける方法を紹介します。	健康づくり課
42	知って防ごう！熱中症	熱中症の対処方法や予防方法について紹介します。	健康づくり課
43	気楽に学ぼう 「たばこと受動喫煙」	喫煙や受動喫煙が健康に与える影響や卒煙の方法について紹介します。	健康づくり課
44	健康長寿はお口の健康から ～オーラルフレイルをご存じですか？～	口腔の健康は全身の健康と深く関わっています。 おいしく食べ、楽しく話し、明るく笑える人生を送るために、お口のケアの方法とかむ力を維持する方法を紹介します。	健康づくり課
45	インフルエンザなどの 感染症予防	インフルエンザや結核など感染症を理解し、正しい予防法と治療について学びましょう。	感染症対策室
46	こころの健康	うつ病やストレスなど、こころの健康についての正しい知識を身につけ、その対応方法を学びましょう。	地 域 保 健 課
47	ゲートキーパー養成講座 ～自殺を予防するために～	自殺の現状を知り、私たちにもできる自殺予防のポイントを学びましょう。	地 域 保 健 課

番号	講 座 名	講 座 内 容	担当課
48	良い睡眠でこころの健康づくり	健康づくりのための睡眠指針とは？ 睡眠障害について学び、こころと体の健康づくりに取り組みましょう。	地 域 保 健 課
49	飲酒とこころの健康	適正飲酒とは？ より良くお酒とつきあう方法を学びましょう。	地 域 保 健 課
50	ペットも大切な家族、命の大切さを考えよう！	犬の殺処分ゼロの達成に尽力している動物愛護ボランティアの活動内容を紹介しします。ペットの適正飼養、人と動物とのかかわり、命の大切さについて、一緒に考えましょう。「長崎市動物の愛護及び管理に関する条例」についても説明します。	動 物 愛 護 管理センター
51	地域で始める野良猫対策 ～始めてみませんか！地域猫活動～	飼い主のいない猫（野良猫）への不適切なエサやりがひき起こす問題や、猫の不妊去勢手術の必要性について説明します。 また、野良猫によるトラブルを軽減させるための方法のひとつとして、地域猫活動を紹介しします。	動 物 愛 護 管理センター
52	認知症の予防	認知症に関する知識を身につけ、脳トレなど、予防のためにできることを学びましょう。	各総合事務所 地 域 福 祉 課
53	認知症サポーター養成講座	認知症に対する正しい知識を学びましょう。 認知症の人やその家族をできる範囲で手助けする地域の「認知症サポーター」を養成します。	各総合事務所 地 域 福 祉 課
54	フレイル予防で介護予防！	外出の機会が減り、身体が動かしにくかったり、気分が落ち込んだりしていませんか。 フレイル（身体的・認知機能の低下）予防のポイントを知り、健康長寿を目指しましょう。	各総合事務所 地 域 福 祉 課
55	介護保険サービスの利用方法	高齢により介護が必要な状態になったときに、どのように介護保険サービスを利用するか（利用手続き）について説明します。	介 護 保 険 課
56	長崎市の在宅医療 ～病院に行けなくなったら…～	在宅医療のニーズは年々増えています。 長崎市の在宅医療の仕組みについて学びましょう。	地域包括ケア シ ス テ ム 推 進 室
57	長崎市の子育て支援	子育て家庭への助成・支援制度など長崎市の子育て支援を紹介しします。	こども政策課
58	放課後子ども教室	地域でつくる「放課後子ども教室」の内容や開設までの手順を紹介しします。	こ ども み ら い 課
59	健全育成をめざして ～補導委員の活躍～	地域での健全育成活動など補導委員の活動を紹介しします。	こ ども み ら い 課
60	長崎市の観光	長崎市の観光動向・観光行政の取組みについて説明しします。	観 光 政 策 課

問い合わせ先 広報広聴課（TEL:095-829-1114）

※詳しい講座内容などお問い合わせの内容によっては、担当課へ引き継ぐ場合がありますので、ご了承ください。



番号	講 座 名	講 座 内 容	担当課
61	長崎の国際交流	長崎市の姉妹（友好）都市、市民友好都市、国際交流の取組みについて説明します。	国 際 課
62	世界文化遺産 「明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業」	2015年に世界遺産に登録された「明治日本の産業革命遺産」。 世界遺産としての価値や市内にある構成資産について説明します。	世 界 遺 産 室
63	世界文化遺産 「長崎と天草地方の 潜伏キリシタン関連遺産」	2018年に世界遺産に登録された「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」。 世界遺産としての価値や市内にある構成資産について説明します。	世 界 遺 産 室
64	わがまちの誇り！2つの世界遺産	わがまちが誇る「2つの世界遺産」。世界遺産としての価値や市内にある構成資産について理解を深めてみませんか。	世 界 遺 産 室
65	長崎市の文化財	往時をしのび、歴史の跡である長崎市の「文化財」について説明します。	文 化 財 課
66	歴史文化基本構想とは？	個性豊かな長崎市の歴史文化遺産を守り、まちづくりに活かすための取組みを紹介します。	文 化 財 課
67	つながる出島～出島復元整備事業～	出島の歴史と長崎市が取り組む出島の復元整備事業について説明します。	出 島 復 元 整 備 室
68	ながさきの「食」推進	わたしたちの身近にある「食」。「地産地消」「消費拡大」の視点から、長崎市の取組みを紹介します。	水 産 農 林 政 策 課
69	長崎のおさかなの話	長崎の水産業の特徴や長崎ならではのお魚・加工品について、長崎市の取組を交えて紹介します。	水 産 振 興 課
70	長崎市の農業	農業全般、担い手育成、有害鳥獣（イノシシ、シカ等）対策など、長崎市の農業の現状と取組みを説明します。	農 林 振 興 課
71	未来へつなぐ森林づくり	森林の役割や必要性、整備方法、間伐材の活用、長崎市公共建築物などの木材利用促進方針を説明します。	農 林 振 興 課
72	障害のある人もない人も共に 暮らせる社会の実現に向けて	障害福祉サービスや就労支援、障害を理由とする差別の解消や手話言語条例制定などの長崎市の取組みを紹介します。	障 害 福 祉 課
73	男女共同参画社会の実現に向けて	男女共同参画社会とは？ 家庭・職場・学校などにおける男女共同参画について学びましょう。	人 権 男 女 共 同 参 画 室
74	人権尊重社会をめざして	身近な人権問題を通じて人権を尊重することの大切さについて学びましょう。	人 権 男 女 共 同 参 画 室
75	わたしたちの「じんけん」	お互いを尊重し合い、誰もが笑顔で過ごすことができるまちづくりに向けて、人権について考えましょう。	生 涯 学 習 企 画 課

長崎市出前講座利用申込書

(あて先) 長崎市長

次のとおり、長崎市出前講座を利用したいので、講師の派遣を申し込みます。

申込日 年 月 日

団 体 名		
代 表 者	住 所	〒 —
	氏 名	
	電話番号	() —
参加予定人数		人
希望日時		年 月 日 () 時 分 ~ 時 分
テ ー マ		() 番 ()
会場名・会場住所		○会場名：() ○会場住所：長崎市 ()
その他連絡事項		【代表者と連絡担当者が異なる場合のみ記入】 ○連絡担当者： ○電話番号： — —

【申込み方法】

「長崎市出前講座利用申込書」を、開催希望日の3週間前までに、
郵送またはファクスで、下記のあて先までお送りください。

長崎市広報広聴課

〒850-8685 長崎市魚の町4番1号(8階)

電話番号:095-829-1114 ファクス:095-829-1115

(2) 参考例一覧

◆ 自治会の会則（規約）参考例（103～107 ページ）

会則（規約）は、その自治会の目的や事業、運営方法など重要な事項を定めるとともに、それぞれの自治会の個性が現れる大切なものです。地域の特色を活かしながら、民主的で効率的な運営がおこなえるように工夫しましょう。

※ 掲載している会則（規約）参考例は、地縁による団体の認可を受けようとする場合の例ではありませんのでご注意ください。認可を受ける場合の会則（規約）については、自治振興課の担当者までお問い合わせください。

◆ 総会の開催案内文、出席票・委任状等の参考例（108～109 ページ）

◆ 総会議事録の参考例（110 ページ）

◆ 事業計画書、事業報告書の参考例（111～112 ページ）

◆ 予算書、決算書の参考例（113～114 ページ）

◆ 個人情報取り扱い規則の参考例（115 ページ）

◆ 名簿作成の調査票の参考例（116 ページ）

自治会の会則（規約）参考例

地縁による団体の認可（14～15 ページ参照）を受ける場合は、より詳細な会則が必要ですのでご注意ください。
詳しくは、自治振興課までお問い合わせください。

さくら自治会会則

第 1 章 総 則

（名 称）

第1条 本会は、さくら自治会と称する。

（事務所の所在地）

第2条 本会の事務所は、会長宅に置く。

（区 域）

第3条 本会の区域は、長崎市桜町〇番〇〇号から〇番〇〇号までの区域とする。

（目 的）

第4条 本会は、会員相互の親睦と福祉の向上を図り、健康で住みよいまちづくりを行うことを目的とし、この目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 広報、連絡、渉外活動に関すること。
- (2) 区域の環境整備と保健衛生に関すること。
- (3) 婦人と老人の活動助成、福祉活動に関すること。
- (4) 青少年の健全育成と非行防止に関すること。
- (5) 交通安全・防犯に関すること。
- (6) 防火・防災に関すること。
- (7) 集会施設の維持管理に関すること。
- (8) 慶弔に関すること。
- (9) その他本会の目的を達成するために必要な事項

第 2 章 会 員

（会員の資格）

第5条 第3条の区域に住所を有するすべての者は、会員となる資格を有し、世帯をもって構成する。

2 本会は、正当な理由がない限り、前項に定める者の加入を拒んではならない。

（入退会）

第6条 本会の会員になろうとする者は、入会届を会長に提出しなければならない。

2 本会を退会する者は、退会届を会長に提出しなければならない。ただし、死亡又は本会の区域外に転出した者は、退会したものとみなす。

第 3 章 役 員

（役 員）

第7条 本会に次の役員を置く。

- (1)会 長 1 名
- (2)副会長 ○名
- (3)会 計 ○名
- (4)部 長 ○名
- (5)班 長 ○名
- (6)監 事 ○名

2 本会に、顧問を置くことができる。

3 役員は、総会において会員の中から選出する。ただし、班長は班内において互選するものとする。

4 監事は、その他の役員と兼務することはできない。

（役員の職務）

第8条 会長は、本会を代表し、本会の業務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代行し、会長が欠けたときはその職務を行う。

- 3 会計は、出納その他本会の会計に関する事務を行う。
- 4 部長は、各部を代表し、部内の業務を総括する。
- 5 班長は、班内の連絡調整を行う。
- 6 監事は、本会の会計を監査する。

(任 期)

第9条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 役員に欠員が生じた場合、補欠により選任された者の任期は、前任者の残任期間とする。

第 4 章 会 議

(会 議)

第10条 会議は、総会、役員会及び班長会とする。

- 2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。
- 3 通常総会は、毎年1回開催し、臨時総会は、随時必要なときに開催する。
- 4 役員会は、第7条第1号から第4号までの役員で構成し、毎月1回開催する。
- 5 班長会は、随時必要なときに開催する。

(招 集)

第11条 会議は、会長が招集する。

- 2 会員又は役員の5分の1以上から連名により、議案を示して、会議の開催の請求があったときは、会長は、会議を招集しなければならない。
- 3 総会の召集は、開催日の少なくとも5日前までに、議案、日時及び場所を記載し、会長がこれに記名した書面で通知しなければならない。

(定足数)

第12条 会議は、構成員の過半数以上が出席しなければ議事を開くことができない。この場合、書面又は代理人による出席は、これを定足数に加えるものとする。

(議決権)

第13条 会員は、総会において、1世帯あたり1個の議決権を有する。

- 2 役員は、役員会において、1個の議決権を有する。

（議決事項）

第 14 条 次の事項は、総会の議決を経なければならない。

- (1)事業計画及び予算に関すること。
- (2)事業報告及び決算に関すること。
- (3)役員の選出に関すること。
- (4)会費に関すること。
- (5)会則の変更に関すること。
- (6)本会の解散
- (7)その他重要な事項

（議決の方法）

第 15 条 会議の議事は、別段の定めがあるもののほか、構成員若しくは役員の議決権の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 前項の規定にかかわらず、総会における会則の変更及び解散についての議決は、総議決権の4分の3以上の同意を要する。

（議事録の作成）

第 16 条 会議の議事については、次の事項を記載した議事録を作り、議長及び選出された議事録署名人2名が、これに署名、押印しなければならない。

- (1)会議の日時及び場所
- (2)世帯総数及び出席世帯数（総会以外の会議については、構成員数及び出席者の数）
- (3)議事の経過の概要及びその結果

2 前項の議事録は、事務所に備え付けなければならない。

第 5 章 会 計

（経 費）

第 17 条 本会の経費は、会費及びその他の収入とする。

2 会費の額は、総会で決定する。

（事業年度）

第 18 条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 会長は、事業年度終了後、速やかに決算を行い、監事の監査を受け、総会に報告し、その

承認を得なければならない。

第 6 章 雑 則

（会則の変更）

第 19 条 この会則は、総会の議決を得なければ、変更することができない。

（委 任）

第 20 条 この会則に定めるもののほか、本会の運営について必要な事項は、会長が役員会の承認を得て定めることができる。この場合において、会長は、承認後速やかに総会に報告するものとする。

附 則

1 この会則は、令和〇年〇月〇日から施行する。

総会の開催案内文、出席票・委任状等の参考例

○年○月○日

○○自治会 会員各位

○○自治会
会長 ○○ ○○

令和○年度 ○○自治会総会開催のお知らせ

○○の候、皆様におかれましては、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。
 日頃から、自治会活動にご理解、ご協力いただき、誠にありがとうございます。
 さて、新年度を迎え、当自治会では下記のとおり、通常総会を開催いたします。
 ご多忙のところとは存じますが、今年度の活動を決める大切な総会ですので、ぜひ
 ご出席くださいますようお願いいたします。

記

1 日 時 ○年○月○日（○曜日）午後○時～○時

2 場 所 ○○自治会集会所（○○町○番○号）

3 議 題 別紙資料のとおり

4 その他

- （１） 出席の場合は『出席票』を受け付けにご提出ください。
 （２） やむを得ず出席できない場合は、『委任状』あるいは『紙面表決書』を
 ○月○日までに○○（○○町○番○号、電話 xxx-xxxx）へご提出ください。

以上

【出席する場合】（当日受付で提出してください。）

出席票

〇〇年〇月〇日開催の〇〇自治会総会に出席します。

住 所 _____

氏 名 _____ 印 _____

----- きりとり線 -----

【出席できない場合】

（委任状・紙面表決書のどちらかを〇月〇日までに〇〇へ提出してください。）

委任状

私は、〇〇年〇月〇日開催の〇〇自治会総会に出席できませんので、同総会における議決に関する権限を、代理人 _____ に委任します。

住 所 _____

氏 名 _____ 印 _____

----- きりとり線 -----

紙面表決書

私は、〇〇年〇月〇日開催の〇〇自治会総会に出席できませんので、次のとおり議決に関する権限を行使します。

第1号議案	賛成	・	反対
第2号議案	賛成	・	反対
第3号議案	賛成	・	反対
第4号議案	賛成	・	反対
第5号議案	賛成	・	反対

住 所 _____

氏 名 _____ 印 _____

※『委任状』『紙面表決書』は、どちらか片方だけを用いる場合もあります。

総会議事録の参考例

令和〇年度 〇〇自治会総会議事録

- 1 開催日時 〇〇年〇月〇日 午後〇時～〇時
- 2 開催場所 〇〇自治会集会所
- 3 会員総数 〇〇人
- 4 出席者数 〇〇人（委任状提出者〇人も含む）
- 5 議決事項

（１）第１号議案「〇〇について」	賛成〇〇人	反対〇〇人	可決（否決）
（２）第２号議案「〇〇について」	賛成〇〇人	反対〇〇人	可決（否決）
	・		
	・		
	・（以下、議案の数だけつづく）		
- 6 議事の経過及び発言要旨
 - （１）開会、会長あいさつ
 - （２）議長の選出（〇〇 〇〇 氏）
 - （３）定足数の報告、総会成立の宣言

議長から、出席者〇〇人、委任状提出者〇人で合計〇〇人であり、今日現在の会員総数
〇〇人の過半数の出席があったと認められるので、〇〇自治会会則第△条の規定により、
本総会は有効に成立したとの宣言がなされた。
 - （４）議事録署名人の選出（〇〇 〇〇 氏 および 〇〇 〇〇 氏）
 - （５）議案審議と議決
 - ① 第１号議案「〇〇について」
 - ・提案説明（〇〇副会長）

内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
 - ・質疑応答

問（〇〇氏）	内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
答（〇〇副会長）	内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
 - ・議決 賛成〇〇人 反対〇〇人により、可決（否決）された。
 - ② 第２号議案「〇〇について」

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（以下、議案の数だけつづく）
 - （６）閉会

この議事録は、事実と相違ないことを確認します。

〇〇年〇月〇日

総会議長	〇〇 〇〇	印
議事録署名人	〇〇 〇〇	印
議事録署名人	〇〇 〇〇	印

事業計画書、事業報告書の参考例

令和〇年度 事業計画書

さくら自治会

月	行 事 内 容
4 月	役員会・令和〇年度予算作成・令和△年度決算書作成・公園清掃
5 月	役員会・公園清掃・日本赤十字社募金募集・子ども会廃品回収
6 月	役員会・公園清掃・自治会未加入世帯ゴミ収集についてのPR・婦人ふれあい教室参加
7 月	役員会・公園清掃・子ども会廃品回収
8 月	役員会・公園清掃・自治会精霊船建造・町内大掃除・街路灯設置申請
9 月	役員会・公園清掃・敬老会・子ども会廃品回収・防犯灯設置申請
10 月	役員会・公園清掃・赤い羽根募金納入・環境美化キャンペーン参加
11 月	役員会・公園清掃・自治振興推進大会参加
12 月	役員会・公園清掃・歳末助け合い運動・子ども餅つき大会・子ども会廃品回収
1 月	役員会・公園清掃・新成人者記念品贈呈
2 月	役員会・公園清掃・子ども会廃品回収
3 月	総会・役員会・公園清掃・令和△年度自治会役員改選
摘 要	

令和〇年度 事業報告書

さくら自治会

月	行 事 内 容
4 月	役員会・令和〇年度予算作成・令和△年度決算書作成・公園清掃
5 月	役員会・公園清掃・日本赤十字社社資募集・子ども会廃品回収
6 月	役員会・公園清掃・自治会未加入世帯ゴミ収集についてのP R・婦人ふれあい教室参加
7 月	役員会・公園清掃・子ども会廃品回収
8 月	役員会・公園清掃・自治会精霊船建造・町内大掃除・街路灯設置申請
9 月	役員会・公園清掃・敬老会・子ども会廃品回収・防犯灯設置申請
10 月	役員会・公園清掃・赤い羽根募金納入・環境美化キャンペーン参加
11 月	役員会・公園清掃・自治振興推進大会参加
12 月	役員会・公園清掃・歳末助け合い運動・子ども餅つき大会・子ども会廃品回収
1 月	役員会・公園清掃・新成人者記念品贈呈
2 月	役員会・公園清掃・子ども会廃品回収
3 月	総会・役員会・公園清掃・令和△年度自治会役員改選
摘 要	

予算書、決算書の参考例

令和〇年度 予算書【例】

収入の部

(単位：円)

科 目	①本年度	②前年度	増減 (①－②)	摘 要
会費	900,000	900,000	0	300 円×12 月×250 世帯
集会所維持費	150,000	150,000	0	50 円×12 月×250 世帯
広報ながさき等配布謝礼金	162,000	162,000	0	54 円×12 月×250 世帯
リサイクル推進活動謝礼金	75,000	75,000	0	300 円(年 額)×250 世帯
公園清掃活動費	39,600	39,600	0	3,300 円×12 月
集団回収補助金	200,000	180,000	20,000	古紙、アルミ缶等
預金利息	100	100	0	
寄付金	10,000	10,000	0	
繰越金	432,172	405,594	26,578	前年度繰越金
合計	1,968,872	1,922,294	46,578	

支出の部

(単位：円)

科 目		①本年度	②前年度	増減（①－②）	摘 要
総務費	会議費	10,000	10,000	0	総会 5,000 円、役員会 5,000 円
	報酬	45,000	45,000	0	会長 10,000 円、役員 5,000 円
	旅費	10,000	10,000	0	役員交通費
	備品費	100,000	20,000	80,000	机 2 台、椅子 10 脚
	消耗品費	20,000	20,000	0	事務消耗品
	印刷費	100,000	100,000	0	会議資料、回覧等印刷費
	通信運搬費	5,000	5,000	0	切手、はがき
	慶弔費	30,000	30,000	0	出産祝、香典
活動費	防犯・防災部	100,000	30,000	70,000	防犯ベスト 10 着ほか
	文化体育部	800,000	800,000	0	夏祭り 600,000 円ほか
	婦人部	50,000	50,000	0	フリーマーケットほか
	子ども会	100,000	100,000	0	スポーツ大会 50,000 円ほか
集会所費	光熱水費	200,000	200,000	0	電気、ガス、水道代
	施設修繕費	150,000	300,000	△150,000	集会所玄関の補修
	保険料	70,000	70,000		火災保険料
予備費		178,872	132,294	46,578	
合計		1,968,872	1,922,294	46,578	

令和△年度 決算書【例】

収入の部

(単位：円)

科 目	①予算額	②決算額	差引 (①-②)	摘 要
会費	900,000	892,800	7,200	300 円×12 月×248 世帯
集会所維持費	150,000	148,800	1,200	50 円×12 月×248 世帯
広報ながさき等配布謝礼金	162,000	160,704	1,296	54 円×12 月×248 世帯
リサイクル推進活動謝礼金	75,000	74,400	600	300 円 (年額) ×248 世帯
公園清掃活動費	39,600	39,600	0	3,300 円×12 月
集団回収補助金	180,000	192,150	△12,150	古紙、アルミ缶等
預金利息	100	386	△286	
寄付金	10,000	30,000	△20,000	夏祭りへ 30,000 円
繰越金	405,594	405,594	0	前年度繰越金
合計	1,922,294	1,944,434	△22,140	

支出の部

(単位：円)

科 目		①予算額	②決算額	差引（①-②）	摘 要
総務費	会議費	10,000	5,640	4,360	総会 3,240 円、役員会 2,400 円
	報酬	45,000	45,000	0	会長 10,000 円、役員 5,000 円
	旅費	10,000	3,150	6,850	役員交通費
	備品費	20,000	8,190	11,810	壁掛け時計
	消耗品費	20,000	5,040	14,960	コピー用紙
	印刷費	100,000	73,800	26,200	会議資料、回覧等印刷
	通信運搬費	5,000	7,000	△2,000	切手、はがき
	慶弔費	30,000	25,000	5,000	出産祝、香典
活動費	防犯・防災部	30,000	13,721	16,279	懐中電灯 5 個ほか
	文化体育部	800,000	635,135	164,865	夏祭り 593,210 円ほか
	婦人部	50,000	50,000	0	フリーマーケット 21,482 円ほか
	子ども会	100,000	117,323	△17,323	スポーツ大会 74,230 円ほか
集会所費	光熱水費	200,000	181,763	18,237	電気、ガス、水道代
	施設修繕費	300,000	278,000	22,000	集会所外壁の補修
	保険料	70,000	63,500	6,500	火災保険料
予備費		132,294	0	132,294	
合計		1,922,294	1,512,262	410,032	

収入合計 1,944,434 円 — 支出合計 1,512,262 円 = 次年度繰越額 432,172 円

個人情報取り扱いルール of 参考例

※あくまでも例ですので、詳細な内容については、各自治会の実情に応じて決定してください。

〇〇〇自治会 個人情報取り扱いルール

(〇〇年〇月総会議決)

〇〇自治会は、個人情報の取り扱いに関するルールについて次のとおり定めます。

当自治会は、保有する個人情報について本ルールに沿って適正に取り扱います。

(適正な取得について)

当自治会は、名簿に掲載するための住所、氏名や自治会で保管する緊急連絡先など、活動に必要な範囲内においてのみ、適正に個人情報を取得します。

(利用目的について)

当自治会は、以下の利用目的の範囲内で個人情報を利用します。

- ・ 会員相互の親睦のため
- ・ 名簿の作成、会員への配布、連合自治会への提出のため
- ・ 会報を送付するため
- ・ 緊急連絡のため
- ・ 地域住民の相談に応じ、必要な援助を行うため

(第三者への提供について)

当自治会は、以下の法令に基づく場合などを除き、会員本人の同意を得ずに第三者に個人情報を提供しません。

- ・法令に基づく場合
- ・人の生命、身体又は財産の保護に必要な場合
- ・公衆衛生、児童の健全育成に必要な場合
- ・国、地方公共団体等に協力する場合

(管理について)

当自治会は、個人情報と安全な場所に保管し、退会した会員の情報など保管の必要がなくなった情報は、裁断、廃棄するなど、漏えいや紛失等の事故が起きないように努めます。このため、管理担当者を定めます。

名簿など会員に配布する情報については、各会員に対し、外部の者に渡って営業活動に利用されたりすることのないよう周知をします。

また、個人情報最新かつ正確な状態に保つことに努めます。

(お問い合わせ先)

〇〇自治会 会 長 〇〇 〇〇 (電話 xxx-xxxx)

管理担当者 ○○ ○○ (電話 XXX-XXXX)

名簿作成の調査票の参考例

〇〇年〇月〇日

〇〇自治会 会員各位

〇〇自治会
会長 〇〇 〇〇

令和〇年度 〇〇自治会の名簿作成について

〇〇の候、皆様におかれましては、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。
日頃から、自治会活動にご理解、ご協力いただき、誠にありがとうございます。
さて、新年度を迎え、新たに自治会員名簿を作成したいと考えています。
今年度も、会員の皆様に喜んでいただけるようなイベント等を企画し、その開催の
ご案内や、緊急時の連絡体制など、自治会の運営において必要となるため、下記調査票
に必要事項をご記入いただき、〇月〇日までに〇〇（〇〇町〇番〇号、電話 xxx-xxxx）
へご提出くださいますようお願いいたします。

なお、個人情報の取り扱いには十分注意し、厳重に管理いたします。ご記入いた
いた情報は、当自治会の運営・活動に関すること以外に使用したり、ご本人様の同意
なく、第三者に提供したりすることはありません。また、年度終了後は、適切に廃棄
しますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

----- きりとり線 -----

【調査票】

これはあくまで参考例です。
調査票の内容については、自治会
ごとでどのような項目が必要なの
か話し合ってください。

ふりがな 世帯主のお名前		電話	
		FAX	
住 所			
家族構成	() 人		

※ 〇月〇日までに〇〇（〇〇町〇番〇号、電話 xxx-xxxx）へご提出ください。